

**社会復帰促進等事業に関する令和7年度成果目標の実績評価
及び令和8年度成果目標(案)**

目 次

令和８年度 事業番号	令和７年度 事業番号	事業名	頁
1	1	外科後処置等経費	1
2	2	義肢等補装具費支給経費	2
3	3	特殊疾病アフターケア実施費	3
4	4	社会復帰特別対策援護経費	4
5	5	CO 中毒患者に係る特別対策事業経費	5
6	6	独立行政法人労働者健康安全機構運営費・施設整備費	6
7	7	労災疾病臨床研究事業費補助金事業	12
8	8	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	13
9	9	労災就学等援護経費	14
10	10	労災ケアサポート事業経費	15
11	11	休業補償特別援護経費	16
12	12	長期家族介護者に対する援護経費	17
13	13	労災特別介護施設運営費・設置経費	18
14	14	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	20
15	15	過労死等防止対策推進経費	22
16	16	安全衛生啓発指導等経費	24
17	17	職業病予防対策の推進	26
18	18	じん肺等対策事業	29
19	19	職場における受動喫煙対策事業	31
20	20	職場における化学物質管理促進のための総合対策	33
21	21	産業保健活動総合支援事業	35
22	22	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	36
23	23	メンタルヘルス対策等事業	38
24	24	治療と仕事の両立支援事業	40
25	25	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	42
26	26	建設業等における労働災害防止対策費	44
27	27	第三次産業労働災害防止対策支援等事業（就労構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進）	46
28	28	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	48
29	29	機械等に起因する災害防止対策費	49

30	30	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	51
31	31	家内労働安全衛生管理費	53
32	32	働く女性の健康支援事業	55
33	33	外国人技能実習機構交付金	56
34	34	労働災害防止対策費補助金経費	58
35	35	産業医学振興経費	61
36	36	未払賃金立替払事務実施費	64
37	37	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み 方の見直し	66
38	38	テレワーク普及促進等対策	69
39	39	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組	71
40	40	中小企業退職金共済事業経費	73
41	41	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費	74
42	42	個別労働紛争対策費・多言語相談支援事業	77
43	43	雇用労働センター設置・運営経費	79
44	44	フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業	81

事業名		外科後処置等経費							事業番号 (令和8年度)	1
									事業番号 (令和7年度)	1
事業の別		社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							担当係	福祉係
実施主体		都道府県労働局								
事業／制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、以下の対象者に対し、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術を行う等、外科後処置に要する費用を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を 対象に)	障害(補償)等給付の支給決定を受けた被災労働者								
	事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む)	外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療の給付を行う。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。								
	実施 体制	都道府県労働局において、手術等に要した費用及びそのための旅費に関する申請に基づき支給を行う。								
令和4年度 予算額 (千円)		42,666	令和5年度 予算額 (千円)	36,466	令和6年度 予算額 (千円)	30,723	令和7年度 予算額 (千円)	48,110	令和8年度 予算額 (千円)	36,566
令和4年度 決算額 (千円)		28,395	令和5年度 決算額 (千円)	48,635	令和6年度 決算額 (千円)	30,342	令和7年度 決算額 (千円)	45,190	令和8年度 雇用勘定予算額 0(千円)	
令和4年度 予算執行率 (%)		66.6	令和5年度 予算執行率(%)	133.4	令和6年度 予算執行率(%)	98.8	令和7年度 予算執行率(%)	93.9	一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
7 年 度 目 標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			7 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	85.2%(申請件数:61件、1か月以内に決定した件数:52件)			
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。			
7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和8年度 事業概要		令和7年度と同様								
令和8年度目標 (アウトカム指標)		申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。								
令和8年度目標 (アウトプット指標)		申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。								
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)		外科後処置等経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。								
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性		執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。								

事業名		義肢等補装具費支給経費						事業番号 (令和8年度)	2	
								事業番号 (令和7年度)	2	
事業の別		社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							担当係	福祉係
実施主体		都道府県労働局								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、以下の対象者が、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢等補装具を必要とする場合に、その購入等に要した費用を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	障害(補償)等給付又は傷病(補償)等年金の支給決定を受けた被災労働者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給する。 また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給する。								
	実施体制	厚生労働省本省及び都道府県労働局において、義肢等補装具の購入等に要した費用及びその装着等に要する旅費に関する費用について申請に基づき支給を行う。								
令和4年度 予算額 (千円)		3,427,493	令和5年度 予算額 (千円)	3,430,069	令和6年度 予算額 (千円)	3,621,871	令和7年度 予算額 (千円)	3,710,687	令和8年度 予算額 (千円)	3,911,656
令和4年度 決算額 (千円)		3,331,398	令和5年度 決算額 (千円)	3,366,815	令和6年度 決算額 (千円)	3,525,806	令和7年度 決算額 (千円)	3,710,363	令和8年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和4年度 予算執行率 (%)		97.2	令和5年度 予算執行率(%)	98.2	令和6年度 予算執行率(%)	97.3	令和7年度 予算執行率(%)	100.0		
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
7年度目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。			7年度実績	アウトカム 指標 【○】	87.6%(申請件数:9,358件、1か月以内に決定した件数:8,198件)			
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。			
7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和8年度 事業概要		令和7年度と同様								
令和8年度目標 (アウトカム指標)		申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。								
令和8年度目標 (アウトプット指標)		申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。								
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)		義肢等補装具支給経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。								
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性		執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。								

事業名		特殊疾病アフターケア実施費							事業番号 (令和8年度)		3
									事業番号 (令和7年度)		3
事業の別		社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							担当係	福祉係	
実施主体		都道府県労働局									
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	傷病の治癒後に障害が残った被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、症状固定後の被災労働者が、後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあることにかんがみ、以下の対象者に対し、予防その他の保健上の措置を実施するもの。また、その通院に要する費用を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。									
	対象 (誰／何を対象に)	症状固定後の被災労働者(対象となる傷病に限る)									
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	症状固定後も後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあることにかんがみ、せき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。									
	実施体制	都道府県労働局においてアフターケア手帳の交付事務を行い、厚生労働省本省においてこれに係る費用(委託費・通院費)の支給を行う。									
令和4年度 予算額 (千円)		3,526,974	令和5年度 予算額 (千円)	3,430,352	令和6年度 予算額 (千円)	3,399,972	令和7年度 予算額 (千円)	3,224,666	令和8年度 予算額 (千円)	3,015,652	
令和4年度 決算額 (千円)		3,526,974	令和5年度 決算額 (千円)	2,804,759	令和6年度 決算額 (千円)	2,689,578	令和7年度 決算額 (千円)	2,580,841	令和8年度 雇用勘定予算額 0(千円)		
令和4年度 予算執行率 (%)		83.1	令和5年度 予算執行率(%)	81.8	令和6年度 予算執行率(%)	79.1	令和7年度 予算執行率(%)	80.0	一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
7年度目標	アウトカム 指標	アフターケア手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			7年度実績	アウトカム 指標 【○】	81.9%(請求件数:3,564件、1か月以内に決定した件数:2,920件)				
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。				
7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。									
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。									
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
令和8年度 事業概要		令和7年度と同様									
令和8年度目標 (アウトカム指標)		アフターケア手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。									
令和8年度目標 (アウトプット指標)		申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。									
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)		特殊疾病アフターケア実施費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。									
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性		執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。									

事業名		社会復帰特別対策援護経費							事業番号 (令和8年度)	4
									事業番号 (令和7年度)	4
事業の別		社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							担当係	福祉係
実施主体		都道府県労働局								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	傷病の治癒後に、被災労働者の社会復帰の促進を図ることを目的に、労災保険給付を補完するものとして、以下の対象者に対し、就職準備金や移転費用を補填するための援護金を支給するもの。被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであるため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	症状固定後の振動障害者等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。								
	実施体制	都道府県労働局において、各援護金に関する申請に基づき支給を行う。								
令和4年度 予算額 (千円)		297,779	令和5年度 予算額 (千円)	301,317	令和6年度 予算額 (千円)	290,574	令和7年度 予算額 (千円)	307,564	令和8年度 予算額 (千円)	322,328
令和4年度 決算額 (千円)		288,331	令和5年度 決算額 (千円)	361,821	令和6年度 決算額 (千円)	321,518	令和7年度 決算額 (千円)	296,672	令和8年度 雇用勘定予算額 〇(千円)	
令和4年度 予算執行率 (%)		96.8	令和5年度 予算執行率(%)	120.1	令和6年度 予算執行率(%)	110.6	令和7年度 予算執行率(%)	96.5	一般会計予算額 〇(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
7年度目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。			7年度実績	アウトカム 指標 【○】	80.1%(申請件数:221件、1か月以内に決定した件:177件)			
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。				アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。			
7年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題		標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和8年度 事業概要		令和7年度と同様								
令和8年度目標 (アウトカム指標)		申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。								
令和8年度目標 (アウトプット指標)		申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。								
令和8年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)		社会復帰特別対策援護経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定にじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。								
令和9年度要求に向けた事業の方向性		執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。								

事業名		CO中毒患者に係る特別対策事業経費						事業番号 (令和8年度) 事業番号 (令和7年度)		5 5
事業の別		社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							担当係	機構・団体管理室 機構調整第二係
実施主体		(一社)福岡県社会保険医療協会								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のための)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)第11条に基づき、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症患者(以下「CO中毒患者」という。)のリハビリテーション施設として運営されていた大牟田労災病院が、「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)により、平成17年度末に廃止されたことから、従前、国が大牟田労災病院に行わせていた機能・役割を引き続き確保するため、後継の医療機関において、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制や社会復帰促進支援体制を整備する。 本事業は、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制、社会復帰促進支援体制を整備するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に規定される「被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業」に該当するため、社会復帰促進等事業で行うべきものである。								
	対象 (誰／何を対象に)	(一社)福岡県社会保険医療協会に対し、CO中毒患者に係る特別対策事業を業務委託する。								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	CO中毒患者特有の症状に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託する。 ・医療、看護体制等の整備 ・リハビリテーション(グループワーク等)の実施 ・レクリエーションの実施 ・送迎の実施								
	実施体制	(一社)福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田天領病院								
	令和4年度 予算額 (千円)	496,004	令和5年度 予算額 (千円)	494,470	令和6年度 予算額 (千円)	494,199	令和7年度 予算額 (千円)	494,117	令和8年度 予算額 (千円)	493,392
令和4年度 決算額 (千円)	496,004	令和5年度 決算額 (千円)	494,470	令和6年度 決算額 (千円)	494,199	令和7年度 決算額 (千円)	494,117	令和8年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
令和4年度 予算執行率 (%)	100.0	令和5年度 予算執行率(%)	100.0	令和6年度 予算執行率(%)	100.0	令和7年度 予算執行率 (%)	100.0			
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
7 年度 目標	アウトカム 指標	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数をアウトカム指標とし、令和7年度においては年間141日以上とする。			7 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	・令和7年度におけるグループワークの年間実施日数は145日であった。			
	アウトプット 指標	委託内容に基づき、委託先において、次の事項について適切に実施する。 ・患者に必要なリハビリテーションを適切に実施するための人員(10名を基本とする)を確保する。 ・高齢化した患者の看護負担の軽減等を図るため、療養生活を支援するための人員(患者2名につき1名を基本とする)を配置する。				アウトプット 指標 【○】	・リハビリテーションを適切に実施するための人員を10名を確保した。 ・患者2名あたり1.5名の療養生活を支援するための人員を配置した。			
7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		委託先医療機関に対し、適宜、必要な指導等を行い、グループワーク、リハビリテーション等を行うための診療体制の整備を図ることができたため、目標を達成した。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き、委託先機関に対し、適宜、必要な指導を行うなどして、グループワーク、リハビリテーション等を行うための診療体制の整備に努める。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和8年度 事業概要		令和7年度と同様								
令和8年度目標 (アウトカム指標)		CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数をアウトカム指標とし、令和8年度においては年間141日以上とする。								
令和8年度目標 (アウトプット指標)		委託内容に基づき、委託先において、次の事項について適切に実施する。 ・患者に必要なリハビリテーションを適切に実施するための人員(10名を基本とする)を確保する。 ・高齢化した患者の看護負担の軽減等を図るため、療養生活を支援するための人員(患者2名につき1名を基本とする)を配置する。								
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)		上記のアウトカム指標は、本事業の目的である、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等や社会復帰促進支援体制等の整備による成果を計測するためのものであることから、入院患者の症状に応じた適切な医療等を提供するために必要な実施日数を水準とした。 なお、実施日数は以下のとおり算出した。 ・週の実施日数(3日間)×年間47週(52週(1年間の週数)－5週(休日の合計週数))＝141日								
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性		以下の理由により今後も引き続き実施する必要がある。 ①炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)第11条において、「政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない」と規定されていること ②平成16年、坂口厚生労働大臣(当時)が国会の場において、患者については国が最後まで責任を持って対応していきたいと考えている旨の答弁をしていること ③CO中毒による入院患者は、現在、平均年齢が90歳を超えており、その特性から療養環境を変えることは医療上問題があること								

事業名	独立行政法人労働者健康安全機構運営費、施設整備費 (1)医療リハビリテーションセンターの運営 (2)総合せき損センターの運営 (3)産業殉職者慰霊事業 (4)治療就労両立支援センターの運営 (5)労働安全衛生総合研究所の運営 (6)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	事業番号 (令和8年度)	6
		事業番号 (令和7年度)	6
事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号):(1)～(2)、(4)、(6) 被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号):(3) 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号):(5)～(6)	担当係	機構・団体管理室 機構調整第一係
実施主体	(独)労働者健康安全機構		
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため) (1)医療リハビリテーションセンターの運営 労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1か所)を設置し、専門のリハビリテーションスタッフが、被災労働者等の病気やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより対応する。また、生活支援機器等の開発も行う。さらに、隣接する職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営)との連携の下に、被災労働者の職場・自宅復帰を図る。 (2)総合せき損センターの運営 労働災害等による外傷により脊椎、せき髄に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(2か所)を設置する。この施設では、総合的なせき髄損傷の専門施設として、重度障害者が麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーションを行い、さらに、重度障害者の支援機器等の開発などを行う。 (3)産業殉職者慰霊事業 産業災害により殉職された人を慰霊するため、高尾みころも霊堂で、毎年秋に各都道府県の遺族代表を始め政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を行う。 (4)治療就労両立支援センターの運営 全国9か所に治療就労両立支援センターを設置し、作業態様と疾病の発症との因果関係の情報収集及び調査研究、労働者に対する健康相談及び指導(①作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止②傷病による休業等からの職場復帰③治療と就労の両立)に係る事例の収集・集積等を実施する。 (5)労働安全衛生総合研究所の運営 応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うほか、労働災害の発生現場における原因調査、事業場の労働現場の実態把握等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行う。また、吸入ばく露試験等の化学物質に係る試験等を計画的に実施する。研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表している。その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学的側面から究明した上で、行政に報告する。 (6)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 中期計画等で定めた施設整備計画に基づき、増改築等工事や機器整備を実施する。 (1)から(6)については、独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。	対象 (誰・何を対象に) (1)(2)被災労働者 (3)産業殉職者及びその遺族 (4)労働者 (5)事業者、労働者 (6)(独)労働者健康安全機構が運営する施設	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む) (1)医療リハビリテーションセンターの運営 労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1か所)を設置し、専門のリハビリテーションスタッフが、被災労働者等の病気やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより対応する。また、生活支援機器等の開発も行う。さらに、隣接する職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営)との連携の下に、被災労働者の職場・自宅復帰を図る。 (2)総合せき損センターの運営 労働災害等による外傷により脊椎、せき髄に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(2か所)を設置する。この施設では、総合的なせき髄損傷の専門施設として、重度障害者が麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーションを行い、さらに、重度障害者の支援機器等の開発などを行う。 (3)産業殉職者慰霊事業 産業災害により殉職された人を慰霊するため、高尾みころも霊堂で、毎年秋に各都道府県の遺族代表を始め政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を行う。 (4)治療就労両立支援センターの運営 全国9か所に治療就労両立支援センターを設置し、作業態様と疾病の発症との因果関係の情報収集及び調査研究、労働者に対する健康相談及び指導(①作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止②傷病による休業等からの職場復帰③治療と就労の両立)に係る事例の収集・集積等を実施する。 (5)労働安全衛生総合研究所の運営 応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うほか、労働災害の発生現場における原因調査、事業場の労働現場の実態把握等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行う。また、吸入ばく露試験等の化学物質に係る試験等を計画的に実施する。研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表している。その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学的側面から究明した上で、行政に報告する。 (6)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 中期計画等で定めた施設整備計画に基づき、増改築等工事や機器整備を実施する。 (1)から(6)については、独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。
	実施体制	(独)労働者健康安全機構において実施	

運営交付金 令和4年度 予算額 (千円)	11,220,887	運営交付金 令和5年度 予算額 (千円)	11,232,580	運営交付金 令和6年度 予算額 (千円)	12,179,681	運営交付金 令和7年度 予算額 (千円)	12,077,763	運営交付金 令和8年度 予算額 (千円)	12,215,306
令和4年度 決算額 (千円)	10,962,855	令和5年度 決算額 (千円)	13,182,609	令和6年度 決算額 (千円)	11,284,761	令和7年度 決算額 (千円)	11,938,942	令和8年度 雇用勘定予算額 〇(千円) 一般会計予算額 〇(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和4年度 予算執行率 (%)	97.7	令和5年度 予算執行率 (%)	117.4	令和6年度 予算執行率 (%)	92.7	令和7年度 予算執行率 (%)	98.9		
施設整備費補助金 令和4年度 予算額 (千円)	2,392,234 (令和5年度へ の繰越額 153,766)	施設整備費補助金 令和5年度 予算額 (千円)	1,485,957 (令和6年度へ の繰越額 47,898)	施設整備費補助金 令和6年度 予算額 (千円)	2,195,269 (令和7年度へ の繰越額 185,185)	施設整備費補助金 令和7年度 予算額 (千円)	5,451,799	施設整備費補助金 令和8年度 予算額 (千円)	3,863,272
令和4年度 決算額 (千円)	2,003,024	令和5年度決算額 (千円)	1,282,540	令和6年度 決算額 (千円)	1,787,857	令和7年度決算額 (千円)	5,138,374	令和8年度 雇用勘定予算額 〇(千円) 一般会計予算額 〇(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和5年度 予算執行率 (%)	89.5	令和5年度 予算執行率 (%)	89.2	令和6年度 予算執行率 (%)	81.4	令和7年度 予算執行率 (%)	94.3		
令和6年度評価と それを踏まえた	令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
アウトカム指標	(1)医療リハビリテーションセンターの運営 ①四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、高度専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化に取り組むことにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を引き続き80%以上確保する。 ②入院患者に対する患者満足度調査において、医療リハビリテーションセンター・せき損センターの3施設平均で80%以上の満足度を確保する。 (2)総合せき損センターの運営 ①外傷による脊椎・せき随障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を引き続き80%以上確保する。 ②入院患者に対する患者満足度調査において、医療リハビリテーションセンター・せき損センターの3施設平均で80%以上の満足度を確保する。 (3)産業殉職者慰霊事業 来堂者、遺族等の満足度調査で、平均点3.0点以上を得る。 (4)治療就労両立支援センターの運営 治療と仕事の両立について支援した雇患者に対し、病院、職場及び両立支援コーディネーターそれぞれの対応に関するアンケートを行い、病院、職場及び両立支援コーディネーターによるトライアングル型サポート体制が有用であった旨の評価を対象者の90%以上から得る。 (5)労働安全衛生総合研究所の運営 ①第5期中期目標(5年間で50件)の達成に向けて、調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数を引き続き10件以上とする。 ②吸入ばく露試験等の成果を国内外に発信し、有害性評価の進展に資する。			アウトカム指標○	(1) ①医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:92.3% ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者72人／四肢脊椎の障害・中枢神経麻痺患者の退院患者数78人 ②3施設平均の満足度:88.1% ※『入院患者さんへのアンケート』における「総合評価」で「5 満足」「4 やや満足」を選んだ人数:148人／アンケート回答者数:168人 により算出 (2) ①医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:88.0% ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者132人／外傷性脊椎・せき随損傷患者の退院患者数150人 ②3施設平均の満足度:88.1%((1)②と同様の指標。) ※『入院患者さんへのアンケート』における「総合評価」で「5 満足」「4 やや満足」を選んだ人数:148人／アンケート回答者数:168人 により算出 (3) 来堂者、遺族等の満足度調査:3.6点 ※アンケート回答者357人 ※みこころも霊堂のアンケートにおける項目「全体的な評価」について、非常に満足…4点、満足…3点、不満足…2点、非常に不満足…1点としたときの平均点。 (4) 有用であった旨の評価:96.8% ※「有用であった」旨の回答239件／回答者数247件 (5) ①労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数:15件 ②吸入ばく露試験等の結果は学会発表(第42回日本毒性病病理学会(令和8年1月23日)演題「アリルアルコールのrasH2遺伝子改変マウスを用いた吸入がん原性試験の腫瘍発生」、第73回日本職業災害・医学会学術大会(令和7年11月2日)演題「F344ラットにおける酸化チタンナノ粒子吸入暴露によるじん肺病変」などを含め計20件)等を行うことで成果の普及を図っている。				

令和7年度目標		(6) 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 ①「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、随意契約の事前点検等、調達の合理化に努め、「契約監視委員会」を開催し、契約の点検を実施することで、契約の適正化を図る。 ②契約締結状況を(独)労働者健康安全機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。	令和7年度実績		(6) ①調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施した。また、契約監視委員会による契約の点検を実施した結果、不適正な処理は1件も認められなかったため、確実な契約の点検の実施及び事務処理等の適正化を図ることができた。 ②契約締結状況をホームページで随時公表した。
	アウトプット指標	(1) 医療リハビリテーションセンターの運営 引き続き年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。 (2) 総合せき損センターの運営 多職種間でせき損検討会を開催し、引き続き年間100症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。 (3) 産業殉職者慰霊事業 満足度調査で得た参拝者等からの要望等について、引き続き年4回以上の検討会を開催する。 (4) 治療就労両立支援センターの運営 ①過去に開発した予防法・指導法について、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。引き続き生活習慣病対策等の指導を実践し、事例の集積を行う。 ②「治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアル」を活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行うとともに、研修会やセミナー、両立支援コーディネーター基礎研修等を通じて引き続き同マニュアルの普及を図る。産業保健総合支援センターにおいて、両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的として、事例検討会を実施するとともに、両立支援における課題や好事例を共有し、意見交換するための両立支援コーディネーター交流会を実施する。 (5) 労働安全衛生総合研究所の運営 ①第5期中期目標に基づくプロジェクト研究13課題を実施する。 ②令和7年度の試験については、国が行うべき化学物質の有害性調査に関する今後の方針等も踏まえ、国の施策に資するような試験を実施するなど、厚生労働省と協議の上に対応する。 (6) 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 令和7年度施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、引き続き適正に施設整備を実施する。		アウトプット指標 ○	(1) 職業評価会議(運営協議会、OA講習を含む。)の実施件数:24—20回 (2) せき損検討会の開催実績:90回開催、検討症例実績:257—282症例 (3) 検討会の開催実績:4回 (4) ①第3期目標期間中に開発した予防法・指導法の成果物である「深夜勤務者のための食生活ガイドブック」等について、全国の産業保健総合支援センターを介し、事業場への普及を行った。生活習慣病等の指導により、集積した事例を用いて行う令和6年度開始研究について「予防医療モデル調査研究に関する検討会」において進捗状況等の中間評価を行った。 ②両立支援チームにより両立支援の事例(1,635件)を収集した。また、収集した事例を基に、両立支援コーディネーター基礎研修修了者及び地域企業等の人事・労務担当者を対象とした事例検討会を、全産業保健総合支援センター(47か所)において実施した。さらに、厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の改訂を踏まえ、改訂を行った両立支援コーディネーターマニュアルの普及を行った。 また、「両立支援事例集」を作成し、当機構ホームページに掲載し普及を行った。 両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的に、全国の産業保健総合支援センターにて「事例検討会」を実施するとともに、両立支援における課題や好事例を共有し、意見交換するための両立支援コーディネーター交流会を実施した。 (5) ①プロジェクト研究課題実施数:13課題 ②令和7年度は、短期吸入試験・経皮試験の本試験を実施するとともに、厚生労働省と協議しつつ被験物質の選定や試験の体制整備等を行った。 (6) 令和7年度施設整備計画に基づき、適切な調達を行った。

7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	(1)医療リハビリテーションセンターの運営 <医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合> ・主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう患者ごとのプログラムの作成に努めたため。 ・退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などを行ったため。 ・頸椎損傷患者及び高齢な患者が増える中、全国から広く患者を受け入れるとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだため。 ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する職業リハビリテーションセンターとの定期的な職業評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図ったため。 ・職業リハビリテーションセンターとの連携については、入所者に対して診療、緊急時対応、医療相談などを実施する一方、自院の入院患者が職業リハビリテーションセンターの職場復帰を目的とした技能向上・職種転換訓練などを受けており、その連携強化に取り組んだため。 <職業評価会議(運営協議会、OA講習を含む。)の実施件数> 定期的な評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図ったため。 (2)総合せき損センターの運営 <医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合> <せき損検討会の開催実績> ・主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう患者ごとのプログラムの作成に努めたため。 ・脊髄損傷患者などをヘリコプターで受け入れ、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供したため。 ・脊髄損傷者に対する日常生活の支援活動として、医用工学研究室や中央リハビリテーション部などにおいて、生活機器や住宅改修相談(現地調査を含む。)などの相談・支援活動を行ったため。 ・「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」事業を通じた「スライディングボード」の有効性評価の実施及び高齢者の移乗助に適した幅や仕様をモニター調査の実施により、移乗者・介助者双方により負担の少ないスライディングボードの開発に関する研究を実施したため。 ・障害のある方や介護の必要な方向けに、3Dプリントを活用した自助具(食事用、書字用、ひげそり用等)の普及に努めたため。 (3)産業殉職者慰霊事業 <慰霊の場にふさわしいとの評価> <検討会の開催実績> 日々の来堂者等からの要望を踏まえ、検討会を開催し、以下の環境整備等に努めたため。 ・霊堂改修工事により霊堂外壁の剥離・汚れ等が解消され、来堂者が歩きやすいバリアフリー化に努めている。また、「高尾みころも霊堂緑地内危険樹木等の剪定、伐採及び撤去」等により、高尾みころも霊堂の環境整備と維持管理を行った。 ・御遺族をはじめ、厚生労働大臣(代理)、日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、中央労働災害防止協会等の各界を代表する来賓に御参列いただき、慰霊式が開催できた。 ・慰霊式に参列できない遺族等に配慮し、インターネットによるライブ配信を行い、慰霊式開催後には、参列できなかった遺族のために式典の模様をホームページやX(旧Twitter)に掲載するとともに、式典の模様が伝わるよう写真を多用したパンフレットを作成し遺族に送付した。 ・霊堂職員に対して、施設の目的や歴史、遺族等への心のこもったサービスのあり方等慰霊の場にふさわしいもてなしに必要な事項をまとめた「接遇ナマナーマニュアル」を基にトレーニング(OJT)を行った。 (4)治療就労両立支援センターの運営 <有用であった旨の評価> 四半期ごとに各分野の問題点を集約し、全施設へのフィードバックするとともに「治療就労両立支援センター所長・事務長会議」等により情報共有を行ったため。また、両立支援コーディネーターによる意見交換会を開催し、各施設からの事例発表を通じ好事例の共有など両立支援の質の向上に向けた取組を行ったため。 <事業場への普及啓発> 予防法・指導法開発のため、各施設から中間報告の提出を受け、「予防医療モデル調査研究に関する検討会」において18テーマの中間評価を行い研究実施を推進したため。 <事例収集・事例検討会> 意見交換会で好事例の共有等を行い、支援実施事例について高い満足度を維持したため。また、収集した事例を全産業保健総合支援センターに提供するとともに、現場目録の事例検討会の実施に努めたため。 (5)労働安全衛生総合研究所の運営 <労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数> 行政機関、公的機関、国際機関等の要請に応じ、設置された厚生労働省労働基準局等の検討会に委員としての参加や、資料提供等に対応したため。 <プロジェクト研究課題実施数> 内部評価や所内研究発表会等の研究管理システムを活用し、研究の実施や論文発表等についての進行管理を徹底したため。 <有害性調査> 厚生労働省と協議しつつ、令和7年度当初から短期吸入試験・経皮試験の本試験を実施するとともに、被験物質の選定や、試験の体制整備などを行ったため。 <成果の普及> 化学物質の有害性評価に関する研究結果を学術雑誌に投稿し、論文掲載する等、有害性評価の進展に資する調査を行ったため。 (6)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施し、また、契約監視委員会による契約の点検を実施した結果、不適正処理は1件も認められず、締結した契約の事後点検を確実に実施したことで適正化が図られたため。 加えて、施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施したため。
---	---

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	(1)医療リハビリテーションセンターの運営 令和7年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ・患者ごとのプログラムを用いたチーム医療の実施、在宅就労支援プログラム等の実施 ・職業リハビリテーションセンターとの職業評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価 ・退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などの実施 (2)総合せき損センターの運営 令和7年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ・患者ごとのプログラムを用いたチーム医療の実施、在宅就労支援プログラム等の実施 ・退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などの実施 ・研究や開発により脊髄損傷患者を支援するとともに、蓄積したノウハウや開発機器等の普及・商品化への取組の実施 (3)産業殉職者慰霊事業 令和7年度目標の達成において効果があつた、納骨等に関する相談、満足度調査結果から分析した改善策の実施等を引き続き行い、慰霊の場にふさわしい環境の整備に努めていく。 (4)治療就労両立支援センターの運営 ・支援事例収集については両立支援データベースシステムへの確実な登録が必須であるため、各施設へデータベースシステムへの登録についての注意喚起を行い適切に登録するよう促す。 (5)労働安全衛生総合研究所の運営 引き続き、研究の進行管理の徹底および研究成果の発信をし、より大きな研究成果を上げていく。 (6)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 契約監視委員会による契約の点検及び適正化への取組と契約状況の公表を継続して行う。
評価	A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和8年度事業概要	令和7年度と同様。
令和8年度目標 (アウトカム指標)	(1)医療リハビリテーションセンターの運営 ①四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、高度専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化に取り組むことにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を引き続き80%以上確保する。 ②入院患者に対する患者満足度調査において、医療リハビリテーションセンター・せき損センターの3施設平均で80%以上の満足度を確保する。 (2)総合せき損センターの運営 ①外傷による脊椎・せき損障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を引き続き80%以上確保する。 ②入院患者に対する患者満足度調査において、医療リハビリテーションセンター・せき損センターの3施設平均で80%以上の満足度を確保する。 (3)産業殉職者慰霊事業 来堂者、遺族等の満足度調査で、平均点3.0点以上を得る。 (4)治療就労両立支援センターの運営 治療と仕事の両立について支援した雇患者に対し、病院、職場及び両立支援コーディネーターそれぞれの対応に関するアンケートを行い、病院、職場及び両立支援コーディネーターによるトライアングル型サポート体制が有用であった旨の評価を対象者の90%以上から得る。 (5)労働安全衛生総合研究所の運営 ①第5期中期目標(5年間で50件)の達成に向けて、調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数を引き続き10件以上とする。 ②吸入ばく露試験等の成果を国内外に発信し、有害性評価の進展に資する。 (6)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 ①「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、随意契約の事前点検等、調達の合理化に努め、「契約監視委員会」を開催し、契約の点検を実施することで、契約の適正化を図る。 ②契約締結状況を(独)労働者健康安全機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。
令和8年度目標 (アウトプット指標)	(1)医療リハビリテーションセンターの運営 引き続き年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。 (2)総合せき損センターの運営 多職種間でせき損検討会を開催し、引き続き年間215症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。 (3)産業殉職者慰霊事業 満足度調査で得た参拝者等からの要望等について、引き続き年4回以上の検討会を開催する。 (4)治療就労両立支援センターの運営 ①過去に開発した予防法・指導法について、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。引き続き生活習慣病対策等の指導を実践し、事例の集積を行う。 ②「治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアル」を活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行うとともに、研修会やセミナー、両立支援コーディネーター基礎研修等を通じて引き続き同マニュアルの普及を図る。産業保健総合支援センターにおいて、両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的として、事例検討会を実施するとともに、両立支援における課題や好事例を共有し、意見交換するための両立支援コーディネーター交流会を実施する。

	(5)労働安全衛生総合研究所の運営 ①第5期中期目標に基づくプロジェクト研究13課題を実施する。 ②令和8年度の試験については、国が行うべき化学物質の有害性調査に関する今後の方針等も踏まえ、国の施策に資するような試験を実施するなど、厚生労働省と協議の上に対応する。 (6)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 令和8年度施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、引き続き適正に施設整備を実施する。
令和8年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）	(1)医療リハビリテーションセンターの運営 ＜医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合＞ 当該数値目標については、医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、医療リハビリテーションセンターにおける実績の推移（右肩上がりではないこと）及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、引き続き中期目標と同率の80%以上とした。 ＜入院患者に対する患者満足度調査の結果＞ 当該数値目標については、満足度調査という性格上、業務の成果が必ずしも結果に結びつかないものも一定程度存在するため、労災病院における満足度の第5期中期目標と同様の水準の80%以上とした。 ＜職業評価会議（運営協議会、OA講習を含む。）の実施件数＞ 患者へ手厚いケアを行うとともに社会復帰の促進を図るため、少なくとも月1回は、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターと情報共有を行う必要があると考え、引き続き年間12回の職業評価会議の開催を目標として設定した。 (2)総合せき損センターの運営 ＜医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合＞ 当該数値目標については、総合せき損センターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、総合せき損センターにおける実績の推移（右肩上がりではないこと）及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、引き続き中期目標と同率の80%以上とした。 ＜入院患者に対する患者満足度調査の結果＞ 当該数値目標については、満足度調査という性格上、業務の成果が必ずしも結果に結びつかないものも一定程度存在するため、労災病院における満足度の第5期中期目標と同様の水準の80%以上とした。 ＜せき損検討会の開催実績＞ 患者へ手厚いケアを行うとともに社会復帰の促進を図るため、多職種が参加するせき損検討会を開催し、患者ごとのリハビリテーションプログラムを見直すことは有効であると考え。令和7年度までは100症例を目標として設定していたが、近年、目標を大幅に超える実績となっていたことから、分院ができた平成29年度から令和7年度の実績の平均値が214.8症例であったことを踏まえ、平均を上回る215症例を目標として設定することとした。（H29・・・165件、H30・・・168件、R1・・・194件、R2・・・139件、R3・・・230件、R4・・・240件、R5・・・258件、R6・・・257件、R7・・・282件） (3)産業殉職者慰霊事業 ＜慰霊の場にあふさわしいとの評価＞ 満足度調査について、第4期中期目標では「満足」とした者の割合（量的な観点）で見えていたものを変更し、質的な観点からも見るができるよう点数化することとし、全体的な評価が「満足」だった場合の点数（3点）を目標値とする（アンケート指標「非常に満足」4点、「満足」3点、「不満足」2点、「非常に不満足」1点とする。）。> ＜検討会の開催実績＞ 満足度調査に基づく参拝者等からの要望等については遅滞なく対応を検討することが求められることから、検討会の頻度を引き続き年4回以上としたものである。 (4)治療就労両立支援センターの運営 ＜有用であった旨の評価＞ 第5期中期目標は、第4期中期目標期間中の実績を鑑みて90%と上方に設定した。令和8年度については、令和7年度と同様に90%と設定した。 ＜事業場への普及啓発、事例集積＞ 疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者に一体的に取り組むことが求められているため。 (5)労働安全衛生総合研究所の運営 ＜労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数＞ 第5期中期目標で「労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献（中期目標期間中50件以上）」という目標が定められており、令和8年度の目標は、当該目標を達成するための単年度目標であるが、調査研究により得られた最新の科学的知見が関係法令等の施策に反映されることは労働災害の防止に資することから、中期目標件数を按分した10件以上をアウトカム指標とした。 ＜プロジェクト研究課題実施数＞ アウトプット指標に定めた研究課題（13課題）は以下のとおりである。 - 建設工事の施工段階に応じた災害発生リスクとその防止対策に関する研究死亡災害の撲滅を目指した対策の推進に関する研究 - 化学物質の危険性情報の整備及びリスクアセスメントへの活用に関する研究 - 絶縁体の帯電に起因する静電気災害対策の強化に関する研究 - 次世代型クレーン等を使用されるロープ等の安全性評価 - 水・雪に起因するすべり転倒防止に関する研究 - 過重労働に関する睡眠と疲労回復機序の研究 - 経皮ばく露による健康障害が懸念される産業化学物質の予測とそのばく露管理手法に関する研究 - 作業環境中の気中粗大粒子状物質の測定方法及び評価方法に関する研究 - 福祉用具を用いた解除作業における介護者および要介護者の体格差と腰部負担の関係 - 熱中症予防に効果的な機器・用品の活用に関する研究 - 高齢労働者における身体的負荷の評価に関する研究 - トラック運送業の過重労働対策支援と有効性に関する調査研究 - 発がん等慢性疾患への関与が懸念される産業化学物質の把握と予防的アプローチに関する取り組み ＜化学物質の有害性調査＞ 国が行うべき化学物質の有害性調査に関する今後の方針等も踏まえ、厚生労働省と協議の上に対応する必要があるため。 (6)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 前年度実績のとおり、契約監視委員会を開催し課題解決のための審議を行ったことで、不適正処理なく契約の適正化を図ることができたことから、今年度においても同様の取り組みが適当であるため。
令和9年度要求に向けた事業の方向性	(1)～(6)第5期中期目標を達成するため、引き続き実施する。

事業名		労災疾病臨床研究事業費補助金事業						事業番号 (令和8年度)		7	
								事業番号 (令和7年度)		7	
事業の別		社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)								担当係	疾病調査研究 補助金係
実施主体		個人、民間団体等									
事業／ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	①多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等に関し、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化等に寄与する研究 ②放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究 ③過労死等防止対策推進法に基づく調査研究 について、広く研究者を募り補助を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。 上記研究の成果は、被災労働者の社会復帰の促進、保険給付の適切な実施の確保、労働者の安全及び衛生の確保に寄与することから、社会復帰促進等事業で行う必要がある。									
	対象 (誰／何を 対象に)	研究を行う研究者個人、民間団体等									
	事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む)	原則として公募により広く研究者を募り、外部有識者から構成される評価委員会において公募課題の評価を行い、研究課題を決定する。									
	実施 体制	研究を行う研究者、民間団体等に対して、研究に必要な経費を補助する。									
令和4年度 予算額 (千円)	954,763	令和5年度 予算額 (千円)	906,977	令和6年度 予算額 (千円)	992,837	令和7年度 予算額 (千円)	1,052,794	令和8年度 予算額 (千円)	1,052,471		
令和4年度 決算額 (千円)	951,142	令和5年度 決算額 (千円)	903,354	令和6年度 決算額 (千円)	989,214	令和7年度 決算額 (千円)	1,049,171	令和8年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。			
令和4年度 予算執行率 (%)	100.0	令和5年度 予算執行率(%)	100.0	令和6年度 予算執行率(%)	100.0	令和7年度 予算執行率 (%)	100.0				
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し	令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
7 年度 目標	アウトカム 指標	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の90%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る			7 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、7.0点以上の評価を得た研究課題:95%				
	アウトプット 指標	公募にて採択された課題であって、申請時に研究事業予定期間が令和6年度終了予定の課題のうち、各年度の中間・事後評価委員会の評価を経て、研究事業予定期間どおり研究を終えた研究課題の割合が80%以上であること。				アウトプット 指標 【○】	公募にて採択された課題であって、申請時に研究事業予定期間が令和6年度終了予定の課題のうち、各年度の中間・事後評価委員会の評価を経て、研究事業予定期間どおり研究を終えた研究課題:100%				
7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		採択時等における評価委員からの指摘を研究者にフィードバックするとともに、行政施策の充実につながるような研究成果となるよう担当部署が研究者とコミュニケーションを適切に図るよう努めた。									
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き目標を達成できるよう、評価委員会における委員からの評価(「評価できる点、推進すべき点」、「疑問点、改善すべき点」等)を研究者にフィードバックするとともに、行政施策の充実につながるような研究成果となるよう担当部署が研究者とコミュニケーションを適切に図るよう努めていく。									
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
令和8年度 事業概要		令和7年度と同様									
令和8年度目標 (アウトカム指標)		労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の90%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る									
令和8年度目標 (アウトプット指標)		公募にて採択された課題であって、申請時に研究事業予定期間が令和7年度終了予定の課題のうち、各年度の中間・事後評価委員会の評価を経て、研究事業予定期間どおり研究を終えた研究課題の割合が80%以上であること。									
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)		アウトカム指標については、当該補助金の中間・事後評価委員会において、成果を上げている目安点数を、10点中7点以上としていることから、研究課題の90%以上について7.0点以上の評価を得ることを目標とした。 アウトプット指標については、本補助金が研究の成果により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としていることから、研究事業予定期間どおり研究を行うことを目標とした。									
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性		アウトプット指標及びアウトカム指標の目標を達成していることから、研究内容について想定する成果が得られているものと思料され、引き続き、研究内容及び競争性の向上を図りたい。									

事業名		炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費							事業番号 (令和8年度)	8
									事業番号 (令和7年度)	8
事業の別		被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							担当係	企画法令係
実施主体		都道府県労働局、労働基準監督署								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずること等により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(以下「CO特措法」という。))に基づく介護料は、平成8年に労働者災害補償保険法において介護補償給付が創設されたことに伴い廃止されたが、介護補償給付制度の創設前から既に介護料を受給している者については、経過措置としてCO特措法に基づく介護料を引き続き受給することができることとされたものであり、被災労働者の受ける介護の援護という労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致するものである。また、CO特措法上も同法の社会復帰促進等事業とする旨明記されているため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている被災労働者であって、常時介護を必要とするもの。								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	都道府県労働局・労働基準監督署において、上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要するもの : 最高限度額 186,050円 最低保障額 90,790円 ②常時監視を要し、随時介護を要するもの : 最高限度額 139,560円 最低保障額 68,090円 ③常時監視を要するが、通常は介助を要しないもの : 最高限度額 92,980円 最低保障額 42,700円 (※いずれも令和8年度の月額)								
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施								
令和4年度 予算額 (千円)	5,768	令和5年度 予算額 (千円)	5501	令和6年度 予算額 (千円)	5,444	令和7年度 予算額 (千円)	5,124	令和8年度 予算額 (千円)	5,074	
令和4年度 決算額 (千円)	4,949	令和5年度 決算額 (千円)	4658.84	令和6年度 決算額 (千円)	4,613	令和7年度 決算額 (千円)	4,763	令和8年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 0 (千円)		
令和4年度 予算執行率 (%)	85.8	令和5年度 予算執行率(%)	84.7	令和6年度 予算執行率(%)	84.7	令和7年度 予算執行率(%)	93.0	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し	令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
7 年度 目標	アウトカム 指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。			7 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	申請から1か月以内に決定した割合は100%であった。 (申請件数:106件、1か月以内に決定した件数:106件)			
	アウトプット 指標	申請について本省通達等に基づき適正に処理する。				アウトプット 指標 【○】	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。			
7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		本省通達に基づき、申請のあったものについて、局署が迅速・適正に処理をしたため。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和8年度 事業概要		令和7年度と同様								
令和8年度目標 (アウトカム指標)		申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。								
令和8年度目標 (アウトプット指標)		申請について本省通達等に基づき適正に処理する。								
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)		炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する介護料支給については、支給対象者から申請があった際に審査し支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり、申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づく給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を要綱に基づいて適正に処理することを目標とした。								
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性		引き続き、被災労働者等の支援を図るため、適切に実施する。								

事業名		労災就学等援護経費						事業番号 (令和8年度)	9
								事業番号 (令和7年度)	9
事業の別		被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	企画法令係
実施主体		都道府県労働局・労働基準監督署							
事業／ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	被災労働者及びその遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 本事業は、死亡労働者の子弟の就学状況の実態及び遺族等の要望などを勘案し、学資等の支弁が困難であると認められる者の学資等の一部を支給する労災就学援護費と、保育に係る費用の一部を援護することにより、保育を必要とする児童を抱える労災年金受給権者又はその家族の就労を促進する労災就労保育援護費からなり、それぞれ被災労働者及びその遺族の援護を図るという、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致するものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。							
	対象 (誰／何を 対象に)	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者又はその家族であって、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの及び就労のために子供の保育の必要が認められるもの。							
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	都道府県労働局・労働基準監督署において上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就学援護費及び労災就労保育援護費を支給する。 ①小学生……在学者1人につき月額16,000円 ②中学生……在学者1人につき月額21,000円(通信制課程に在学する者にあては18,000円) ③高校生等…在学者1人につき月額21,000円(通信制課程に在学する者にあては18,000円) ④大学生等…在学者1人につき月額39,000円(通信制課程に在学する者にあては30,000円) ⑤保育を要する児童…要保育児1人につき月額9,000円 (※いずれも令和8年度の月額)							
	実施 体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施							
令和4年度 予算額 (千円)	2,425,716	令和5年度 予算額 (千円)	2,425,680	令和6年度 予算額 (千円)	2,356,752	令和7年度 予算額 (千円)	2,281,905	令和8年度 予算額 (千円)	2,041,380
令和4年度 決算額 (千円)	2,060,728	令和5年度 決算額 (千円)	2,064,240	令和6年度 決算額 (千円)	1,991,508	令和7年度 決算額 (千円)	1,882,898	令和8年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和4年度 予算執行率 (%)	85.0	令和5年度 予算執行率(%)	85.1	令和6年度 予算執行率(%)	84.5	令和7年度 予算執行率(%)	82.5		
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し	令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
7 年度 目標	アウトカム 指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。			7 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	申請から1か月以内に決定した割合は81.1%であった。 (申請件数:561件、1か月以内に決定した件数:455件)		
	アウトプット 指標	申請について本省通達等に基づき適正に処理する。				アウトプット 指標 【○】	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。		
7年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題		本省通達に基づき、申請のあったものについて、局署が迅速・適正に処理をしたため。							
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。							
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				
令和8年度 事業概要		令和7年度と同様							
令和8年度目標 (アウトカム指標)		申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%以上とする。							
令和8年度目標 (アウトプット指標)		申請について本省通達等に基づき適正に処理する。							
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)		労災就学等援護費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 また、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。							
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性		引き続き、被災労働者等の支援を図るため、適切に実施する。							

事業名		労災ケアサポート事業経費							事業番号 (令和8年度)		10	
									事業番号 (令和7年度)		10	
事業の別		被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							担当係		年金福祉 第一係	
実施主体		(一財)労災サポートセンター										
事業／ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	在宅で介護、看護が必要な労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する労災ケアサポーター(看護師等)による訪問支援を実施すること等により、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。 本件事業は労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法による給付が受けられる場合であっても、業務上の災害(又は通勤による災害)による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしている(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。 このため、労働災害によって障害を被った労災重度被災労働者に対しては、広く国民一般を対象とした施策とは別に、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の規定に基づく社会復帰促進等事業の一つとして、独自の介護施策を展開する必要がある。										
	対象 (誰／何を 対象に)	65歳未満の労災重度被災労働者及びその家族										
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	65歳未満の労災重度被災労働者及びその家族に対して、次の業務を実施する。 ①介護、看護、健康管理等に関する専門的知識を有する労災ケアサポーター(看護師等)による訪問支援 ②医師による健康管理に関する医学専門的指導・相談 ③労災重度被災労働者傷病・障害の特性に応じた看護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護サービスの提供及び労災ホームヘルパーの養成 ※全国を7ブロックに分割して調達し、事業を実施(③については、関東甲信越ブロックのみで実施)										
	実施 体制	(一財)労災サポートセンターに事業を委託して実施										
令和4年度 予算額 (千円)		461,451	令和5年度 予算額 (千円)	429,924	令和6年度 予算額 (千円)	428,768	令和7年度 予算額 (千円)	428,768	令和8年度 予算額 (千円)	399,301		
令和4年度 決算額 (千円)		461,451	令和5年度 決算額 (千円)	428,768	令和6年度 決算額 (千円)	428,768	令和7年度 決算額 (千円)	428,768	令和8年度 雇用勘定予算額 〇(千円) 一般会計予算額 〇(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。			
令和4年度 予算執行率 (%)		100.0	令和5年度 予算執行率(%)	99.7	令和6年度 予算執行率(%)	100.0	令和7年度 予算執行率(%)	100.0				
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
7 年度 目標	アウトカム 指標	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。			7 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	有用であった旨の評価:93.9% ※7,343(有用の評価)／7,817(総回答数)					
	アウトプット 指標	労災重度被災労働者に対して、訪問支援(オンラインを含む)を年間11,100件以上実施する。				アウトプット 指標 【○】	訪問支援の件数:12,229件 ※達成率:110.2%					
7年度目標を達成(未達成)の理由(原因) ・今後の課題		労災ケアサポーター等による訪問支援が計画的かつ適切に行われたため。										
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題		引き続き、受託者からの状況把握及び必要な指導を行うことにより、適切な事業運営がなされるよう努める。										
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
令和8年度 事業概要		令和7年度事業概要と同様										
令和8年度目標 (アウトカム指標)		事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。										
令和8年度目標 (アウトプット指標)		労災重度被災労働者に対して、訪問支援(オンラインを含む)を年間8,600件以上実施する。										
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)		アウトカム指標については受益者である利用者からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図し、令和6年度実績を踏まえ、90%以上と設定した。 アウトプット指標については直近の 65 歳未満の労災重度被災労働者数8,558 人であり年々減少傾向であることを踏まえ、1人年1回以上の訪問し適切な支援が行えるよう、訪問支援件数を 8,600 件に見直した。										
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性		令和7年度に一般競争入札を実施して受託事業者を選定し、当該事業者と令和8年度から令和10年度までの3箇年契約を締結しており、令和9年度は所要額(契約額)を要求する。										

事業名		休業補償特別援護経費						事業番号 (令和8年度)	11					
								事業番号 (令和7年度)	11					
事業の別		被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							担当係	業務係				
実施主体		都道府県労働局												
事業／制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。 業務上疾病と認められた労働者のうち、じん肺等の遅発性疾病に罹患し、又は疾病の原因となる業務に従事した事業場が廃止されるなどにより、事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日分相当額を支給し、もって被災労働者の援護を図る。												
	対象 (誰／何を 対象に)	事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者												
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。最初の3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、事業場の廃止等によりこの休業待期3日間の休業補償を受けることができない労働者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。												
	実施 体制	被災労働者からの申請に基づき、労働基準監督署において支給決定し、都道府県労働局が休業補償3日分に相当する額を支給する。												
令和4年度 予算額 (千円)		1,261	令和5年度 予算額 (千円)		1,053	令和6年度 予算額 (千円)		939	令和7年度 予算額 (千円)		910	令和8年度 予算額 (千円)		806
令和4年度 決算額 (千円)		741	令和5年度 決算額 (千円)		593	令和6年度 決算額 (千円)		569	令和7年度 決算額 (千円)		603	令和8年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 0 (千円)		
令和4年度 予算執行率 (%)		58.8	令和5年度 予算執行率(%)		56.3	令和6年度 予算執行率(%)		60.6	令和7年度 予算執行率(%)		66.3	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価		A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
7 年 度 目 標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。 (本体給付と同時に受け付けた申請については、本体給付決定日を申請日として扱う。)				7 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	97% (申請件数:30件、1ヶ月以内に決定した件数:29件)						
	アウトプット 指標	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。					アウトプット 指標 【○】	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。						
7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため、各目標を達成した。 引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。												
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。												
評価				A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
令和8年度 事業概要		令和7年度と同様												
令和8年度目標 (アウトカム指標)		申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を85%以上とする。 (本体給付と同時に受け付けた申請については、本体給付決定日を申請日として扱う。)												
令和8年度目標 (アウトプット指標)		申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。												
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)		休業補償特別援護経費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。												
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性		執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。												

事業名		長期家族介護者に対する援護経費							事業番号 (令和8年度)	12
									事業番号 (令和7年度)	12
事業の別		被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							担当係	企画法令係
実施主体		都道府県労働局・労働基準監督署								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯では、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るため、長期家族介護者援護金を支給している。 本事業は、要介護状態の重度被災労働者の遺族の生活を援護するための事業であり、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致することから、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	長期間介護に当たってきた重度被災労働者の遺族								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由で死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から、一時金100万円を支給する。								
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施								
令和4年度予算額 (千円)		41,000	令和5年度予算額 (千円)	40,000	令和6年度予算額 (千円)	46,000	令和7年度予算額 (千円)	49,000	令和8年度予算額 (千円)	45,000
令和4年度決算額 (千円)		47,000	令和5年度決算額 (千円)	49,000	令和6年度決算額 (千円)	29,000	令和7年度決算額 (千円)	58,000	令和8年度雇用勘定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 0 (千円)	
令和4年度予算執行率 (%)		114.6	令和5年度予算執行率(%)	122.5	令和6年度予算執行率(%)	63.0	令和7年度予算執行率(%)	118.4	※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
令和6年度評価とそれを踏まえた令和8年度事業の見直し		令和6年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
7年度目標	アウトカム指標	受給者からアンケートを取り、遺族の生活の激変を緩和できた旨の評価を80%以上得る。			7年度実績	アウトカム指標【○】	受給者からアンケートを取った結果、回答を得たアンケートのうち、遺族の生活の激変を緩和できた旨の評価は94.7%であった。			
	アウトプット指標	全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。				アウトプット指標【○】	支給件数58件のうち、申請から支給決定までに要した期間が1ヶ月を超えているものが9件あったが、いずれも申請者にあらかじめ連絡をしていた。			
7年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題		申請から支給決定までに要する期間が1か月を超える場合は、申請者に事前に連絡することとしていたため、連絡を引き続き適正な運用に努める。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		昨年度は制度の対象者に制度の説明を行う等の対応を労働局に指示したところであり、利用が増加した。引き続き、支給が必要な対象者に迅速な給付を行うよう、事業の適正な運営に努める。 また、申請から支給決定までに要する期間が1か月を超える場合は、あらかじめ申請者に連絡する対応について労働局に徹底できるよう引き続き指示する。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和8年度事業概要		令和7年度と同様								
令和8年度目標(アウトカム指標)		受給者からアンケートを取り、遺族の生活の激変を緩和できた旨の評価を80%以上得る。								
令和8年度目標(アウトプット指標)		全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とする。または、当該期間が1か月を超える場合は、申請者にその旨連絡する。								
令和8年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)		アウトカム指標については、長期家族介護者援護金は、遺族から申請があった際に審査し支給する事業であり、申請者の満足度等の測定にないことから、事業のあり方を含めた検討のため受給者に対してアンケートを実施し、当該アンケートにおける役に立った旨の回答を80%以上とするよう目標を設定した。 アウトプット指標についても同様に遺族から申請があった際に審査し支給する事業であり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。								
令和9年度要求に向けた事業の方向性		本件事業については、要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯は、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図り、重度被災労働者の遺族の生活を援護するために、必要な事業であるため、引き続き厳正かつ迅速な処理を行い実施していきたい。								

事業名		労災特別介護施設運営費・設置経費 ((1)労災特別介護支援事業経費、(2)労災特別介護施設設置費)						事業番号 (令和8年度)	13	
事業の別		被災労働者支援事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	年金福祉 第一係	
実施主体		(一財)法人労災サポートセンター、厚生労働本省、国土交通省、都道府県労働局								
事業／ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	(1)労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)はその家族の高齢化や核家族化の進展に伴い、在宅での介護が困難となっている。また、労災重度被災労働者は労働災害特有の傷病・障害を有する者が多く、一般に民間事業者や市町村等により実施されている介護サービスでは、十分な介護は施されていない現状にある。 こうした介護を巡る環境等を十分に踏まえ、労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを確実に提供するため、労災特別介護施設の運営を行うことにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な支援を図る。 (2)労災特別介護施設は、平成4年より順次開所され、現在全国8カ所に設置されているが、開所以来、約30年経過し、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設の不備をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設管理者としての責任を問われかねないことから、入居者の安全な生活環境の整備を図るため、施設の特別修繕を行う。 両事業はともに労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害(又は通勤による災害)による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしている(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。このため、労働災害によって障害を被った労災重度被災労働者に対しては、広く国民一般を対象とした施策とは別に、社会復帰促進等事業の一つとして、独自の介護施策を展開する必要がある。								
	対象 (誰／何を 対象に)	(1)在宅での介護が困難な全国の労災重度被災労働者及びその家族 (2)国が全国8カ所(北海道、宮城県、千葉県、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県、熊本県)に設置した労災特別介護施設								
	事務・事業の スキーム (決定スキームを含む)	(1)労災重度被災労働者の傷病・障害に応じた専門的な施設介護サービスを提供する介護施設(労災特別介護施設)において、専門的な施設介護サービス及び短期滞在型介護サービスを提供する。 (2)施設の特別修繕を行う。								
	実施 体制	(1)(一財)労災サポートセンターに事業を委託して実施。 (2)原則として国土交通省に支出委任。ただし、直接実施する場合については厚生労働省(都道府県労働局)において実施する。								
令和4年度 予算額 (千円)		2,161,540	令和5年度 予算額 (千円)	2,231,883	令和6年度 予算額 (千円)	2,303,554	令和7年度 予算額 (千円)	2,453,011	令和8年度 予算額 (千円)	2,557,503
令和4年度 決算額 (千円)		1,741,034	令和5年度 決算額 (千円)	1,875,022	令和6年度 決算額 (千円)	2,004,717	令和7年度 決算額 (千円)	2,297,533	令和8年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和4年度 予算執行率 (%)		101.9	令和5年度 予算執行率(%)	103.3	令和6年度 予算執行率(%)	106.2	令和7年度 予算執行率(%)	112.4		
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						
7 年度 目標	アウトカム 指標	入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を85%以上得る。			7 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	有用であった旨の評価:93.6% ※8,946(有用の評価)／9,554(総回答数)			
	アウトプット 指標	全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。				アウトプット 指標 【○】	年平均入居率:92.1% ※577.75名(年平均入居者数)／627名(入居者定員)			
7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		アウトカム指標については、労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを適正に提供したため目標を達成することができた。 アウトプット指標については、これまでの入居者数と入居定員との乖離を考慮し、令和7年度中に入居定員数の見直し(758名→627名)を行い、目標を達成することができた。								

理由(原因)を踏まえ改善すべき事項・今後の課題	引き続き、受託者からの状況把握及び必要な指導を行うことにより、適切な事業運営がなされるよう努める。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和8年度事業概要	令和7年度事業概要と同様	
令和8年度目標(アウトカム指標)	入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を85%以上得る。	
令和8年度目標(アウトプット指標)	全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。	
令和8年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	アウトカム指標については、受益者である入居者等からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図し、令和7年度と同様に85%以上とした。 アウトプット指標については、平成22年度の事業目標設定時に、当時の平均入居率が90%以上を維持していたため、目標を90%として設定したこと及び当時に比べて労災重度被災労働者は減少しているものの、入居していない労災重度被災労働者が一定数いること、また、国有財産の有効活用の観点から、令和7年度と同じ、入居率を年平均90%以上と設定した。	
令和9年度要求に向けた事業の方向性	令和7年度に一般競争入札を実施して受託事業者を選定し、当該事業者と令和8年度から令和10年度までの3箇年契約を締結しており、令和9年度は所要額を要求する。	

事業名		労災診療被災労働者援護事業補助事業費						事業番号 (令和8年度)		14
								事業番号 (令和7年度)		14
事業の別		被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						担当係	福祉係	
実施主体		(公財)労災保険情報センター(令和7年度交付先)								
事業／制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	被災労働者が国の負担で迅速に医療の現物給付を受けられる労災医療実施体制の維持・拡充を図り、もって被災労働者の療養生活の援護及び社会復帰の促進に寄与することを目的に、労災認定が行われるまでの間、労災保険指定医療機関に対して診療費相当額を貸し付けるものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を 対象に)	(公財)労災保険情報センターが貸付契約を締結している労災保険指定医療機関(労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項に規定する病院又は診療所)								
	事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む)	・労災保険指定医療機関で被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災保険指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(公財)労災保険情報センターが行っている労災保険指定医療機関への無利子貸付事業に対して、補助を行う。 ・新規に開設した医療機関やこれまで労災指定を受けていない医療機関に対して、積極的に指定申請の勧奨を行うとともに、労災保険指定医療機関を含め、医療機関に対して労災保険制度に係る研修や本事業に係る周知を行う。								
	実施 体制	・対象となる労災保険指定医療機関に対し、診療費の請求相当額を貸し付ける。 ・労災指定を受けていない医療機関に対し、労災指定申請の勧奨を行う。 ・労災保険指定医療機関を含め、医療機関に対して労災保険制度に係る研修や本事業の周知を行う。								
令和4年度 予算額 (千円)	2,576,084	令和5年度 予算額 (千円)	2,915,432	令和6年度 予算額 (千円)	3,018,558	令和7年度 予算額 (千円)	3,022,781	令和8年度 予算額 (千円)	2,988,553	
令和4年度 決算額 (千円)	3,246,084	令和5年度 決算額 (千円)	2,915,432	令和6年度 決算額 (千円)	3,018,558	令和7年度 決算額 (千円)	3,022,781	令和8年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円)		
令和4年度 予算執行率 (%)	126.0	令和5年度 予算執行率(%)	100.0	令和6年度 予算執行率(%)	100.0	令和7年度 予算執行率 (%)	100.0	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価	D	未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要						
7 年度 目標	アウトカム 指標	労災保険で支給した療養(補償)等給付のうち、労災保険指定医療機関で現物給付として支給された療養(補償)等給付の金額割合を98%以上とする。			7 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	98.9%(療養(補償)等給付の支給額:244,586千円、うち現物給付の支給額:241,810千円)			
	アウトプット 指標	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。				アウトプット 指標 【○】	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払われた。			
7年度目標を達成(未達成)の理由(原因) ・今後の課題		【アウトカム指標】 指定申請の勧奨や周知の取組(※)を積極的に行ったことから、労災保険指定医療機関数は令和7年9月末時点で45,096件となり、前年の44,926件から170件増加した。 労災保険指定医療機関の増加により、被災労働者が診療費を負担することなく迅速に医療の提供を受けることができる医療機関の選択の幅が増えるなど、労災保険指定医療機関制度の維持・拡充が図られた結果、労災保険で支給された療養(補償)等給付のうち労災保険指定医療機関において現物給付として支給された割合は98.9%となり、目標を達成した。 (※)都道府県労働局における従来からの取組(労災指定を受けていない医療機関の診療費について労災請求がされた場合に、当該医療機関に対し指定申請をするように働きかける)に加えて、労災保険指定医療機関についてのリーフレットを作成し、指定申請の勧奨の際に活用したほか、厚生労働省のHPにも掲載を行った。また、(公財)労災保険情報センターにおいても、本事業の周知の一環として、毎月新規に開設した医療機関を地方厚生局のHPで把握した上で、指定申請の勧奨を行うこととし、日本医師会に対しても都道府県医師会等への周知を依頼する等して、積極的な指定申請の勧奨や制度の周知に取り組んだ。 (参考指標) 上記のとおり、労災保険指定医療機関数は令和7年9月末時点で45,096件であり、前年の44,926件から170件増加した。 【アウトプット指標】 適切な事務処理が行われたため、貸付請求相当額が請求月末までに100%支払われた。								

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	【アウトカム指標】 被災労働者が診療費の負担なく迅速に医療を受けられる、労災保険指定医療機関制度の維持・拡充を図るため、引き続き、指定申請の勧奨や本事業の周知に取り組んでいく必要があると考える。 【アウトプット指標】 引き続き目標に応じた実績を維持できるよう指導する。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和8年度事業概要	令和7年度と同様、労災保険指定医療機関への診療費相当額の貸し付けを行う。また、令和8年度から、労災指定を受けていない医療機関に対する指定申請の積極的な勧奨や医療機関に対する労災保険制度に係る研修等の実施について本補助金の交付要綱に明記し、これまで以上に積極的に勧奨・周知を行う。	
令和8年度目標(アウトカム指標)	労災保険で支給した療養(補償)等給付のうち、労災保険指定医療機関で現物給付として支給された療養(補償)等給付の金額割合を98%以上とする。	
令和8年度目標(アウトプット指標)	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。	
令和8年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	【アウトカム指標】 本事業は、被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で迅速に医療の現物給付を提供する仕組みである労災保険指定医療機関制度の維持・拡充を図り、もって被災労働者の療養生活の援護及び社会復帰の促進に寄与することを目的としている。 令和7年9月時点の労災保険指定医療機関数は45,096件であり、目標管理を開始した平成23年時点の39,184件から15年間で約5,900件増加している。 このように、労災保険指定医療機関増加のための取組を行ってきた結果、被災労働者が労災保険指定医療機関において現物給付を受けた割合(療養(補償)等給付の総額に占める割合)は、金額ベースで過去5年間は98%程度で推移しており、被災労働者が労災保険指定医療機関で医療の現物給付を受けるための環境整備は一定程度進んできているものと考えられるが、引き続き、被災労働者が迅速に医療の現物給付を受けられる労災医療実施体制の維持・拡充を図り、被災労働者の援護を図るため、「労災保険で支給した療養(補償)等給付のうち、労災保険指定医療機関において現物給付として支給された療養(補償)等給付の割合」をアウトカム指標に設定し、目標値を過去5年間(※)の実績を基に98%以上として、本事業の効果を適切に評価することとした。 ※ 直近5力年の実績は、98.9%→98.9%→98.8%→98.9%→98.9% なお、労災保険指定医療機関の増加数については、アウトカム指標とはしないものの、引き続き積極的に指定申請の勧奨を行っていくとともに、参考指標として本検討会へ報告することとする。 【アウトプット指標】 医療機関に経済的負担をかけることなく被災労働者に対する療養の給付を行えるように、毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行うことを指標とした。	
令和9年度要求に向けた事業の方向性	(公財)労災保険情報センターが実施する貸付事業への補助を行うため、必要な予算の確保に努め、労災保険指定医療機関制度の維持・充実に図る。	

事業名		過労死等防止対策推進経費						事業番号 (令和8年度)	15	
								事業番号 (令和7年度)	15	
事業の別		被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号) 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	過労死等防止 対策推進室	
実施主体		民間団体								
事業／ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	・「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、国は過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有するとされている。また、同法第9条に基づき、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるための施策(啓発)等を実施することにより労働者の健康の確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。 ・さらに、同大綱において「過労死で親を亡くした遺族(児)の抱える様々な苦しみを少しでも軽減できるよう、引き続き、過労死遺児交流会を毎年開催する」とされている。同大綱に基づき、イベントを通じて過労死として認定された労働者の遺児等の心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施することにより被災労働者及びその遺族の援護に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に適用事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を 対象に)	事業主、労働者、過労死で親を亡くした遺族(児)、その他国民								
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、 ①大学・高等学校等における労働条件に関する啓発に係る講師派遣 ②過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発 ③国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」(毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に合わせて開催) ④イベントを通じて過労死で親を亡くした遺児等の心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施する。								
	実施 体制	民間団体に委託して実施								
令和4年度 予算額 (千円)		211,094	令和5年度 予算額 (千円)	212,496	令和6年度 予算額 (千円)	213,883	令和7年度 予算額 (千円)	234,225	令和8年度 予算額 (千円)	238,106
令和4年度 決算額 (千円)		187,876	令和5年度 決算額 (千円)	210,298	令和6年度 決算額 (千円)	209,333	令和7年度 決算額 (千円)	213,750	令和8年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 0 (千円)	
令和4年度 予算執行率 (%)		89.0	令和5年度 予算執行率(%)	99.0	令和6年度 予算執行率(%)	97.9	令和7年度 予算執行率(%)	91.3	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
7 年度 目標	アウトカム 指標	(1)過労死遺児交流会について、参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価を85%以上とする。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウム参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合を85%以上とする。 (3)労働条件に関する啓発に係る講師派遣について、授業の内容に「満足した」旨の評価を85%以上とする。			7 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	(1)過労死遺児交流会について、参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価:92.9% (2)過労死等防止対策推進シンポジウム参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合:98.9% (3)労働条件に関する啓発に係る講師派遣について、授業の内容に「満足した」旨の評価:97.8%			
	アウトプット 指標	(1)過労死遺児交流会の参加型イベントや相談などのイベントを3種類以上実施する。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウムを全国48箇所で開催し、参加者数を計4,646人以上とする。 (3)労働条件に関する啓発に係る講師派遣授業の実施回数を240回以上とする。				アウトプット 指標 【○】	(1)過労死遺児交流会のイベント実施実績:3種類(子ども向け参加型イベント、グループトークなど保護者向けプログラム、個別相談会) (2)過労死等防止対策推進シンポジウムの開催実績:全国48箇所で開催、参加者4,971人 (3)労働条件に関する啓発に係る講師派遣授業の実施回数:243回			
7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		(1)過労死遺児交流会については、開催時期も含め過労死遺族が委員を務める検討会での検討を重ね、また、プログラムについても、遺児の参加型イベントのほか、参加者が抱える悩みを分かち合うためディスカッション形式のグループトーク、参加者の個別の悩みに応える個別相談会をそれぞれ企画した結果、目標を達成できた。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウムについては、開催に係る周知広報と併せて国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための周知・啓発(ポスター、パンフレット及び広報用動画の作成、都道府県労働局を通じた事業場に対する直接の開催案内の送付等)を実施し、目標を達成できた。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		(1)過労死遺児交流会については、引き続き、事業における前年度までのアンケート結果等を参考に、開催時期やプログラム内容を検討する。 (2)過労死等防止対策推進シンポジウムについては、引き続き、事業におけるアンケート結果等を参考に、企業における労務管理や労働者自身の働き方の参考となるようなプログラムの充実を図るとともに、都道府県労働局も各都道府県におけるプログラムの企画立案段階に関与するほか、積極的に関係団体等に働きかけを行い、より多くの参加者の確保に努める。また、国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための周知・啓発(ポスター及びパンフレット等の作成等)を効果的に実施する。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

令和8年度 事業概要	令和7年度と同様
令和8年度目標 (アウトカム指標)	(1) 過労死遺児交流会について、本事業が参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価(保護者用アンケート)と本事業が「よかった」旨の評価(子ども用アンケート)の合計を85%以上とする。 (2) 過労死等防止対策推進シンポジウム参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合を85%以上とする。 (3) 労働条件に関する啓発に係る講師派遣について、授業の内容に「満足した」旨の評価を85%以上とする。
令和8年度目標 (アウトプット指標)	(1) 過労死遺児交流会の参加型イベントや相談などのイベントを3種類以上実施する。 (2) 過労死等防止対策推進シンポジウムを全国48箇所で開催し、参加者数を計4,887人以上とする。 (3) 労働条件に関する啓発に係る講師派遣授業の実施回数を240回以上とする。
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	・アウトカム指標について、(1) 過労死遺児交流会については、イベントを通じて過労死として認定された労働者の遺児等の心身のリフレッシュを図る等のための施策として実施する事業であることから、事業の趣旨を成果として適切に評価するため、本事業が参加者の心身のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価(保護者用アンケート)と本事業が「よかった」旨の評価(子ども用アンケート)を目標に設定した。(2) 過労死等防止対策推進シンポジウムについては、過労死等の防止に関する国民の関心と理解を深めるための施策として実施する事業であることから、事業の趣旨を成果として適切に評価するため、引き続き、参加者の「理解・関心が深まった」と思う割合とし、引き続き、85%以上とした。(3) 講師派遣については、若い頃から労働関係法令に関する理解を深めることを目的として実施する事業であることから、対象となる学生・生徒に授業内容が適切に受け止められたことを判断する指標として、「満足した」旨の評価を目標に設定した。 ・アウトプット指標について、(1) 過労死遺児交流会については、アウトカム指標を達成するため、引き続き、プログラムやイベントの種類の数を指標に設定した。(2) 過労死等防止対策推進シンポジウムについては、会場ごとに都市の規模等から参加者数を見込み、合計したものを指標とし、過去2年度の実績を踏まえ、同2年間の平均値(4,802人(R6)、4,971(R7))である「4,887人」と設定した。(3) 講師派遣授業の実施回数は、委託事業の仕様書に基づき240回と設定した。
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性	過労死等の防止に関する大綱に基づく施策の実施に必要な経費を要求

事業名		安全衛生啓発指導等経費						事業番号 (令和8年度)		16	
								事業番号 (令和7年度)		16	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係		業務班 管理係 計画班	
実施主体		厚生労働省本省、都道府県労働局及び労働基準監督署、(1)②のみ富士通(株)									
事業 ／ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	(1)① 労働災害防止についての啓発指導を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施する必要がある。また、産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する必要がある。事業者や労働者に対する安全衛生啓発指導や安全衛生意識の普及高揚を図ることは、労働者の安全衛生確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 ② 労働災害の防止を図るため、一定の危険又は有害な業務に従事する者や作業主任者の一部には、技能講習の受講が義務付けられている。作業の際には、技能講習修了証の携帯が義務付けられているが、修了証を紛失又は破損した場合で、技能講習を行う機関が廃止されていたり、受講した機関名等を失念していたりすると、再交付を受けられず、作業に就けなくなるといった労働者への不利益が生じる。 また、修了証は登録教習機関ごとに交付されるが、一人の労働者が複数の技能講習を修了し、異なる機関でそれぞれ修了証の交付を受けている場合もあることから、当該労働者の修了歴を一覧の形にして携帯しやすい大きさの書面にして交付する必要がある。 そのため、全国の登録教習機関の修了者のデータを一元的に管理するとともに、修了者に対し技能講習を修了したことを証明する書面を発行する環境を整備する。また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)に基づく国家資格等情報連携・活用システムとの連携を行うことで、マイナポータル上でも申請手続きを可能とし、労働者が技能講習証明書の申請を更にしやすい環境の整備を行う。 無資格者が業務に従事することによる労働災害の防止を図るための事業であるとともに、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 (2)アスベストやじん肺等職業性疾患の問題が社会的にも大きな問題となっていることから、有害物質等有害要因を有する事業場に対する職業性疾患等の予防のため、監督指導等を実施し、労働者の健康を確保する。また、重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害の災害原因を究明し、同種災害の発生を防止する。労働災害のリスクの高い事業場への指導等を実施するための経費であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 (3)安全衛生施設については、各施設において経年劣化が進行している。これをそのまま放置し、事故等が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねない重大な問題となることから、施設利用者等の安全のため、修繕等を行う必要がある。また、当該施設は、労働安全衛生法第63条に基づき、労働災害の防止を目的として、安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うために国が設置したものであることから、これら施設の修繕は労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の規定による社会復帰促進等事業で行う必要がある。									
	対象 (誰／何を 対象に)	民間企業等									
	事務・事業 のスキーム (決定ス キームを含 む)	(1)①安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を促進するため、全国安全週間、全国労働衛生週間等を実施する。 ②登録教習機関から原則3年後に引渡し等される技能講習修了者に係る情報を入力し、そのデータを一元的に管理するとともに、技能講習修了者本人の求めに応じて、技能講習を修了したことを証明する書面を発行する。 (2)有害物質等有害要因を有する事業場に監督指導等を実施するとともに、災害原因を科学的に究明するため、労働者死傷病報告等に基づきその発生原因を多角的体系的に検討・調査する。 (3)国土交通省による官庁建物実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、安全衛生教育に従事する指導員の養成等を継続できるように、修繕等をする。									
	実施 体制	(1)①及び(2)厚生労働省本省、都道府県労働局、労働基準監督署による直接実施 (1)②富士通(株) (3)支出委任により国土交通省が実施。支出委任できない部分については、厚生労働省本省で直接実施。									
令和4年度 予算額 (千円)		1,231,356	令和5年度 予算額 (千円)	907,346	令和6年度 予算額 (千円)	1,016,296	令和7年度 予算額 (千円)	1,171,576	令和8年度 予算額 (千円)	1,123,333	
令和4年度 決算額 (千円)		541,622	令和5年度 決算額 (千円)	183,702	令和6年度 決算額 (千円)	401,248	令和7年度 決算額 (千円)	487,407	令和8年度 雇用勘定予算額 0 (千円)		
令和4年度 予算執行率 (%)		91.7	令和5年度 予算執行率(%)	93.6	令和6年度 予算執行率(%)	100.0	令和7年度 予算執行率(%)	97.4	一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価	D	未達成要因を分析の上、事業廃止又は厳格な見直しが必要							

7 年 度 目 標	アウトカム 指標	①全国安全週間について、外部メディアにおいて47回以上取り上げられる。 ②不備のない申請について申請受付から修了証明書発行までに要する期間を1ヶ月以内とし、その期間内に発行した割合を90%以上とする。	7 年 度 実 績	アウトカム 指標 ○	①全国安全週間について、ラジオ、テレビ等外部メディアに333回取り上げられた。 ②技能講習修了証明書の発行について、不備のない申請に対しては、1か月以内での発行割合が100%となった。
	アウトプット 指標	①全国安全週間に係るリーフレットを各都道府県労働局が周知に使用する部数を把握し、印刷及び配布する(令和7年度必要部数:82,050部)。 ②引き続き帳票データを引き受けることを周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めていく。		アウトプット 指標 ○	①全国安全週間に係るリーフレットを各都道府県労働局が周知に使用する部数を把握した上で、82,050部を印刷し、各労働局に配布した。 ②帳票引受けからデータ入力に至る一連の流れがマニュアル化されており、その徹底がなされることで適切な管理がなされている。
7年度目標を達成(未達成)の理由(原因) ・今後の課題		全国安全週間に係るリーフレットの印刷・配布及び外部メディアへの取り上げ数は、適切な進捗管理を行ったことで目標を達成した。 技能講習の帳簿データの受付数及び申請受付から技能講習修了証明書の発行までの期間についても、適切な進捗管理を行ったことで目標を達成した。			
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題		引き続き事業の適正な運営に努める。			
評価		A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続	
令和8年度 事業概要		令和7年度と同様。			
令和8年度目標 (アウトカム指標)		①全国安全週間について、外部メディアにおいて321回以上取り上げられる。また、テレビ等電子メディアに47回以上取り上げられる。 ②不備のない申請について申請受付から修了証明書発行までに要する期間を1ヶ月以内とし、その期間内に発行した割合を90%以上とする。			
令和8年度目標 (アウトプット指標)		①全国安全週間に係るリーフレットを各都道府県労働局が周知に使用する部数を把握し、印刷及び配布する(令和8年度必要部数:79,810部)。 ②引き続き帳票データを引き受けることを周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めていく。			
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)		全国安全週間に係るリーフレットの配布により、また全国安全週間準備期間及び本週間に47労働局で実施したパトロールや集団指導が外部メディアに広報されることにより、事業者及び関係団体等の安全衛生意識の高揚につながると考えられるため、アウトプット指標①及びアウトカム指標①とした。なお、アウトカム指標①については、実績が目標値を大幅に上回っていたことを踏まえて令和7年度より件数を増加させている。また、これまではメディアの媒体を問わない件数を目標にしていたところ、電子メディアで報道される数を併せて目標とした。 アウトカム指標②は引き続き、申請者の立場に沿った目標にするため、令和7年度と同じ目標とした。また、安定した帳簿の引き渡しを維持するため、引き続き、令和7年度と同じ目標としてアウトプット指標②を設定した。			
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性		技能講習修了証の発行業務については、①技能講習の修了者データを指定機関が集中的に管理することにより、修了資格の証明を永続的に可能とし、②複数の技能講習の修了資格を修了証明書一枚に統合することにより、就業制限業務従事者に課せられた資格証の携行の義務等を遵守しやすくすることを目的とする公益性の高い事業である。 加えて、これらのデータベースの整備は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)に基づき、令和7年度に国家資格等情報連携・活用システムとの連携を行い、マイナポータル上でも申請手続きや修了状況の閲覧を可能としたところ、これに適切に対応するため、必要な予算を確保した上で継続して事業を実施する。 さらに、新規修了者分を早期にデータベースに集約するために、登録教習機関が技能講習修了者の電子データを簡便にデータ報告できる機能を追加することを想定しており、そのために必要な制度改正等について検討を進める。加えて、アンケートにより把握した、帳票データの送付を行っていない登録教習機関に対して帳票データの引き渡しの協力要請を行うこととする。			

事業名		職業病予防対策の推進						事業番号 (令和8年度)	17		
								事業番号 (令和7年度)	17		
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	電離放射線労働者健康対策室、労働衛生課有害対策環境指導係		
実施主体		厚生労働省本省、日本電気(株)、独立行政法人労働者健康安全機構、株式会社エアクレーレン、(公財)原子力安全技術センター、テクノビル株式会社等									
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	(1)東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。))において、緊急作業に従事した労働者の長期的健康管理や廃炉等作業員の健康支援を行うため。 (2)東電福島第一原発・除染作業員の放射線関連の情報について、我が国における被ばく管理規制に対する国際的な信頼に資するため。 (3)東電福島第一原発については、今後、核燃料デブリの取り出しに向けて建屋内部での作業など高線量の場所での作業が増加する見込みであるため、より効果的な被ばく低減対策が求められているため。 (4)眼の水晶体の被ばく線量が比較的高い医療分野における被ばく低減・放射線管理を支援するため。 以上の目的のとおり、緊急作業に従事した労働者や廃炉等作業従事者、医療従事者等に係る安全と健康の確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。 (5)また、熱中症等職場環境に起因する職業性疾患の減少を図り、労働者の健康を確保することは、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。									
	対象 (誰／何を対象に)	東電福島第一原発で緊急作業に従事した者、東電福島第一原発の廃炉等作業員、事業者及び事業場の衛生管理担当者 等									
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム(以下「データベース」という。))」を運用する。 ・緊急作業従事者等に対する健康相談、保健指導の実施。 ・廃炉等作業員の健康支援相談窓口を定期的に開設、健康相談を実施。 (2)東電福島第一原発・除染作業員の放射線被ばくの状況やその対策に関する情報(報道発表、ガイドライン、行政通達等)について、厚生労働省の英語版ホームページに掲載するなど海外に向けて発信する事業を行う。 (3)東電福島第一原発における施工計画作成者等に対して被ばく低減措置に係る教育を行うなど、廃炉等作業における被ばく低減対策を支援する。 (4)眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム(以下「MS」という。))の導入を支援する。 (5)職場の熱中症予防に特化したポータルサイトを整備し、暑さ指数の正確な把握と対応方法を周知。ポータルサイトには主要産業別の対策好事例も紹介する。									
	実施体制	民間事業者等に委託して実施。									
令和4年度予算額 (千円)		472,426	令和5年度予算額 (千円)	428,125	令和6年度予算額 (千円)	422,443	令和7年度予算額 (千円)	432,076	令和8年度予算額 (千円)	159,497	
令和4年度決算額 (千円)		114,134	令和5年度決算額 (千円)	100,180	令和6年度決算額 (千円)	79,904	令和7年度決算額 (千円)	86,207	令和8年度雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。		
令和4年度予算執行率 (%)		69.1	令和5年度予算執行率(%)	84.7	令和6年度予算執行率(%)	71.0	令和7年度予算執行率(%)	72.3			
令和6年度評価とそれを踏まえた令和8年度事業の見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
アウトカム指標		①東京電力による『福島第一における作業員の健康管理について(厚労省ガイドラインへの対応状況)』報告のうち、『第2四半期(7～9月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』『要精密検査』判定者への対応状況』において、第2四半期分の報告時点(毎年3月頃)の結果で、『指導後も未受診』の割合が10%未満であることを確認する。 ②施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、9割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。 ③MS導入支援を受けた事業場の中から、10事業場以上を好事例事業場として選定し、他の事業場に導入状況を報告する。 ④熱中症のポータルサイト利用者に対して、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を90%以上得る。				アウトカム指標 【①〇、②〇、③〇、④〇】		①『指導後も未受診』の割合は3.6%(17人／477人)であった。 ②アンケートを実施した結果、参加者の97%から、「有意義であった」旨の回答が得られた。 ③17事業場の事例を好事例として選定し、本事業の報告会に参加した100の医療機関に共有するとともに、事業ホームページにも掲載して幅広く共有した。 ④熱中症予防対策動画の閲覧者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上でとても有用または有益であった旨の評価を98.8%得られた。			

7 年 度 目 標	アウトプット 指標	①緊急作業従事者の現況確認のため、連絡先を把握している約2万人全員に対して調査票を送付する。 ②健康支援相談窓口等での廃炉等作業員の健康支援相談人数(年間200名)、産業保健支援に係る研修会等の参加人数(年間400名)、相談員協議会の開催(年間2回)、ホームページにおける健康管理情報の更新(年間22回)を行う。 ③令和7年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドライン、配布用英語資料等に係る英訳文書を厚労省HPに掲載する。 ④施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、受講者数を80人以上とする。 ⑤MS導入支援研修会に参加した事業場数を100事業場以上とする。 ⑥熱中症のポータルサイトに対する、延べアクセス件数50万件以上とする。	7 年 度 実 績	アウトプット 指標 【①○、②×、③○、④×、⑤○、⑥○】	①緊急作業従事者の現況確認のため、連絡先を把握している約2万人全員に対して、調査票を送付した。 ②健康支援相談窓口等での廃炉等作業員の健康支援相談人数(年間106名)、産業保健支援に係る研修会等の参加人数(年間約400名)、相談員協議会の開催(年間2回)、ホームページにおける健康管理情報の更新(年間22回)を行った。 ③令和7年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、行政通達等を英訳し、厚生労働省の英語版HPに掲載した。 ④有識者による委員会での審議に基づきテキストを作成し、計60人に教育を実施した。 ⑤MS導入支援研修会に201事業場が参加した。 ⑥熱中症のポータルサイトに対する、延べアクセス件数は約187万件であった。
7年度目標を達成 (未達成) の理由(原因) ・今後の課題	アウトプットの②及び④について未達成となった。 ②は廃炉等作業員の健康支援相談人数が未達成であった。令和7年度は、例年100名以上の相談実績があった特定企業からの相談が当該年度は見られなかったことが主な要因となり、目標値を下回った。なお、本結果は、相談実績が特定事業者に依存する割合が高い構造に起因している側面もあり、今後は利用事業者の裾野拡大や周知強化等により、相談人数が特定事業者に偏らないようにすることも課題である。 ④は施工計画作成者等に係る教育の受講者数が未達成であった。これは、東京電力で実施している被ばく低減措置に係る研修会の内容が充実してきている中で、本事業における研修等の需要が減ってきていることが原因であると考えられる。				
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	②については、令和8年度においては、相談需要の減少を踏まえて目標値を再設定した上で、新規に1Fでの作業に入構する事業者に対する利用案内を行うことや、「出張健康相談」を開始し、労働衛生担当者が1F構内に入れない場合等にも対応できるよう、対象企業へ出向いて健康相談を実施すること等、利用事業者の裾野拡大及び相談機会へのアクセス向上、利用促進に向けた取組を実施する。 ④については、令和8年度においては、需要の減少を踏まえて目標値を再設定した上で事業を実施するとともに、令和9年度末での事業終了に向けて、同事業で作成してきた研修教材等の整理を実施していく。				
評価	B		予算額又は手法等を見直し		
令和8年度 事業概要	令和7年度と同様。				
令和8年度目標 (アウトカム指標)	①東京電力による『福島第一における作業員の健康管理について(厚労省ガイドラインへの対応状況)』報告のうち、『第2四半期(7～9月)』に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』の『「要精密検査」判定者への対応状況』において、第2四半期分の報告時点(毎年3月頃)の結果で、『指導後も未受診』の割合が10%未満であることを確認する。 ②施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、9割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。 ③MS導入支援を受けた事業場の中から、10事業場以上を好事例事業場として選定し、他の事業場に導入状況を報告する。 ④熱中症のポータルサイト利用者に対して、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を90%以上得る。				
令和8年度目標 (アウトプット指標)	①緊急作業従事者の現況確認のため、連絡先を把握している約2万人全員に対して調査票を送付する。 ②健康支援相談窓口等での廃炉等作業員の健康支援相談人数(年間120名)、産業保健支援に係る研修会等の参加人数(年間400名)、相談員協議会の開催(年間2回)、ホームページにおける健康管理情報の更新(年間22回)を行う。 ③令和8年度における東電福島第一原発関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドライン、配布用英語資料等に係る英訳文書を厚労省HPに掲載する。 ④施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、受講者数を60人以上とする。 ⑤MS導入支援研修会に参加した事業場数を100事業場以上とする。 ⑥熱中症のポータルサイトに対する、延べアクセス件90万件以上とする。				

令和8年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）	＜アウトカム指標＞ ①～④について、以下のとおり前年度の目標は妥当であると考え、継続して令和7年度と同様の目標を設定した。①：廃炉等作業従事者に対する健康診断結果において、必要とされた精密検査を受けてもらうことを目的に受診していただくことで、健康障害の悪化を防ぐことができると考えられるため。 ②：受講者にとって有意義な教育を実施することで、受講者が効果的な被ばく低減措置に係る知識を持つことができると考えられるため。 ③：MS導入の好事例を共有することで、MS導入後のPDCAサイクルの改善のみならず、MS未導入の事業場に対するMS導入の普及啓発につながると考えられるため、研修会への参加事業場数を鑑みて目標値を設定した。 ④：熱中症のポータルサイトは実際の閲覧者から熱中症災害防止につながる有用な評価を得ることが重要であるため、当該目標を設定した。 ＜アウトプット指標＞ ①、③、⑤について、以下のとおり前年度の目標は妥当であると考え、継続して令和7年度と同様の目標を設定した。②については、過去4年間における相談件数の減少傾向（約300件→約100件）も踏まえ、令和8年度は目標値を120件に見直す。なお、本目標値は直近実績を基礎としつつ、新規入構事業者への周知及び出張健康相談の導入による利用機会の拡大を見込んで設定したものである。④については、目標値を60件に見直す。本目標値は、直近実績をもとに設定したものである。⑥については、令和7年度事業の実績を踏まえ目標値を修正した。 ①：緊急作業従事者の現況を把握し、離職後を含め検査等適切な長期的健康管理を実施する必要があるため。 ③：東電福島第一原発作業等者の放射線被ばくの状況や放射線防護等に係る最近の情報を英訳し、ホームページ上に随時掲載を行うこと等により、我が国の取組に対する国際社会の正確な理解と信頼を得ることにつながるため。 ⑤：研修会への参加が医療機関におけるMS導入につながるため。 ⑥：熱中症のポータルサイトは多くの者が閲覧することで、ポータルサイトに掲載された動画等の教育ツールを選択し、活用することができることが重要と考え、当該目標を設定した。
令和9年度要求に向けた事業の方向性	引き続き事業運営の効率化に努めつつ、令和9年度も継続して要求する。

事業名		じん肺等対策事業						事業番号 (令和8年度)	18	
								事業番号 (令和7年度)	18	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	産業保健支援 室産業保健 係、環境改善・ ばく露対策室	
実施主体		厚生労働本省、医療機関、(公社)産業安全技術協会、(公社)日本作業環境測定協会、日本溶接協会、民間団体								
事業／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	①石綿取扱い事業等の有害業務に従事した離職労働者の健康管理を実施する。 ②石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施する。 本事業は法に基づく健康診断や、石綿除去作業等における労働者の石綿ばく露防止対策の履行確保等を実施しており、労働者の安全衛生を確保するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に定める「労働者の安全及び衛生の確保」を図るために必要な事業に該当する。								
	対象 (誰／何を 対象に)	①健康管理手帳所持者 ②労働者を使用して建築物等の解体等を行う事業者等								
	事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む)	①労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事した離職労働者に対して健康管理手帳を交付し、年2回(じん肺は1回)健康診断を実施する。 ②石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施。								
	実施 体制	①都道府県労働局から医療機関に委託して実施。 ②都道府県労働局に、石綿障害防止総合相談員、監督署に石綿届出等点検指導員を置き、実施する。 これらの他、厚生労働省本省においてそれぞれの内容について行政上の検討等を実施。								
令和4年度 予算額 (千円)		2,525,723	令和5年度 予算額 (千円)	2,269,262	令和6年度 予算額 (千円)	2,423,397	令和7年度 予算額 (千円)	2,277,287	令和8年度 予算額 (千円)	2,323,899
令和4年度 決算額 (千円)		2,202,757	令和5年度 決算額 (千円)	2,079,854	令和6年度 決算額 (千円)	2,118,196	令和7年度 決算額 (千円)	1,006,804	令和8年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円)	
令和4年度 予算執行率 (%)		89.1	令和5年度 予算執行率(%)	91.7	令和6年度 予算執行率(%)	87.1	令和7年度 予算執行率(%)	82.9	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
7 年度 目標	アウトカム 指標	健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することがないよう、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に事務を行っていく。 買取試験を行った製品その他のもののうち、石綿がその重量の0.1%を超えて含まれていたものについて、製造者等に対して全件是正指導等を行っていく。			7 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	47都道府県において、手帳所持者に対して各労働局等から受診可能日時等の案内通知を送付し、その後、本人への受診勧奨を行うなど、適切に受診勧奨、周知広報を行った。 買取試験を行った製品その他のもののうち、石綿がその重量の0.1%を超えて含まれていたものについて、製造者等に対して全件是正指導等を行った。			
	アウトプット 指標	市場に流通する製品その他のものに石綿がその重量の0.1%を超えて含まれていないことを確かめるための買取試験を令和7年度中に5件以上実施する。				アウトプット 指標 【○】	市場に流通する製品その他のものに石綿がその重量の0.1%を超えて含まれていないことを確かめるための買取試験を令和7年度中に90件実施した。			
7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することのないよう、各労働局等において計画的に業務を遂行した。 石綿製品買取試験については、買取試験の対象となる製品群を適切に把握したことが、目標達成の要因と考えられる。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題		健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することがないよう、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に事務を行っていく。 石綿製品買取試験については、石綿がその重量の0.1%を超えて含まれている製品が市場に流通しないよう、引き続き、買取試験を適切に実施する。								

評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和8年度 事業概要	令和7年度と同様	
令和8年度目標 (アウトカム指標)	・健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することがないよう、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に事務を行っていく。 ・買取試験を行った製品その他のもののうち、石綿がその重量の0.1%を超えて含まれていたものについて、製造者等に対して全件是正指導等を行う。	
令和8年度目標 (アウトプット指標)	市場に流通する製品その他のものに石綿がその重量の0.1%を超えて含まれていないことを確かめるための買取試験を令和8年度中に5件以上実施する。	
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	石綿取扱い業務等の有害業務に従事した離職労働者の健康管理を適切に実施するためには、定期的に健康診断を受診することが重要であるため。 市場に流通する製品の石綿含有の有無の確認のための買取試験を行うことで、労働安全衛生法第55条の製造等の禁止の実効性を担保する必要があるため。	
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性	・石綿取扱い業務等の有害業務に従事した離職労働者に対し、国が費用を負担して健康診断を受診させることが必要であり、離職労働者の健康確保のために必要な事業であることから、継続して事業を行う。 ・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年7月1日公布等)に基づく改正後の石綿障害予防規則の適切な周知及び履行確保等に向け、指導等の充実に図る。	

事業名		職場における受動喫煙対策事業						事業番号 (令和8年度)	19	
								事業番号 (令和7年度)	19	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	有害作業環境 指導係	
実施主体		厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署								
事業／ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	病院、学校等の公共施設に比べ、職場での受動喫煙防止の取組が遅れている状況を改善するため、全国の事業場における取組を促進して労働者の健康を確保する必要がある。 本事業は事業者への助成等の支援により、職場における受動喫煙防止対策を促進するものであり、労働者の健康確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に定める「労働者の安全及び衛生の確保」を進めるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を 対象に)	事業場								
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	(1)行政経費 受動喫煙対策の必要性・重要性について、リーフレット等を用いた周知啓発、事業場に対する意識調査等を行う。 (2)補助金 中小企業事業者(既存特定飲食提供施設を営む者に限る。)であって喫煙室を設置する等の措置を実施する事業場に対して、費用の一部を国が助成する。								
	実施 体制	国が実施する。								
令和4年度 予算額 (千円)		433,982	令和5年度 予算額 (千円)	258,354	令和6年度 予算額 (千円)	212,620	令和7年度 予算額 (千円)	193,792	令和8年度 予算額 (千円)	135,487
令和4年度 決算額 (千円)		64,896	令和5年度 決算額 (千円)	55,246	令和6年度 決算額 (千円)	74,164	令和7年度 決算額 (千円)	39,431	令和8年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 0 (千円)	
令和4年度 予算執行率 (%)		21.4	令和5年度 予算執行率(%)	41.9	令和6年度 予算執行率(%)	87.1	令和7年度 予算執行率(%)	52.4	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
7 年度 目標	アウトカム 指標	(1)①相談支援において実地指導を実施した事業者、②相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。 (2)受動喫煙防止対策助成金を受けて対策を講じた事業場から、8割以上「労働者が職場において受動喫煙を受ける機会がなくなった」旨の回答を受ける。			7 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	(1)①実地指導において「役に立った」(満足した)と回答したのは95.8%、②説明会に参加して「役に立った」(満足した)と回答したのは100%だった。 (2)受動喫煙防止対策助成金を受けて対策を講じた事業場から「労働者が職場において受動喫煙を受ける機会がなくなった」旨回答したのは100%だった。			
	アウトプット 指標	(1)専門家による電話相談件数の1か月当たりの平均実績件数について、30件/月以上とする。 (2)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、1.3回/月以上とする。				アウトプット 指標 【(1)○ (2)×】	(1)専門家による電話相談件数の1か月当たりの平均実績件数について、34.8件/月となった。 (2)補助金の1か月当たりの平均利用件数は1.0回/月だった。			
7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		アウトカム指標:相談支援において実地指導や説明会においては、希望する事業所に対して行っているためニーズに合致し、非常に満足度の高い結果が得られていると考えられる。また、助成金により喫煙専用室等を設置することで労働者が受動喫煙を受ける機会がなくなった。 アウトプット指標:電話相談のニーズには適切に対応できていた。しかし、助成金の助成対象は、健康増進法附則第2条第2項で定める既存特定飲食提供施設(2020年4月1日時点で現に営業していて、個人経営又は資本金・出資の総額が5,000万円以下の会社であり、客席の床面積が100平方メートル以下であるもの)の事業主のみであり、対象が毎年約5%ずつ減少していると推定される。その上、喫煙を巡る状況が変化し、当初想定したよりも助成金のニーズが落ちたためと考えている。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		ニーズ自体は低下しているが、助成を受けていない事業主も引き続き存在するため、ニーズの低下を踏まえて助成金の予算を減額するとともに、電話相談の件数が年々減少していることを踏まえ、相談事業は廃止する。								
評価		B			予算額又は手法等を見直し					

令和8年度 事業概要	受動喫煙対策の必要性・重要性について、リーフレット等を用いた周知啓発、事業場に対する意識調査等及び中小企業事業者（既存特定飲食提供施設を営む者に限る。）であって喫煙室を設置する等の措置を実施する事業場に対する、費用の一部助成は実績を踏まえ引き続き実施するが、相談事業は廃止する。
令和8年度目標 （アウトカム指標）	受動喫煙防止対策助成金を受けて対策を講じた事業場から、8割以上「労働者が職場において受動喫煙を受ける機会がなくなった」旨の回答を受ける。
令和8年度目標 （アウトプット指標）	補助金の1か月当たりの平均利用件数について、1.1回/月以上とする。
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 （アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由）	アウトカム指標については、助成金を受けた事業者から労働者の受動喫煙を受ける機会を減った旨の回答が得られれば、その事業場内の労働者に受動喫煙の機会がなくなるため、継続して令和7年度と同様の目標を設定した。 また、アウトプット指標については、助成金は前年度の実績を勘案して、予算の縮小に合わせて、それに見合う目標を設定することとした。
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性	令和3年度においては、健康増進法の経過措置対象である既存特定飲食提供施設における屋内喫煙室設置に助成対象範囲の見直しを行った。改正健康増進法の経過措置が継続していることを踏まえ、前年度の助成実績を踏まえた予算要求を行い、令和9年度においても、引き続き適正に実施する。

事業名		職場における化学物質管理促進のための総合対策						事業番号 (令和8年度)	20	
								事業番号 (令和7年度)	20	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	化学物質評価室 環境改善・ばく露対策室	
実施主体		厚生労働省本省、委託先(民間企業等)								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	新規化学物質が年々増加し、危険性・有害性が確認される化学物質が今後も増えることが見込まれる中で、新たな化学物質規制に対応するため、化学物質の危険性・有害性の情報伝達に必要なラベル表示・SDSなど化学物質管理に関する相談窓口の開設、職場における化学物質管理に関する講習会等を実施する。 また、有害性情報が存在しない新規化学物質については、それを製造・輸入する事業者自ら有害性調査を実施し、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとされているところ、これら新規化学物質に係る届出の内容の審査を適正に実施するとともに、有害性調査機関に対する安衛法GLPへの適合に関する査察等を実施することにより、有害性調査の品質を担保する。 さらに、保護具の適切な選定、着用等の促進のため、市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の買取試験の実施等を行う。								
	対象 (誰／何を対象に)	①②化学物質の製造・取扱い事業場 ③新規化学物質を製造、輸入しようとする事業者及び当該事業場に雇用される労働者 ④有害性調査機関 ⑤市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①職場における化学物質管理に関する相談窓口を設置するとともに、専門家の派遣を行う。 ②職場における化学物質管理に関する講習会等を実施する。 ③新規化学物質に係る届出を審査し、必要に応じて指導等を行うとともに、審査を終了した新規化学物質の名称を公表する。 ④有害性調査機関に対し、優良試験所基準(安衛法GLP基準)に基づき適正に有害性調査を行っているかの査察を実施する。 ⑤市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具について買取試験の実施等を行い、規格を満たしていない場合等には、厚生労働省で必要な措置を講ずる。								
	実施体制	①②⑤委託先(民間企業等)が実施 ③④厚生労働省本省による直接実施								
令和4年度 予算額 (千円)		312,568	令和5年度 予算額 (千円)	388,778	令和6年度 予算額 (千円)	409,174	令和7年度 予算額 (千円)	502,404	令和8年度 予算額 (千円)	721,046
令和4年度 決算額 (千円)		148,078	令和5年度 決算額 (千円)	212,276	令和6年度 決算額 (千円)	241,205	令和7年度 決算額 (千円)	214,812	令和8年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 0 (千円)	
令和4年度 予算執行率 (%)		58.0	令和5年度 予算執行率(%)	147.4	令和6年度 予算執行率(%)	87.3	令和7年度 予算執行率(%)	60.6	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和6年度評価とそれを踏まえた令和8年度事業の見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
7年度目標	アウトカム指標	①職場における化学物質管理に関して周知啓発を図る講習会の受講者のうち、受講して「役に立った」とする者の割合を85%以上にする。 ②新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針に基づく措置内容(通達)を示す。 ③買取試験を行った呼吸用保護具のうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して全件改善指導を行う。			7年度実績	アウトカム指標【○】 ①受講して「役に立った」とする者の割合は94.9%であった。 ②令和7年12月9日付け局長通達を発出し、新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有する15物質について、指針に基づく措置内容を示した。 ③買取試験を行った結果、不適合形式は認められなかったため、改善指導は行わなかった。				
	アウトプット指標	①職場における化学物質管理に関して周知啓発を図る講習会を2回開催する。 ②安衛法GLP適合確認の申請があった有害性調査機関全数について査察を実施する(令和7年度は既存の5機関からの申請が見込まれる)。 ③現在市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具のうち、令和7年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取試験を実施した型式の割合を100%とする。				アウトプット指標【○】 ①周知啓発を図る講習会を2回開催した。 ②令和7年度中に、有害性調査機関からの安衛法GLP適合確認の申請は5件あり、全数について査察を実施した。 ③現在市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具のうち、令和7年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取試験を実施した型式の割合は100%だった。				

7年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	アウトカム指標①及びアウトプット指標①については、これまで化学物質管理になじみのなかった事業者も対象となることから、第三次産業業種の事業者向けに自立的な化学物質管理の必要性を認識してもらえるようなセミナー・ワークショップ(講習会)を、業界団体や防災団体等とも連携し、計画的に実施した結果、目標を達成した。 アウトプット指標②については、適切なスケジューリングにより、事前の書面審査を含め滞りなく全数査察を実施し、目標を達成した。 アウトプット指標③については、買取試験の対象となる製品を適切に把握し、また、当該試験事業が一般に認知されたことがメーカーの品質管理に対する動機づけとして有効に機能していることが目標達成の要因と考えられる。	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	引き続き、目標を達成できるよう事業の適正な運営に努める。 また、③呼吸用保護具については、規格を満たさない製品が市場に流通しないよう、引き続き、買取試験を実施する。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和8年度事業概要	新規化学物質が年々増加し、危険有害性が確認される化学物質が今後も増えることが見込まれる中で、新たな化学物質規制に対応するため、化学物質の危険性・有害性の情報伝達に必要なラベル表示・SDSなど化学物質管理に関する相談窓口の開設、事業場への専門家派遣、職場における化学物質管理に関する講習会等を実施する。 また、有害性情報が存在しない新規化学物質については、それを製造・輸入する事業者自ら有害性調査を実施し、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとされているところ、これら新規化学物質に係る届出の内容の審査を適正に実施するとともに、有害性調査機関に対する安衛法GLPへの適合に関する査察等を実施することにより、有害性調査の品質を担保する。 さらに、保護具の適切な選定、着用等の促進のため、市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の買取試験の実施等を行う。 加えて、中小規模事業者に対し、厚生労働省が公表した標準フォーマットによる電子データでの出入力に対応したシステムの導入、又は既存システムへの標準フォーマット形式によるSDSの出入力の機能追加等SDSの電子化に要する費用の一部を補助する。(令和7年度は事業番号34「労働災害防止対策補助金経費」に計上していたもの)	
令和8年度目標(アウトカム指標)	①職場における化学物質管理に関して周知啓発を図る講習会の受講者のうち、受講して「役に立った」とする者の割合を85%以上にする。 ②新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針に基づく措置内容(通達)を示す。 ③買取試験を行った呼吸用保護具のうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して全件改善指導を行う。	
令和8年度目標(アウトプット指標)	①職場における化学物質管理に関して周知啓発を図る講習会を2回開催する。 ②安衛法GLP適合確認の申請があった有害性調査機関全数について査察を実施する(令和8年度は既存3機関からの申請が見込まれる)。 ③現在市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具のうち、令和8年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取試験を実施した型式の割合を100%とする。	
令和8年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	アウトカム指標①については、令和7年度の実績を踏まえ設定した。 アウトプット指標①については、職場における化学物質管理に関する取組をさらに促進・普及させるため、講習会の開催回数を目標に設定した。 アウトカム指標③については、買取試験において行政機関は試験結果の報告までを求めているが、流通している防じんマスク等は全て規格を満たす必要があるため、規格等を満たさないものについては行政機関から適切に改善指導を行うことが重要であるため。 アウトプット指標③については、型式検定の有効期限内に市場に流通する呼吸用保護具の性能を確認する必要があるため、有効期限内に最低1回は買取試験の対象となるように型式を選定する。	
令和9年度要求に向けた事業の方向性	化学物質の譲渡・提供時における危険性・有害性情報の通知制度の改善や個人ばく露測定の精度の担保等の内容を含む労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が令和7年5月14日に公布され、新たな化学物質規制の周知及び中小規模事業場等に対する支援の必要性が増していることを踏まえ、事業内容を検討し実施する。	

事業名		産業保健活動総合支援事業						事業番号 (令和8年度)		21
								事業番号 (令和7年度)		21
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	産業保健支援室、メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室	
実施主体		(独)労働者健康安全機構等								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	労働者の健康確保を図るため、産業保健総合支援センター等を設置し、事業場の産業保健活動を支援すること等を目的とする。 ・脳・心臓疾患による労災認定件数は高い水準で推移し、精神障害による労災認定件数は増加傾向にある中、平成26年改正労働安全衛生法によりストレスチェック制度が創設された他、過労死等防止対策推進法も施行されるなど、取り組みの強化が図られてきている。 ・平成28年2月に策定された「事業場における治療と職業生活の両立支援ガイドライン」も活用し、治療と職業生活の両立について研修等の支援を行っている。 ・平成26年改正労働安全衛生法では、ストレスチェックを実施する医師等に対する研修の実施が国の責務として規定され、附帯決議では、小規模事業場のメンタルヘルス対策について、産業保健活動総合支援事業による体制整備等必要な支援を行うこととされている。過労死等防止対策推進法において、国は産業医その他の過労死等に関する相談に応じる者に対する研修の機会の確保を図ることとされており、産業保健活動に対する国の支援強化の必要性が増している。 ・平成28年にとりまとめられた産業医制度の在り方に関する検討会報告書において、特に小規模事業場における産業保健サービスの充実について、産業保健総合支援センターの活用・充実を図ることが必要とされている。 ・平成31年4月から改正労働安全衛生法が施行され、産業医・産業保健機能の強化が図られ、附帯決議では、小規模事業場の産業保健機能の強化のために、産業保健活動総合支援事業による産業保健活動の専門職の育成等必要な支援を行うこととされている。 本事業は、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援を含め、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保を図ることを目的としており、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当する事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	事業者、労働者、産業保健スタッフ等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	メンタルヘルスや治療と職業生活の両立支援を含む労働者の健康確保のため、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行う。 また、労働安全衛生法第95条に基づき、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定実施の指示及び同法第66条第4項に基づく臨時の健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせる。								
	実施体制	・都道府県単位で産業保健総合支援センターを設置。 ・概ね労働基準監督署管轄区域ごとに地域窓口を設置。 ・全国で計54名の労働衛生指導医を設置。								
令和4年度 予算額 (千円)		4,573,072	令和5年度 予算額 (千円)	4,302,127	令和6年度 予算額 (千円)	4,876,631	令和7年度 予算額 (千円)	4,858,502	令和8年度 予算額 (千円)	5,217,738
令和4年度 決算額 (千円)		5,865,611	令和5年度 決算額 (千円)	4,262,916	令和6年度 決算額 (千円)	4,868,206	令和7年度 決算額 (千円)	4,850,077	令和8年度 雇用勘定予算額 0 (千円)	
令和4年度 予算執行率 (%)		128.3	令和5年度 予算執行率(%)	99.1	令和6年度 予算執行率(%)	99.8	令和7年度 予算執行率(%)	99.8	一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
令和6年度評価とそれを踏まえた令和8年度事業の見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
7年度目標	アウトカム指標	本事業の研修が有益であった旨の評価を利用者から90%以上確保する。			7年度実績	アウトカム指標【○】	本事業の研修が有益であった旨と評価した利用者の割合は、94.1%であった。			
	アウトプット指標	産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数を13万件以上とする。				アウトプット指標【○】	産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数は、148,668件であった。			
7年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題		産業保健スタッフ等への取り組み方の研修等や相談窓口での対応を適正に行ったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		引き続き適正な事業の運営に努める。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和8年度事業概要		令和7年度と同様。								
令和8年度目標(アウトカム指標)		本事業の研修が有益であった旨の評価を利用者から90%以上確保する。								
令和8年度目標(アウトプット指標)		産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数を13万件以上とする。								
令和8年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)		労働者の健康確保のため、事業場における産業保健活動を支援するには、産業保健スタッフ等への研修等の実施や相談窓口の設置等が効果的であることから、令和6年に大臣名で定めた機構の中期目標において、年間の相談対応件数を計13万件以上としていることや、研修の利用者から有益であった旨の評価を90%以上確保するとしていることを踏まえ、令和8年度目標を設定したもの。								
令和9年度要求に向けた事業の方向性		令和7年の労働安全衛生法の改正による、労働者数50人未満の事業場へのストレスチェックの義務化(施行期日は令和10年4月1日)を踏まえ、円滑な制度の施行のため、医師による高ストレス者の面接指導の受け皿となる地域産業保健センターの体制整備を図る必要があるため、登録産業医やコーディネーター等の体制拡充を図っていく必要がある。 また、令和7年の労働政策総合推進法改正により、事業主の努力義務とされた治療と就業の両立支援の取組が促進されるよう、特に中小企業への支援の充実を図る必要がある。								

事業名		働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組						事業番号 (令和8年度)	22	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	特定分野労働 条件対策係	
実施主体		労働基準監督署、民間団体等								
事業／ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	時間外労働の上限規制等を定めた改正労働基準法が平成31年4月より施行されており、その定着を図る必要がある。労働時間が週60時間以上の労働者は、横ばいで推移するとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められることから、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより労働者の健康障害防止を図る必要がある。本事業は、長時間労働の抑制、過重労働の解消対策を推進するものであり、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災の発生防止を図るものであることから社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を 対象に)	事業主、労働者等								
	事務・事業の スキーム (決定スキームを含む)	36協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な労務管理の知識や安全衛生管理の知識の習得が必要と考えられる事業場に対し、専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する(①)。その他、労働条件に関する相談ができる「労働条件相談はっとライン」の設置(②)、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施(③)、労働法教育に関する普及促進の実施(④)、問題事業場の把握につなげるインターネット監視(⑤)による労働条件に係る情報収集事業を行う。								
	実施 体制	①については(株)広済堂ネクスト、②については(株)東京リーガルマインド、③については(株)JR西日本コミュニケーションズ、④については(株)読売エージェンシー、⑤については(株)広済堂ネクストにて実施。								
令和4年度 予算額 (千円)		2,882,103	令和5年度 予算額 (千円)	2,424,829	令和6年度 予算額 (千円)	2,410,237	令和7年度 予算額 (千円)	2,316,976	令和8年度 予算額 (千円)	2,368,139
令和4年度 決算額 (千円)		2,695,974	令和5年度 決算額 (千円)	2,287,093	令和6年度 決算額 (千円)	2,167,610	令和7年度 決算額 (千円)	2,314,745	令和8年度 雇用勘定予算額 0 (千円)	
令和4年度 予算執行率 (%)		93.5	令和5年度 予算執行率(%)	94.3	令和6年度 予算執行率(%)	89.9	令和7年度 予算執行率 (%)	99.9	一般会計予算額 0 (千円)	
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価	Ｂ	予算額又は手法等を見直し						
7 年度 目標	アウトカム 指標	①基礎セミナーに参加した事業場へのアンケートにおいて、現状労務管理に問題があった事業場が1年以内に改善を実施すると回答した割合を70%以上とするとともに、過重労働セミナーにおいて実施したアンケートの内、80%以上から講義内容全体について「まあ良かった」以上の回答を得る。 ②「労働条件相談はっとライン」の利用者に対して電話相談への満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。 ③大学等において実施するセミナーの受講者にセミナー全体の有用度についてアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。 ④医学生等を対象にして実施するセミナーの受講者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。			7 年度 実績	アウトカム 指標 【①〇、②〇、③ 〇、④〇】		①基礎セミナーについては、78.9%であった。 過重労働セミナーについては、97.9%であった。 ②94.4% ③97.7% ④86.0%		
	アウトプット 指標	①基礎セミナー・過重セミナーの周知に関し、基礎セミナー490,377部、過重セミナー248,000部のリーフレットの作成・配布を行う。 ②1月平均5,000件以上の相談を受け付ける。 ③大学等でのセミナー周知に関し、9,000部のリーフレットの作成・配布を行う。 ④高校・大学等の指導者向け解説動画の周知に関し、20,000部のリーフレットの作成・配布を行う。 ⑤インターネット監視による問題事業場の労働局等への情報提供を月平均80件以上とする				アウトプット 指標 【①〇、②〇、③ 〇、④〇、⑤〇】		①基礎セミナー604,355部のリーフレットの作成・配布を行った。 過重セミナー311,970部のリーフレットの作成・配布を行った。 ②1月平均6,942件 ③10,808部 ④高校・大学関係者以外のより広範な対象者に対して周知を行うため、リーフレットの作成・配布に変えて、新たに設けたポータルサイト(労働法教育支援ポータルサイト)により周知を行った ⑤月平均82件		
7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		各事業について適切な進捗管理を行った結果、目標達成できた。今年度も引き続き施策を継続する。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き事業の適正な運営に努める。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

令和8年度 事業概要	36協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な労務管理の知識や安全衛生管理の知識の習得が必要と考えられる事業場に対し、専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する(①)。その他、労働条件に関する相談ができる「労働条件相談ほっとライン」の設置(②)、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施(③)、労働法教育に関する普及促進の実施(④)、問題事業場の把握につなげるインターネット監視(⑤)による労働条件に係る情報収集事業を行う。
令和8年度目標 (アウトカム指標)	①基礎セミナーに参加した事業場へのアンケートにおいて、労働関係法令に関する認識や理解が変わったと回答した割合を70%以上とするとともに、過重労働セミナーにおいて実施したアンケートの内、80%以上から講義で扱った内容について理解できた旨の回答を得る。 ②「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して電話相談への満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。 ③大学等において実施するセミナーの受講者にセミナー全体で扱った内容の理解度についてアンケートを実施し、80%以上から理解できた旨の回答を得る。 ④医学生等を対象にして実施する講義の受講者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。
令和8年度目標 (アウトプット指標)	①支援セミナーサイトの閲覧件数を15,000件、過重セミナーサイトの閲覧件数を300,000件以上とする。 ②1月平均5,000件以上の相談を受け付ける。 ③大学等でのセミナーの開催回数を105回以上とする。 ④インターネット監視による問題事業場の労働局等への情報提供を月平均80件以上とする
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	①セミナーの効果に関しては、参加者の遵法意識の改善をもってその効果を図ることが有効であると考えられるため、改善実施・取り組み実施のアンケート回答の割合をアウトカム目標とした。アウトカム目標を実現するには、広報活動を最大限を行い、セミナーの存在を認知させることが重要であることから、セミナーサイト閲覧件数をアウトプット指標とした。 ②アウトカム指標とアウトプット指標を前年度以前の相談件数の実績を考慮のうえ設定した。 ③労働関係法令の理解を深めるための施策として実施する事業であることから、アウトカム指標は引き続きセミナーの理解度とし、アウトプット指標については、リーフレット等の広報物をみた教職員等から申込みを受けて実施するセミナーの開催回数とし、過年度実績を踏まえ設定した。 ④医師の働き方改革を推進するに当たり今後医師となる医学生等に労働法を学ぶことの有用性を実感させることをもってその効果を図ることが有効であると考えられるため、取り組み実施のアンケート回答の割合をアウトカム目標とした。 ⑤都道府県労働局等において対応すべき問題事業場を把握する等のものであり、利用者等のニーズに関する実態を把握するアウトカム指標を設定することは困難である。
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性	長時間労働の抑制・過重労働の解消を図るため、継続して要求する。

事業名		メンタルヘルス対策等事業						事業番号 (令和8年度)		23									
								事業番号 (令和7年度)		23									
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係		メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室メンタルヘルス対策係									
実施主体		民間業者																	
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	<目的> 職場のメンタルヘルス対策の促進、過重労働による健康障害の防止を図る。 <必要性> 職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は約7割に達し、精神障害等による労災認定件数は増加傾向にある。一方、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は63.2%にとどまっており、職場のメンタルヘルス対策の促進が急務となっている。 メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由としては、「専門スタッフがいらない」、「取り組み方が分からない」が多くなっており、職場のメンタルヘルス対策の促進を図るためには、こうした事業者のニーズ等を踏まえた産業保健スタッフへの支援や情報提供等が必要である。 本事業は、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施することで労働者の心の健康の確保を図るものであり、社会復帰促進等事業として行う必要がある。																	
	対象 (誰／何を対象に)	事業者、管理監督者、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者等																	
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する																	
	実施体制	民間業者に委託して実施																	
令和4年度予算額 (千円)		232,261		令和5年度予算額 (千円)		301,059		令和6年度予算額 (千円)		319,960		令和7年度予算額 (千円)		299,513		令和8年度予算額 (千円)		362,262	
令和4年度決算額 (千円)		187,041		令和5年度決算額 (千円)		197,932		令和6年度決算額 (千円)		244,112		令和7年度決算額 (千円)		270,342		令和8年度雇用勘定予算額 0 (千円)			
令和4年度予算執行率 (%)		80.8		令和5年度予算執行率(%)		65.9		令和6年度予算執行率(%)		76.5		令和7年度予算執行率(%)		90.3		一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。			
令和6年度評価とそれを踏まえた令和8年度事業の見直し		令和5年度評価		A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続													
7年度目標	アウトカム指標	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。					7年度実績	アウトカム指標【○】	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合は、94.1%であった。										
	アウトプット指標	新たなコンテンツの作成及び拡充、メール相談・電話相談・SNS相談への対応検討、評価等を行うため、精神科医、産業医の要件を満たす医師、保健師、社会保険労務士、カウンセラー等の職場のメンタルヘルス対策の専門家10名以上からなる委員会を年に3回以上開催する。						アウトプット指標【○】	新たなコンテンツの作成及び拡充、メール相談・電話相談・SNS相談への対応検討、評価等を行うため、精神科医、産業医の要件を満たす医師、保健師、社会保険労務士、カウンセラー等の職場のメンタルヘルス対策の専門家10名以上からなる委員会を年に3回開催した。										
7年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題		メンタルヘルス・ポータルサイトに寄せられた「評価アンケート」などから利用者ごとのニーズを把握し、委員会で検討の上、既存コンテンツの内容の充実及び新規コンテンツを作成を行った等のため。																	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		今後も職場のメンタルヘルス対策を推進していくため、事業者や労働者等のニーズ等を踏まえたコンテンツの充実や周知広報等が必要。																	
評価		A					成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続												
令和8年度事業概要		令和7年度と同様。																	
令和8年度目標(アウトカム指標)		メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。																	
令和8年度目標(アウトプット指標)		新たなコンテンツの作成及び拡充、メール相談・電話相談・SNS相談への対応検討、評価等を行うため、精神科医、産業医の要件を満たす医師、保健師、社会保険労務士、カウンセラー等の職場のメンタルヘルス対策の専門家10名以上からなる委員会を年に3回以上開催する。																	
令和8年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)		<アウトカム指標> メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においてコンテンツの質を確保する観点から、利用者にとって、有用なポータルサイトとすることを目標とした。 <アウトプット指標> 当該事業の趣旨は、サイトでの情報提供であり、より広く利用いただくにはサイトの充実を図ることが必要である。サイトでの充実を図ることを示す指標の一つとして、サイトの充実に係る検討を行う委員会の開催回数が適当であるため、アウトプット指標は委員会の開催回数とした。																	

令和9年度要求に向けた事業の方向性	第14次労働災害防止計画(2023～2027年度)において、小規模事業場におけるストレスチェック実施割合の向上を目標に位置付け、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組について重点的に周知啓発・指導を行っていくこととしており、当該サイトにおけるコンテンツの充実や、周知広報等に引き続き取り組んでいく。また、令和7年の労働安全衛生法の改正による、労働者数50人未満の事業場へのストレスチェックの義務化(施行期日は令和10年4月1日)を踏まえ、50人未満の事業場におけるストレスチェック導入に資するコンテンツの充実や、高ストレス者等の相談窓口の体制拡充等に取り組む。
--------------------------	---

事業名		治療と就業の両立支援事業						事業番号 (令和8年度)		24											
								事業番号 (令和7年度)		24											
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係		メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室											
実施主体		民間業者																			
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	労働者の健康確保のため、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるよう、労働者の治療と就業の両立の支援を行うものである。両立支援の方法や産業保健スタッフ・医療機関との連携について悩む企業が多く、これらの企業の支援を強化することは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であり、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。																			
	対象 (誰／何を対象に)	事業者等																			
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労働者の治療と就業の両立支援について、反復・継続して治療が必要となる疾病を抱えた労働者の就労継続のためのガイドライン等、事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」において、企業等の両立支援の実践をサポートする。また、両立支援の一層の取組の促進を図るため、広報用ポータルサイトの充実、シンポジウムの開催等を行う。																			
	実施体制	民間業者に委託して実施。																			
令和4年度 予算額 (千円)		120,523		令和5年度 予算額 (千円)		115,082		令和6年度 予算額 (千円)		109,575		令和7年度 予算額 (千円)		103,659		令和8年度 予算額 (千円)		153,264			
令和4年度 決算額 (千円)		104,804		令和5年度 決算額 (千円)		87,450		令和6年度 決算額 (千円)		82,478		令和7年度 決算額 (千円)		57,115		令和8年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。					
令和4年度 予算執行率 (%)		94.7		令和5年度 予算執行率(%)		79.4		令和6年度 予算執行率(%)		78.8		令和7年度 予算執行率(%)		55.1							
令和6年度評価とそれを踏まえた令和8年度事業の見直し		令和6年度評価		A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続															
7年度目標	アウトカム指標	オンラインセミナー等に参加した結果、労働者の治療と仕事の両立支援の取組にあたり参考になった旨の回答の割合を80%以上とする。						7年度実績	アウトカム指標 【○】		オンラインセミナー等に参加した結果、労働者の治療と仕事の両立支援の取組にあたり参考になった旨の回答の割合は99.7%以上であった。										
	アウトプット指標	治療と仕事の両立支援対策において取組をさらに促進・普及させるために、ガイドラインの作成・提供、ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」において、企業等の両立支援の実践をサポートする。							アウトプット指標 【○】		「治療と就業の両立支援指針」の作成のための検討会を事業の中で運営した。また、ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」において、企業等の両立支援の実践をサポートするため、指針に沿った取組の実践的ガイダンス及び取組事例(30件)など、総合的な情報提供を行うことで、年間アクセス件数は743,011件となった。										
7年度目標を達成(未達成)の理由(原因) ・今後の課題		事業計画のとおりに実行できたため、目標を達成することができた。																			
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続する。今後も、労働者の治療と就業の両立を支援するために、引き続き、企業や医療機関、労働者に積極的に周知を行う必要がある。																			
評価		A						成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続													
令和8年度事業概要		・ポータルサイト「治療と就業の両立支援ナビ」において、企業等の両立支援の実践をサポートする(実践支援ツール、取組例集等のコンテンツを充実、オンラインセミナー等の開催)。 ・改正労働施策総合推進法の施行状況、政策効果等の把握のため、企業、医療機関、労働者(患者)を対象に、改正法及び指針等の認知度、支援の効果、ニーズ等について実態調査を実施する。 ・指針に掲載されている参考資料である疾病別留意事項について、最新の医療情報等を踏まえた見直しを行う。																			
令和8年度目標(アウトカム指標)		オンラインセミナー等に参加した結果、労働者の治療と就業の両立支援の取組にあたり参考になった旨の回答の割合を80%以上とする。																			
令和8年度目標(アウトプット指標)		①中小規模事業場を中心に、両立支援の良好事例を「治療と就業の両立支援ナビ」に30件以上掲載する。 ②「治療と就業の両立支援ナビ」の年間アクセス件数を700,000件以上とする。																			

令和8年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方（アウトカム指標設定が困難な場合はその理由）	令和7年の労働施策総合推進法の改正により、令和8年4月1日から、事業主に対し、治療と就業の両立支援のための必要な措置を講じる努力義務が課されるとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るため、「治療と就業の両立支援指針」が制定されたところである。令和8年度は、指針に基づいた取組を普及・促進させるため、事業の目標として、ポータルサイト「治療と就業の両立支援ナビ」の充実（アウトプット指標）、及び、オンラインセミナー等の参加者の理解向上（アウトカム指標）を設定した。
令和9年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和9年度も継続して要求する。

事業名		職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費						事業番号 (令和8年度) 事業番号 (令和7年度)	25 25
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	指導係、有期・短時間労働係
実施主体		厚生労働省本省、都道府県労働局、民間団体							
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント等の予防・解決に向けた社会的気運の醸成及び労使の取組支援に加え、各種ハラスメント被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。 職場におけるハラスメントは、労働者の心身の健康に影響を及ぼすおそれがあり、それらを起因とした精神障害による労災申請件数は増加傾向にある。企業がこれらハラスメントの防止・解決に向けた取組を実施することにより、心身の健康被害を受ける労働者が減少するとともに、被害を受けた労働者に対しても適切な援助を行うことができるようになる。このことは、労働者の安全及び衛生の確保に資するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 パートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理改善の一環として、事業主によるパートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等の取組を促進する。 パートタイム労働者や有期雇用労働者の数が年々増加する中、パートタイム労働者や有期雇用労働者の健康管理については、正社員に対する取組と比べて十分に行われているとは言えない状況であり、健康管理等の取組を促進することは、労働者の安全及び衛生の確保に資するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰／何を対象に)	職場のハラスメント被害にあっている労働者、ハラスメント防止対策に取り組む事業主、パートタイム労働者・有期雇用労働者及びパートタイム労働者・有期雇用労働者を雇用する事業主							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	職場におけるハラスメント(パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント)については、労働者から多数の相談が寄せられ相談件数が高止まりの状況にある。労働施策総合推進法及び男女雇用機会均等法の改正法(以下「改正法」)が令和7年6月4日に成立し、カスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策を全ての事業主に義務化するとともに、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務が定められたところである。改正内容の周知やハラスメント対策に係る取組を推進するため、下記の事業を実施する。 ①国民及び労使に向けた周知・広報 ポータルサイトを継続的に運営し、ポスターやリーフレット等を作成・配布する。また、Webに広告を掲載し、シンポジウムを開催する。 ②業種別カスタマーハラスメント対策の取組支援 カスタマーハラスメント対策に関心を持つ業界内のカスタマーハラスメントの実態を踏まえ、業界共通の対応方針等の策定を行う。また、マニュアル作成を通じ、一連の取組・ノウハウを広く普及させる。 ③ハラスメント事案解決のための伴走型支援及び事例集の普及事業 事業主や人事労務担当者等からの相談に応じ、ハラスメント事案を解決するための対応策を助言するとともに、支援した対応事例をまとめた事例集を作成する。 ④改正法周知のための説明会補助 事業主や人事労務担当者等を対象に、都道府県労働局が改正法の内容について説明会を開催する際に運営補助を行う。 さらに、雇用均等指導員を設置し、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の被害を受けたことにより通院する、若しくはそれに相当する精神状態と思われる労働者からの相談に適切に対応するとともに、事業主に対する指導や事業主と労働者間の紛争解決援助等の解決に向けた支援を行う。 加えて、事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。							
	実施体制	委託事業については、一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、下記の落札者が実施する。 ①国民及び労使に向けた周知・広報、④改正法周知のための説明会補助:株式会社クオラス ②業種別カスタマーハラスメントの取組支援:東京海上ディーアル株式会社 ③ハラスメント事案解決のための伴走型支援及び事例集の普及事業:株式会社東京リーガルマインド 全ての都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に雇用均等指導員を配置しており、相談対応等業務を実施、さらに厚生労働省本省において啓発用資料を作成し、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にて周知・啓発等を実施。							
令和4年度 予算額 (千円)	190,604	令和5年度 予算額 (千円)	171,723	令和6年度 予算額 (千円)	187,819	令和7年度 予算額 (千円)	240,103	令和8年度 予算額 (千円)	281,448
令和4年度 決算額 (千円)	78,266	令和5年度 決算額 (千円)	62,281	令和6年度 決算額 (千円)	66,051	令和7年度 決算額 (千円)	78,860	令和8年度 雇用勘定予算額 (千円) 一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和4年度 予算執行率 (%)	77.4	令和5年度 予算執行率(%)	89.3	令和6年度 予算執行率(%)	93.1	令和7年度 予算執行率(%)	77.9		
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し	令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

7 年 度 目 標	アウトカム 指標	①委託事業において研修を実施した企業等のうち、カスタマーハラスメント対策の取組の参考となった旨の回答の割合を80%以上とする。 ②ハラスメント防止対策を措置するよう助言・指導された事業所のうち、措置を講じた事業所割合95%以上。	7 年 度 実 績	アウトカム 指標 【①〇、②ー】	①98% ②P(R8.7月メド確定予定)
	アウトプット 指標	①ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数180,000件以上 ②職場のハラスメント撲滅のためのシンポジウムの参加者数1,000名以上		アウトプット 指標 【①〇、②〇】	①187,808件 ②シンポジウムの当日オンライン視聴申込者数1,937名
7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		事業計画のとおりに実行できたため、目標を達成することができた。			
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題		引き続き適正に事業を実施する。			
評価					
令和8年度 事業概要		・前年度に引き続き、職場のハラスメントの予防・解決に向けた社会的機運の醸成及び労使の取組支援を行う。また、ハラスメントの被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。 ・前年度に引き続き、カスタマーハラスメント対策に関心を持つ業界内のカスタマーハラスメントの実態を踏まえ、業界共通の対応方針等の策定・発信するまでの支援をモデル事業として行う。また、一連の取組・ノウハウを広く普及させる。 ・事業主や人事労務担当者等からの相談に応じ、ハラスメント事案を解決するための対応策を助言するとともに支援した対応事例をまとめた事例集を作成する。 ・事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。			
令和8年度目標 (アウトカム指標)		①委託事業において研修を実施した企業等のうち、ハラスメント対策の取組の参考となった旨の回答の割合を80%以上とする。 ②ハラスメント防止対策を措置するよう助言・指導された事業所のうち、措置を講じた事業所割合95%以上。			
令和8年度目標 (アウトプット指標)		①ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数180,000件以上 ②職場のハラスメント撲滅のためのシンポジウムの参加者数1,000名以上			
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)		令和8年10月1日より、全企業に対してカスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置が義務づけられることを受け、改正法の適切な履行確保をはかる必要があること、また、各ハラスメント対策についても引き続き実施する必要があることから、ハラスメント対策の推進に寄与する取組となるよう指標を設定。			
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性		労働施策総合推進法の施行等の状況を踏まえつつ、現下の情勢に鑑み効果的に事業が実施できるよう見直すとともに、新たな行政課題に対応するところを中心に内容を見直すこととする。			

事業名		建設業等における労働災害防止対策費						事業番号 (令和8年度)	26	
								事業番号 (令和7年度)	26	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	建設対策係	
実施主体		民間団体等								
事業／ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	(1)建設業における死亡災害の約4割を占める墜落、転落災害の防止のため、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を促進し、建設業における墜落・転落災害防止対策の推進を図る。 (2)個人事業者等の安全衛生対策の推進を図るため、特別加入団体等の関係団体等を構成員とする協議会を設置し、教材等の作成や、当該教材等を活用した説明会の開催、個人事業者等が就業する現場へのコーディネーター派遣等を実施する。 本事業は、建設現場等における労働災害防止を図るための事業であり、労働災害の減少に寄与することは、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものとして、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用ものであることから、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を 対象に)	(1)中小規模ビル建築工事、低層住宅建築工事を施工する工事業者 (2)個人事業者等								
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	(1)足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を実施する。 (2)個人事業者等を対象とした説明会、個人事業者等が就業している現場の巡回指導を実施する。								
	実施 体制	(1)全国仮設安全事業協同組合に委託して実施 (2)(公社)全国労働基準関係団体連合会に委託して実施								
令和4年度 予算額 (千円)		209,577	令和5年度 予算額 (千円)	209,666	令和6年度 予算額 (千円)	209,578	令和7年度 予算額 (千円)	209,583	令和8年度 予算額 (千円)	209,583
令和4年度 決算額 (千円)		120,812	令和5年度 決算額 (千円)	169,835	令和6年度 決算額 (千円)	179,669	令和7年度 決算額 (千円)	186,463	令和8年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 0 (千円)	
令和4年度 予算執行率 (%)		62.2	令和5年度 予算執行率(%)	81.0	令和6年度 予算執行率(%)	92.5	令和7年度 予算執行率(%)	89.0	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
7 年度 目標	アウトカム 指標	(1)手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、支援指導が有効、有用であり、「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 (2)一人親方に対する安全衛生教育研修会が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。			7 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	(1)採用する旨(条件付き採用を含む)の回答 97.1% (2)役に立ったとの回答 98.7%			
	アウトプット 指標	(1)事業期間約8カ月間のうちに建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(200現場以上) (2)一人親方に対する安全衛生教育研修会を実施する。(700人以上)				アウトプット 指標 【○】	(1)指導・支援実施210現場 (2)研修会参加人数1,807人			
7年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題		(1)、(2)前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		(1)、(2)引き続き適正に事業を実施する。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

令和8年度 事業概要	(1)は令和7年度と同様に実施する。 (2)は改正法を踏まえ、業種を建設業以外の業種に拡大し実施する。
令和8年度目標 (アウトカム指標)	(1)手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、支援指導が有効、有用であり、「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 (2)個人事業者等に対する安全衛生教育説明会が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。
令和8年度目標 (アウトプット指標)	(1)建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(200現場以上) (2)個人事業者等に対する安全衛生教育説明会への講師派遣を実施する。(100回以上)
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	(1)建設業での手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を引き続き推進する必要があることから現場指導の件数及び「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を目標とした (2)今般成立した改正法により、労働者と同じ場所で働く個人事業者等が実施すべき措置義務が設けられ、対象となる個人事業者等が拡大するため、団体主催の説明会への講師派遣を事業内容としたところ、同説明会への講師派遣の回数を目標とした。
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和9年度も継続して要求する。

事業名		第三次産業労働災害防止対策支援等事業(就労構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進)						事業番号 (令和8年度)	27	
								事業番号 (令和7年度)	27	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	サービス産業・マネジメント班	
実施主体		(1)及び(2)は民間企業、(3)については(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	(1)第三次産業を中心に転倒や腰痛等の労働者の作業行動から生ずる労働災害が増加傾向にある。この要因として、これらの災害は日常生活でも発生しうることや、比較的軽微な災害であるという誤ったイメージの広がりにより、安全衛生活動に対する重要性の認知や対策の促進に繋がっていないことが挙げられる。このため、第三次産業を中心に事業場内での安全衛生活動の取組に対する機運醸成や意識改革を図っていく必要がある。 (2)近年の外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあることから、労働災害防止のため、外国人労働者を雇用する事業場に対して安全衛生上留意すべきポイントについて理解を促進する必要がある。 (3)増加傾向にある高年齢労働者による労働災害を防止するため、高年齢労働者の労働災害のリスクとなる環境要因の解消や転倒災害等防止のための運動指導等に取り組む事業者、専門家を活用しリスクアセスメントを踏まえ効果的な対策を講じる事業者を支援する必要がある。 (4)高年齢労働者の災害が多い職種を対象に、好事例の共有およびマニュアルの見直しを行うことで、事業者による労働災害防止対策を促進する必要がある。 本事業は、第三次産業等における労働災害防止を図るための事業であり、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	事業者、事業場の安全衛生担当者等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)労働災害防止に向けた機運醸成を図るため、安全衛生確保のため取り組む企業が評価される仕組みとして「SAFEコンソーシアム」を設立し、加盟者による安全衛生活動の優良な取組事例を周知することにより、第三次産業を中心とした事業者の自主的な安全衛生活動を促進する。 (2)外国人労働者を雇用する事業場に対して、安全衛生の専門家によるセミナーを実施する。 (3)「エイジフレンドリー補助金」により、高年齢労働者の労働災害のリスクとなる環境要因の解消や転倒災害等防止のための運動指導等に取り組む事業者を支援する。								
	実施体制	(1)及び(2)は民間企業が実施。(3)は(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業者として実施。								
令和4年度 予算額 (千円)		1,026,171	令和5年度 予算額 (千円)	893,231	令和6年度 予算額 (千円)	943,179	令和7年度 予算額 (千円)	986,233	令和8年度 予算額 (千円)	1,184,962
令和4年度 決算額 (千円)		1,029,843	令和5年度 決算額 (千円)	845,589	令和6年度 決算額 (千円)	923,179	令和7年度 決算額 (千円)	944,710	令和8年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
令和4年度 予算執行率 (%)		101.4	令和5年度 予算執行率(%)	94.7	令和6年度 予算執行率(%)	97.9	令和7年度 予算執行率(%)	95.8		
令和6年度評価とそれを踏まえた令和8年度事業の見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
7 年度 目標	アウトカム 指標	(1)WEBサイトに掲載した取組事例が合計10,000回以上アクセスされる。 (2)外国人労働者を雇用する事業者に対する安全衛生の専門家によるセミナーの参加者から有益であった旨の評価を80%以上得る。 (3)エイジフレンドリー補助金の補助件数を1,000件以上にする。				7 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	(1)WEBサイトに掲載した取組事例が合計37,077回アクセスされた。 (2)セミナー参加者のアンケート結果から、有益であった旨の評価を93.0%の事業者から得られた。 (3)エイジフレンドリー補助金の補助件数が2,145件であった。		
	アウトプット 指標	(1)事業者による好取組事例を30事例以上WEBサイトに掲載する。 (2)外国人労働者を雇用する事業者に対する安全衛生の専門家によるセミナーを対面で12回以上、オンラインで2回以上実施する。 (3)エイジフレンドリー補助金のリーフレットを80,000部配布する。					アウトプット 指標 【○】	(1)取組事例について、118事例、WEBサイトに掲載した。 (2)セミナーを対面13回、オンラインで2回実施した。 (3)エイジフレンドリー補助金のリーフレットを246,644部配布した(紙媒体:79,000部、HPに掲載した電子媒体:167,644部(HP上でリーフレットのPDFファイルを開いた数))。		

7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。	
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き適正に事業を実施する。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和8年度 事業概要	(1)令和7年度事業を引き継ぎつつ、コンソーシアムの運営、労働災害防止に係る安全衛生活動の優良な取組事例を表彰し、WEBサイト等を通じて周知することによって、自主的な安全衛生活動の普及啓発を図る。 (2)外国人労働者に対する安全衛生対策の推進を図るため、事業者向けの教材等、事業者が有効な対策として活用できる形で取りまとめ、安全衛生の専門家によるセミナー等を通じて、周知・広報する。 (3)令和7年度事業を引き継ぎ、「エイジフレンドリー補助金」により、高齢労働者の労働災害のリスクとなる環境要因の解消や若年期からの健康づくり等の支援を含む転倒災害等防止のための運動指導等に取り組む事業者を支援する。 (4)高齢労働者の労働災害が多い業種を対象に、災害分析や好事例を収集して業種別好事例集を作成するとともに、改正法や指針を踏まえ既存の労働災害防止マニュアルを見直す。併せて、好事例集やマニュアル等の周知を通じ、事業者による高齢労働者の労働災害防止対策を促進する。	
令和8年度目標 (アウトカム指標)	(1)WEBサイトに掲載した取組事例が合計10,000回以上アクセスされる。 (2)外国人労働者を雇用する事業者に対する安全衛生の専門家によるセミナーの参加者から有益であった旨の評価を80%以上得る。 (3)エイジフレンドリー補助金の補助件数を1,000件以上にする。 (4)高齢労働者を雇用する事業者に対する安全衛生の専門家によるセミナーの参加者から有益であった旨の評価を80%以上得る。	
令和8年度目標 (アウトプット指標)	(1)事業者による好取組事例を118事例以上WEBサイトに掲載する。 (2)外国人労働者を雇用する事業者に対する安全衛生の専門家によるセミナーを対面オンライン併用で計6以上実施する。 (3)エイジフレンドリー補助金に係る相談について8,000件対応し、制度を周知する。 (4)高齢労働者の労働災害防止をテーマとして、安全衛生の専門家による業種別セミナーを4業種(製造業、小売業、社会福祉施設、飲食業)それぞれ1回以上開催し、好事例集及び改正法・指針の内容を広く周知する。	
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	(1)好取組事例(自社でも取り組みそうなもの)がより多くの事業者に普及することで、自主的な安全衛生活動が促進されるため、事業者による対策実施の動機付けや手法の指針となる優良な取組事例をより多くの事業者に知らしめることを目標とした。 (2)外国人労働者は言語や文化的バックグラウンドの違いから労働災害防止のために特別な配慮が必要であるため、事業者によるその理解を促進すること目標とした。 (3)高齢労働者の労働災害防止対策を促進するため、エイジフレンドリー補助金の支給決定事業者数等を目標とした。 (4)高齢労働者の労働災害防止対策を促進するため、事業者に対し、高齢者の特性に配慮した対策の理解を支援することを目標とした。	
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性	労働安全衛生法の改正により、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善や、適切な作業管理等が事業者の努力義務となった(令和8年4月1日施行)。中小企業事業者による取組が進むよう、支援の充実を図るための増額が必要。	

事業名		林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業							事業番号 (令和8年度)	28
									事業番号 (令和7年度)	28
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	建設対策係 有害作業環境 指導係
実施主体		都道府県労働局、民間団体等								
事業／ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	林業における労働災害の多くを占める伐木等作業については、チェーンソー取扱作業指導員による振動障害防止対策に取り組むとともに、伐木等作業に係る安全作業マニュアルの必要な見直し及び災害事例の追加を行い、同マニュアルに基づく、伐木等作業を行う事業場の安全担当者を対象とする安全対策講習会を実施すること等により、伐木等作業における安全対策を推進する。また、林業における外国人労働者に対する安全衛生教育の適正な実施を行うため、林業に係る外国語の安全衛生教材を作成する。 本事業は、伐木作業における労働災害の防止を図る事業であり、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を 対象に)	林業事業者、伐木等作業を行う事業場の安全担当者等								
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	(1)伐木等作業における安全作業のためのマニュアルの見直し等を行い、同マニュアルに基づく、安全対策講習会を実施する。 (2)チェーンソーの正しい取扱いの普及を図る。								
	実施 体制	(1)民間団体等に委託して実施。 (2)厚生労働省本省、都道府県労働局において実施。								
令和4年度 予算額 (千円)		23,809	令和5年度 予算額 (千円)	23,809	令和6年度 予算額 (千円)	53,087	令和7年度 予算額 (千円)	29,686	令和8年度 予算額 (千円)	28,740
令和4年度 決算額 (千円)		17,380	令和5年度 決算額 (千円)	17,380	令和6年度 決算額 (千円)	44,000	令和7年度 決算額 (千円)	23,650	令和8年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和4年度 予算執行率 (%)		96.3	令和5年度 予算執行率(%)	96.3	令和6年度 予算執行率(%)	93.0	令和7年度 予算執行率(%)	98.9		
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
7 年度 目標	アウトカム 指標	伐木等作業の安全対策講習会の内容が受講者にとって役に立った旨の回答割合を80%以上とする。			7 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	「とても有益」・「有益」との回答 90.9%			
	アウトプット 指標	安全対策講習会の受講者数を420人以上とする。				アウトプット 指標 【○】	受講者数 565人			
7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き適正に事業を実施する。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和8年度 事業概要		令和7年度と同様								
令和8年度目標 (アウトカム指標)		伐木等作業の安全対策講習会の内容が受講者にとって役に立った旨の回答割合を80%以上とする。								
令和8年度目標 (アウトプット指標)		安全対策講習会の受講者数を420人以上とする。								
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)		事業において実施する伐木等作業における安全作業についての講習会が、事業目的の達成に寄与する内容となったかを測る観点から、令和7年度と同様の目標設定とした。								
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性		引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和9年度も継続して要求する。								

事業名		機械等に起因する災害防止対策費							事業番号 (令和8年度)		29	
									事業番号 (令和7年度)		29	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係		機械班	
実施主体		厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署、民間企業等										
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	①、②危険性・有害性のある機械等について、危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)の促進及び労働災害の防止を図ることを目的として、機械等設置届の受理及び実施調査を行うとともに、機械等の検査検定等を行う登録機関の監査指導を行う。 ③第14次労働災害防止計画の目標達成を踏まえた機械災害防止にかかるリスクアセスメントツールの開発を行う。害防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。										
	対象 (誰／何を対象に)	事業者										
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①機械設置届等に係る審査及び実地調査 ②登録検査業者等に対する指導 ③機械労働災害防止にかかるリスクアセスメントツールの開発										
	実施体制	①② 厚生労働省本省、都道府県労働局、労働基準監督署 ③民間企業等に委託して実施										
令和4年度 予算額 (千円)		669,854	令和5年度 予算額 (千円)	646,647	令和6年度 予算額 (千円)	650,026	令和7年度 予算額 (千円)	649,088	令和8年度 予算額 (千円)	714,760		
令和4年度 決算額 (千円)		78,127	令和5年度 決算額 (千円)	51,239	令和6年度 決算額 (千円)	45,100	令和7年度 決算額 (千円)	15,048	令和8年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 0 (千円)			
令和4年度 予算執行率 (%)		113.5	令和5年度 予算執行率(%)	92.2	令和6年度 予算執行率(%)	81.2	令和7年度 予算執行率(%)	29.4	※予算執行率は行政経費を考慮していない。			
令和6年度評価とそれを踏まえた令和8年度事業の見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
7年度目標	アウトカム指標	登録機関による特定機械等の設計審査、製造時等検査の斉一化のため、審査、検査手法に関する基準を示す。			7年度実績	アウトカム指標【○】	ボイラーやクレーン等の審査、検査手法に関して検討を行い、基準を示した					
	アウトプット指標	審査、検査手法に関する基準を周知するとともに、要件を欠く場合等には厳正に処分すること等により、登録機関の適正な業務遂行を担保していく。				アウトプット指標【○】	ボイラーやクレーン等の輸入や使用等に携わる者に対して広く周知を行い、登録機関の適正な業務執行を担保した。					
7年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題		ボイラーやクレーン等の検査方法等に関して検討を行い、留意点等を示すとともに、その成果を広く周知し業務の適正な執行を担保することで目標を達成した。										
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		引き続き適正に事業を実施する。										
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							

令和8年度 事業概要	①、②は令和7年度と同様。 ③については、引き続きリスクアセスメントツールの開発を行う。 なお、労働安全衛生法改正に伴い、登録検査検定機関が行う検査・検定方法等の見直しを行うことについては、令和7年度事業により十分な成果が得られたことから、令和7年度で終了する。
令和8年度目標 (アウトカム指標)	ボイラーや第一種圧力容器等の計画届について、受理した結果問題が認められたものに対して指導を実施し、指導したもの全てについて是正させる。
令和8年度目標 (アウトプット指標)	ボイラーや第一種圧力容器等の計画届について、添付資料に不備のあるものなどを提出者と調整を行い、法令上問題のあるものを除いて全件受理できるよう業務を行う。
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	危険性・有害性のある機械等について、設置届を受理した段階で指導を行うことにより同機械による労働災害防止に資するため。
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性	令和9年度においては、機械等による災害防止のため、継続して要求を行う。

事業名		自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策						事業番号 (令和8年度)	30
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						事業番号 (令和7年度)	30
実施主体		民間団体						担当係	労働時間特別 対策室特別対 策係
事業／ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	自動車運転者、建設業従事者は他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあるが、これらの背景として、個々の事業主の努力だけでは見直すことができない荷主都合による手待ち時間の発生や短い工期の設定など取引上の慣行があり、対策が必要である。また、令和6年4月から、自動車運転の業務や建設業について時間外労働の上限規制が適用されているほか、自動車運転者については、改正後の改善基準告示が併せて適用されている。本事業において、自動車運転者、建設業従事者の長時間労働の現状及びその解決手法等について事業者及び荷主・発注者等への周知広報等を実施することで取引上の慣行の改善等を促進し、自動車運転者、建設業従事者の長時間労働が改善されることによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから、「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。							
	対象 (誰／何を 対象に)	自動車運転者を使用する事業場、建設業の事業場およびその荷主・発注者となる事業場							
	事務・事業の スキーム (決定スキ ームを含む)	下記により、自動車運転者、建設業従事者の安全衛生および労働条件の確保を推進する。 ・ポータルサイトの継続運用・充実、令和6年4月から適用されている改正後の上限規制および改善基準告示についての周知・広報。							
	実施 体制	民間団体に委託して実施							
令和4年度 予算額 (千円)	213,708	令和5年度 予算額 (千円)	267,012	令和6年度 予算額 (千円)	174,410	令和7年度 予算額 (千円)	189,552	令和8年度 予算額 (千円)	169,561
令和4年度 決算額 (千円)	99,898	令和5年度 決算額 (千円)	326,473	令和6年度 決算額 (千円)	154,621	令和7年度 決算額 (千円)	156,886	※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和4年度 予算執行率 (%)	47.5	令和5年度 予算執行率(%)	125.0	令和6年度 予算執行率(%)	90.6	令和7年度 予算執行率(%)	82.7		
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し	令和6年度評価	D	未達成要因を分析の上、事業廃止又は厳格な見直しが必要						
7 年度 目標	アウトカム 指標	トラックドライバー・建設業の時間外労働の制度に関する10問程度のインターネットアンケートを令和7年5月及び令和8年2月に実施し、それぞれ500程度のサンプルをそれぞれ回収し、その平均値を前年度と比較し、荷主または発注者として長時間労働の改善や働き方の改善のために「気をつけていることがある」および「今はないが、今後気をつけたいことがある(検討している)」と回答した者の合計の割合の向上を図る。			7 年度 実績	アウトカム 指標 【×】	令和7年度に2回実施したアンケートにおいて、荷主または発注者として長時間労働の改善や働き方の改善のために「気をつけていることがある」および「今はないが、今後気をつけたいことがある(検討している)」と回答した者の割合の合計の平均値を令和6年度と比較したところ、以下のとおりとなった。 ・荷主(運送業): ▲2.6ポイント(令和7年度:75.9%、令和6年度:78.5%) ・発注者(建設業): ▲3.8ポイント(令和7年度:77.6%、令和6年度:81.4%)		
	アウトプット 指標	取引関係者からの取組事例を収集し、建設業の労働者、トラックドライバーの長時間労働の削減に資する取引慣行の改善に向けた取組事例集を作成し、50,000部程度配布する。				アウトプット 指標 【○】	取組事例集を作成し、52,100部配布した。		
7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		アンケート結果について、「わからない」との回答を除き、「気をつけていることがある」と「今はないが、今後気をつけたいことがある(検討している)」の回答割合の合計の平均値をそれぞれ比較した(※)ところ、「気をつけていることがある」の値は前年度と比べて増加した一方、「今はないが、今後気をつけたいことがある(検討している)」の値が前年度から減少していたことから、未達成の要因は「今はないが、今後気をつけることがある(検討している)」の値が減少したことと認められる。 本アンケートはインターネットによる選択式であることから、追加的に「今はないが、今後気をつけたいことがある(検討している)」の値の減少理由を確認することは困難だが、荷主や発注者としてトラックドライバーや建設業の長時間労働や働き方の改善が必要であることが十分に伝わっていないことが要因と考えられる。 ※参考:アンケート結果 ・荷主(運送業): 「気をつけていることがある」R7:43.1% R6:42.6% 「今はないが、今後気をつけたいことがある(検討している)」R7:32.8% R6:35.9% ・発注者(建設業): 「気をつけていることがある」R7:43.7% R6:43.2% 「今はないが、今後気をつけたいことがある(検討している)」R7:33.9% R6:38.1%							

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	自動車運転者および建設従業者の長時間労働改善のため、荷主や発注者の取組が重要であることを強力に発信することにより、「今はないが、今後気をつけたいことがある(検討している)」と考える層、ひいては「気をつけていることがある」層を増加させることが重要である。 このため、ポータルサイトの運営・充実を通じて、自動車運転者および建設従業者の長時間労働の改善に資する情報発信を行うとともに、特設サイト「はたらきかたススめ」等を活用し、時間外労働の上限規制および改正改善基準告示について、広く周知・広報を行う。特に、自動車運転者、建設従業者の長時間労働の改善には、取引慣行の見直しが必要であることを認識の上で、具体的な取組を行っていただくため、荷主および発注者向けの動画コンテンツを新たに作成し情報発信するとともに、令和7年度事業において作成した取組事例集を関係者に広く周知するため、関係サイトへの掲載に加えてインターネット広告を行う。	
評価	D	未達成要因を分析の上、事業廃止又は厳格な見直しが必要
令和8年度事業概要	自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトおよび建設従業者の労働環境改善に向けた特設サイトの継続運用・充実。令和6年4月から適用されている改正後の上限規制、改善基準告示および荷主等による取組事例についての大規模広報。	
令和8年度目標 (アウトカム指標)	トラックドライバー・建設業の時間外労働の制度に関する10問程度のインターネットアンケートを令和8年5月及び令和9年2月を目安に実施し、それぞれ500程度のサンプルをそれぞれ回収し、その平均値を前年度と比較し、荷主または発注者として長時間労働の改善や働き方の改善のために「気をつけていることがある」および「今はないが、今後気をつけたいことがある(検討している)」と回答した者の合計の割合の向上を図る。	
令和8年度目標 (アウトプット指標)	トラックドライバー・建設業の長時間労働の改善のための取組を検討していない荷主または発注者に対してこれらの取組の実施の検討を促すことを念頭に、取引関係者による取組事例を紹介する動画コンテンツを2本程度作成し情報発信するとともに、取引関係者に対する取引慣行の見直しを求めるメッセージを発信するポスターを1,700部程度作成・配付する。	
令和8年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	アウトカム指標については、「気をつけていることがある」層及び「今はないが、今後気をつけたいことがある(検討している)」層を増加させることを念頭に、上記の取組を実施することから変更することは控えた。なお、具体的な課題解決につながる必要があることから、トラックドライバー・建設業従業者の労働時間の削減に対する理解を把握するため、昨年度に引き続きインターネットアンケートを実施することとした。 アウトプット指標については、トラックドライバー・建設業従業者の労働時間の削減に向け、上記のとおり、取引慣行の見直しが必要であることを認識した上で具体的な取組を行っていただくため、荷主および発注者といった取引関係者に向けた取引関係者の理解促進につながる広報の実施とした。	
令和9年度要求に向けた事業の方向性	引き続きポータルサイトによる荷主等への周知及び特設サイトによる国民全体に向けた周知広報を継続するとともに、荷主、発注者に向けて、更なる取引慣行の改善に向けた周知広報に必要な内容を踏まえ、事業内容を検討し実施する。	

事業名		家内労働安全衛生管理費						事業番号 (令和8年度)		31
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						事業番号 (令和7年度)		31
実施主体		都道府県労働局、民間団体						担当係		家内労働・最低賃係
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	家内労働者の安全の確保及び健康の保持並びに危険有害業務に従事する家内労働者の災害及び職業性疾病の予防のため。 本事業は、作業工程が極めて多様である家内労働者の特性に則して家内労働者及び委託者への指導等を実施することにより、家内労働法に基づく安全衛生措置が講じられ、もって危険有害業務に従事する家内労働者の災害及び職業性疾病の予防を図るものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	家内労働者及び委託者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・家内労働者又は委託者を対象に、都道府県労働局で委嘱された家内労働安全衛生指導員が家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。 ・事業主団体や委託者に対する訪問調査及び家内労働者からのヒアリングにより、家内労働者の危険有害業務に関する実態を把握し、安全衛生の取組のモデル事例を取りまとめ、セミナーの開催等により周知・啓発を行う。								
	実施体制	都道府県労働局、委託先民間事業者								
令和4年度 予算額 (千円)		25,800	令和5年度 予算額 (千円)	27,301	令和6年度 予算額 (千円)	25,311	令和7年度 予算額 (千円)	22,093	令和8年度 予算額 (千円)	21,790
令和4年度 決算額 (千円)		20,857	令和5年度 決算額 (千円)	20,386	令和6年度 決算額 (千円)	14,171	令和7年度 決算額 (千円)	15,356	令和8年度 雇用勘定予算額 0 (千円)	
令和4年度 予算執行率 (%)		91.2	令和5年度 予算執行率(%)	91.0	令和6年度 予算執行率(%)	59.6	令和7年度 予算執行率(%)	78.6	一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
令和6年度評価とそれを踏まえた令和8年度事業の見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
7年度目標	アウトカム指標	①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を90%以上とする。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合を90%以上とする。			7年度実績	アウトカム指標 【①○、②○】		① 家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合:98.8% ② 危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合:100%		
	アウトプット指標	①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を700人以上とする。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問を18件以上とする。				アウトプット指標 【①×、②○】		① 家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数:648 ② 危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問件数:18件		
7年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題		(アウトカム指標) 【目標達成の理由】 ①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項の改善の必要性が理解されたため、目標を達成した。 ②危険有害業務に従事する家内労働者、委託者の割合が高い業種・地域を選定するなど訪問必要性の高い対象を選定し、また、訪問にあたっては好事例の提供も含めた具体的アドバイスを行うなど、適切な内容・手法で事業を実施したため、目標を達成した。 (アウトプット指標) 【目標未達成の理由】 ①家内労働者・委託者数が減少傾向にある中で、訪問指導の対象となる委託者等の理解が得られず、結果として訪問指導を見送らざるを得ない状況等もあり、アウトプット指標が目標値に至らなかった。 【目標達成の理由】 ②訪問指導については、訪問により委託者に応じた安全衛生対策等に関する周知啓発を行うとともに、好事例の収集や安全衛生対策に関する事例集を配付することで有意義な訪問指導となるよう取組むことにより目標を達成した。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		家内労働安全衛生指導員による個別指導及び危険有害業務に従事する家内労働者・委託者への訪問調査を適切に実施し、安全衛生対策の推進を図るとともに、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)が改善に向けた取組を行うよう、事例に基づく情報提供等を行い、家内労働安全衛生対策を推進し、成果目標の達成を維持する。 また、未達であったアウトプット指標の目標達成に向けて、訪問見込み件数の達成のための進捗把握を徹底するとともに、労働局からの訪問依頼の際には、趣旨を丁寧に説明し、訪問に理解を得ることに努めるとともに、家内労働者・委託者数の減少に伴う近年の活動実績も踏まえた件数を目標として設定する。								
評価		B			予算額又は手法等を見直し					

令和8年度 事業概要	令和7年度と同様。
令和8年度目標 (アウトカム指標)	①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を90%以上とする。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合を90%以上とする。
令和8年度目標 (アウトプット指標)	①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を630人以上とする。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問を18件以上とする。
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	<アウトカム指標> ①家内労働安全衛生指導員による個別指導について一定以上の効果を有することが確認できる目標として、指導に対する改善の意向を確認することとし、その割合を目標とした。水準については、前年度の実績も踏まえ、引き続き高水準であるよう90%以上とした。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者が、安全衛生に関する理解を深めることが重要であることから、訪問を受けた者の満足度を目標とした。水準については、前年度の実績も踏まえ、引き続き高水準であるよう90%以上とした。 <アウトプット指標> ①家内労働安全衛生指導員が家内労働者又は委託者に対して家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行っていることから、訪問指導を行った家内労働者及び委託者数を目標とした。水準については、令和4年度より700人以上を目標としていたが、家内労働者数及び委託者数の推移、都道府県労働局における指導員配置数や活動実績を鑑み、直近の活動実績648人(令和7年度)から近年の家内労働者及び委託者数の減少率年平均の3パーセントを減じた、630人以上とした。 ②「家内労働安全衛生確保事業」では危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者を訪問することにより家内労働者及び委託者の安全衛生に関する意識向上等を図っているところ、事業の実施状況をより適切に評価するため、危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問件数を目標とした。回数については、委託事業の仕様書に基づき18回と設定した。
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性	本事業の着実な実施により、家内労働者の安全衛生の確保を促進するため、引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和9年度も継続して要求する。

事業名		働く女性の健康支援事業						事業番号 (令和8年度)	32
								事業番号 (令和7年度)	32
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	雇用環境・均等局雇用機会均等課政策係、雇用機会均等課母性健康管理係、総務課雇用環境・均等システム係
実施主体		厚生労働省本省、都道府県労働局、委託先							
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	1 女性労働者健康管理等対策費 女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害等の防止を図る。女性労働者及び事業主等に対し情報提供・周知啓発を実施する本事業は、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に妊産婦の健康管理指導等を実施することにより、法に基づく事業主の義務である母性健康管理措置が事業所内で適切に行われ、もって労働災害防止等を図るものであるから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進事業で行う必要がある。 2 雇用均等行政情報化推進経費(令和7年度限り) 雇用環境・均等部(室)や総合労働相談コーナーにおける、母性健康管理措置を含む年間120万件を超える労使からの労働相談、労使への紛争解決援助等の記録の情報化を推進することにより、類似の相談事案の経緯等の把握や、紛争解決援助の手続きの効率化を図り、迅速かつ適切な相談対応、紛争解決援助等を行うことを目的とするものであり、職場環境改善等、労働者の安全衛生向上に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。							
	対象 (誰／何を対象に)	1 女性労働者及び事業主等 2 雇用環境・均等部(室)及び労働基準監督署等に設置された総合労働相談コーナーの職員(非常勤職員も含む)							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	1 委託事業については、受託者を公募し、一般競争入札(総合評価落札方式)により決定し、母性健康管理等専用サイトの運営、広報などにより、母性健康管理等に関する周知啓発を実施。 2 労使からの母性健康管理措置を含む労働相談、労使への紛争解決援助等の記録や事業場の基本情報等を入力し、管理するための雇用環境・均等システムの運用及び法律・制度の改正等に係わる改修等の実施(令和7年度限り)							
	実施体制	1 委託事業については、民間団体に委託して実施。 2 厚生労働省本省による直接実施。							
	令和4年度 予算額 (千円)	415,649	令和5年度 予算額 (千円)	230,664	令和6年度 予算額 (千円)	106,282	令和7年度 予算額 (千円)	99,207	令和8年度 予算額 (千円)
令和4年度 決算額 (千円)	197,899	令和5年度 決算額 (千円)	68,219	令和6年度 決算額 (千円)	41,031	令和7年度 決算額 (千円)	P	令和8年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
令和4年度 予算執行率 (%)	63.9	令和5年度 予算執行率(%)	34.9	令和6年度 予算執行率(%)	64.4	令和7年度 予算執行率(%)	P		
令和6年度評価とそれを踏まえた令和8年度事業の見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
7年度目標	アウトカム指標	1 メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談者に対する回答が役に立ったとした者の割合95%以上 2 母性健康管理措置を含む男女雇用機会均等法に基づく調停開始から終了までの期間が3か月以内の件数割合を80%以上			7年度実績	アウトカム指標 【1〇、2〇】	1 97.3%(令和7年度におけるメールによる相談者でアンケートに回答があった74件のうち、役に立ったとした件数72件) 2 90.1%		
	アウトプット指標	1 母性健康管理専用サイトのアクセス数を500万件とする。 2 システムへの男女雇用機会均等法調停の新規受理件数に対する登録件数の割合70%以上				アウトプット指標 【1〇、2〇】	1 6,517,169件 2 P(6月下旬に追記できる見込)		
7年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題		【アウトカム指標】 1 アウトカム指標の目標達成については、事業を適切に実施し、事業主、企業の人事・労務担当及び女性労働者等サイト訪問者からの母性健康管理に関する問い合わせ等に対し、医師・社労士等の専門家により必要な情報を提供することができたため。 2 システムを活用することで調停事案の関係者との調整が速やかに行われ調停手続きや事案の進行管理が迅速かつ適切に行えたため。 【アウトプット指標】 1 母性健康管理指導事項連絡カードの活用や妊産婦のための情報を掲載するなど母性健康管理専用サイトの充実及び働く女性の健康について情報を発信するとともに、様々な広報手法を用いて「働く女性の心とからだの応援サイト」の一層の周知を図り、認知度を高めたため。 2 後日追記							
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		1 妊娠・出産等を経て働き続ける女性の増加に伴い、その労働環境の改善に資する情報を事業主・労働者双方に提供するために、引き続き適正に事業を実施する。 2 引き続き目標を達成できるよう、事業の適正な運営に努める。							

評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和8年度 事業概要	母性健康管理措置を含めた女性労働者の健康課題等について、研修会の実施、事業主、労働者向けの資料の作成、「働く女性の心とからだの応援サイト」の運用。	
令和8年度目標 (アウトカム指標)	メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談者に対する回答が役に立ったとした者の割合95%以上	
令和8年度目標 (アウトプット指標)	「働く女性の心と体の応援サイト」のアクセス数を500万件とする。	
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	【アウトカム指標】 適切な母性健康管理対策も含めた女性の健康支援の実施という目的から、利用者のニーズ等に応じた情報提供等が必要であり、メールによる相談についての満足度とした。 【アウトプット指標】 女性労働者の健康管理対策の実施という目的から、女性労働者や事業主等に対し、女性の健康課題等に関する適切な情報提供、特に妊娠中の母性健康管理措置の利用について周知啓発をより一層行うことが必要であること及び事業実績(アクセス数)を踏まえた件数とした。	
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性	適切な母性健康管理対策の実施に必要な周知啓発事業を引き続き実施する。	

事業名		外国人技能実習機構交付金							事業番号 (令和8年度)		33
									事業番号 (令和7年度)		33
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係		指導係
実施主体		外国人技能実習機構									
事業／ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	技能実習生は技能の修得を目的としていることから本邦の作業方法等に不慣れであることに加え、言語や習慣が異なること等により、その安全衛生の確保には日本人と異なる観点からの助言・指導等が必要である。 そのため、技能実習の計画認定等を実施している外国人技能実習機構により、技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とする。 なお、本事業は、技能実習生の労働災害防止の推進に資することから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に基づく事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。									
	対象 (誰／何を 対象に)	技能実習生(約50万人)及び技能実習生受入企業・団体(約72,000企業、約3,700団体)									
	事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む)	①監理団体及び実習実施者に対し、安全衛生環境の整備等について外国人技能実習機構職員が実地検査を行う。 ②安全衛生マニュアルの活用等による啓発等を行う。 ③実習実施者に対し安全衛生対策を効果的に周知啓発するため安全衛生セミナーを開催する。									
	実施 体制	認可法人外国人技能実習機構において事業を実施									
令和4年度 予算額 (千円)		1,256,560	令和5年度 予算額 (千円)	1,243,817	令和6年度 予算額 (千円)	1,241,293	令和7年度 予算額 (千円)	1,371,712	令和8年度 予算額 (千円)	1,370,703	
令和4年度 決算額 (千円)		1,256,560	令和5年度 決算額 (千円)	1,243,817	令和6年度 決算額 (千円)	1,241,293	令和7年度 決算額 (千円)	1,371,712	令和8年度 雇用勘定予算額 5,699,499(千円) 一般会計予算額 1,699,919(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
令和4年度 予算執行率 (%)		100.0	令和5年度 予算執行率(%)	100.0	令和6年度 予算執行率(%)	100.0	令和7年度 予算執行率(%)	100.0			
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和7年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
7 年度 目標	アウトカム 指標	実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合(95%以上)			7 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合:96.60%				
	アウトプット 指標	①死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合(100%) ②技能実習生の労働災害件数が多い職種の 実習実施者に対する実地検査等件数(4,500件以上)				アウトプット 指標 【○】	①死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合:100% ②技能実習生の労働災害件数が多い職種の 実習実施者に対する実地検査等件数:5,922件(速報値)				
7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		アウトカム指標:実習実施者への指導にあたり、関係法令遵守の必要性について丁寧に説明することで目標を達成した。 アウトプット指標:指標①の対象事案について優先的に実地検査を実施するとともに、指標②についても積極的に実地検査を実施した結果、ともに目標を達成した。									
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き、目標を達成できるよう実地検査等を実施する。									
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
令和8年度 事業概要		令和7年度と同様									
令和8年度目標 (アウトカム指標)		実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合(95%以上)									
令和8年度目標 (アウトプット指標)		①死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合(100%) ②技能実習生の労働災害件数が多い職種の 実習実施者に対する実地検査等件数(4,500件以上)									
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)		【アウトカム指標】改善の徹底を図ることにより技能実習生の安全衛生の確保に資するため目標に設定した。 【アウトプット指標①】原則として、技能実習困難時届出に基づき安全衛生・健康確保の必要性が認められる実習実施者の全てに実地検査を行うため100%を目標とした。 【アウトプット指標②】労働災害件数が多い職種の 実習実施者に対する実地検査を契機として、実習実施者に事故・疾病防止対策を講じさせることにより、技能実習生の安全衛生の確保・改善が期待できるため目標に設定した。									
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性		執行実績等を踏まえるほか、令和9年4月から開始される育成就労制度に必要な額を精査の上で要求を行い、引き続き適切に実施する。									

事業名		労働災害防止対策費補助金経費						事業番号 (令和8年度)		34			
								事業番号 (令和7年度)		34			
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係		機構・団体管理室 団体監理係			
実施主体		労働災害防止団体(5団体)及び船員災害防止協会											
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。本事業は、事業主の自主的な取り組み支援のため、労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図ることにより労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。											
	対象 (誰／何を対象に)	事業主、事業主の団体、労働者											
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	事業主による自主的な安全衛生活動を促進し、労働災害の防止に繋げるため、労働災害防止団体が行う次の事業に対し、補助を行う。 ①技術的な事項に関する指導及び援助事業 ②情報の収集及び提供事業 ③調査及び研究事業											
	実施体制	中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、船員災害防止協会											
令和4年度 予算額 (千円)		2,510,782	令和5年度 予算額 (千円)		2,549,416	令和6年度 予算額 (千円)		2,373,652	令和7年度 予算額 (千円)		2,759,912	令和8年度 予算額 (千円)	2,253,664
令和4年度 決算額 (千円)		2,510,782	令和5年度 決算額 (千円)		2,549,416	令和6年度 決算額 (千円)		2,373,652	令和7年度 決算額 (千円)		2,759,912	令和8年度 雇用勘定予算額 0(千円) 一般会計予算額 0(千円)	
令和4年度 予算執行率 (%)		100.0	令和5年度 予算執行率(%)		100.0	令和6年度 予算執行率(%)		100.0	令和7年度 予算執行率(%)		100.0	※予算執行率は行政経費を考慮していない。	
令和6年度評価とそれを踏まえた令和8年度事業の見直し		令和6年度評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
7年度目標	アウトカム指標	【中小規模事業場に対する個別指導及び集団指導】 ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導について、安全衛生水準の向上に効果があったとされた事業場等の割合を85%以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導について、安全衛生水準の向上に効果があったとされた事業場等の割合を85%以上とする。 【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】 ③安全衛生専門家による新規参入者等に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。 【高度安全機械等導入支援補助金】 ④高度安全機械等導入支援補助金について、補助対象者から安全性向上に有用である旨の評価を80%以上確保する。				7年度実績	アウトカム指標 【○】	【中小規模事業場に対する個別指導及び集団指導】 ①安全衛生水準の向上に効果があったとされた事業場等の割合は、99.5%であった。 ※効果があったとされた事業場等1,262／1,269 ②安全衛生水準の向上に効果があったとされた事業場等の割合は、98.4%であった。 ※効果があったとされた事業場等31,729／32,245 【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】 ③安全衛生専門家による新規参入者等に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合は95.8%であった。 ※役に立ったと回答した受講者3,817/3,985 【高度安全機械等導入支援補助金】 ④安全性向上に有用である旨の評価をした補助対象者の割合は100%であった。 ※有用である旨の評価をした回答198/198					
	アウトプット指標	【中小規模事業場に対する個別指導及び集団指導】 ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,330件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を630件以上とする。 【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】 ③安全衛生指導の経験者による復興工事現場等に対する安全衛生巡回指導を、のべ720現場以上実施する。 【高度安全機械等導入支援補助金】 ④申請から交付の可否を決定するまでの期間を平均60日以内とする。					アウトプット指標 【○】	【中小規模事業場に対する個別指導及び集団指導】 ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導の件数は、1,795件であった。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導の件数は、1,417件であった。 【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】 ③安全衛生指導の経験者による復興工事現場等に対する安全衛生巡回指導の件数は、のべ1,981現場であった。 【高度安全機械等導入支援補助金】 ④適正な申請の処理を完結するまでの期間は平均24日であった。					

7年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	【アウトカム指標】 ①、②中小規模事業場等を中心に、実情に即した指導や研修を行うことができたため。 ③自然災害に係る復旧・復興などの工事に携わる労働者、管理監督者等に対して行われる安全衛生教育の支援を適切に実施することができたため。 ④高評価の回答として「安全装置の購入にかかる費用の一部を補助してもらうことで、安全性の高い機械を導入しやすくなり、職場全体の安全性が向上した。また、従業員のより積極的な安全衛生活動につながった。」「安全に対する意識は日ごろからあったが、何をするにしても経費が掛かるのがネックになっていた。補助金は大変有効的でありたい」などがあり、高度安全機械等の導入の呼び水になれたと考える。 【アウトプット指標】 ①、②安全管理士、衛生管理士等が事業の趣旨に沿って適切に活動したため。集団指導は、令和7年に労働安全衛生法の改正がされたことにより、例年より開催希望が多かったため、目標件数より多い実績となった。 ③復旧・復興工事の実施状況に応じて巡回指導を行うことができたため。 ④補助金の申請の処理を適正かつ迅速に行うことができたため。	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	①、②安全管理士、衛生管理士等が事業の趣旨に沿って適切に活動したことにより、事業場からも指導内容について一定の評価を頂いているところであり、引き続き、事業場のニーズに応じた個別指導及び集団指導を実施する。 ③安全衛生専門家が事業の趣旨に沿って適切に活動したことにより、新規参入者等からは安全衛生教育支援の内容について一定の評価を受けているところ。また、現場巡回指導においても円滑に実施することで、目標を達成するに至った。引き続き、安全衛生教育の支援や現場巡回指導を通じて安全衛生対策の向上に努めていく。 ④補助金申請の審査において、適正かつ迅速な対応ができたため、目標を達成するに至った。引き続き、補助金の広報や相談業務を実施し、対象事業場への補助金交付を通じて現場の安全衛生対策の向上に努めていく。	
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和8年度事業概要	令和7年度と同様	
令和8年度目標(アウトカム指標)	【中小規模事業場に対する個別指導及び集団指導】 ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を85%以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を85%以上とする。 【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】 ③安全衛生専門家による新規参入者等に対する安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。 【高度安全機械等導入支援補助金】 ④高度安全機械等導入支援補助金について、補助対象者から安全性向上に有用である旨の評価を80%以上とする。	
令和8年度目標(アウトプット指標)	【中小規模事業場に対する個別指導及び集団指導】 ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,330件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を730件以上とする。 【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】 ③安全衛生指導の経験者による復興工事現場等に対する安全衛生巡回指導を、のべ720現場以上実施する。 【高度安全機械等導入支援補助金】 ④申請から交付の可否を決定するまでの期間を平均60日以内とする。	

令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	1. アウトカム指標 【中小規模事業場に対する個別指導及び集団指導】 ①、②労働災害防止協会及び船員災害防止協会が実施する個別指導・集団指導に関し、事業場等の安全衛生水準に一定程度以上の効果を有することを確認できるものとして設定。 【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】 ③被災地等において建設業における新規参入者等への安全衛生教育を継続的に行うことが重要であるため、上記のとおり目標を設定。 【高度安全機械等導入支援補助金】 ④第14 次労働災害防止計画における「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」に資するよう、事業目的の達成に寄与する内容となつたかを測るため、上記のとおり目標を設定。 2. アウトプット指標 【中小規模事業場に対する個別指導及び集団指導】 ①、②労働災害防止協会及び船員災害防止協会が実施する個別指導・集団指導に関し、経営基盤が脆弱な中小事業者に対して労働災害防止に資する指導を実施する指標として回数を設定。また、安全衛生関係の法令改正等により集団指導の需要が高まっているため、令和7年度実績も考慮し、目標件数を再設定した。 【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】 ③被災地等において建設業における新規参入者等への安全衛生教育及び安全衛生巡回指導を継続的に行うことが重要であるため、上記のとおり目標を設定。 【高度安全機械等導入支援補助金】 ④補助金を効率的に配賦し機械の更新を促すため、上記のとおり目標を設定。
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性	本事業の着実な実施を通じて、労働災害防止活動を促進し、労働災害の減少に貢献していくため、令和9年度も継続して要求する。

事業名		産業医学振興経費					事業番号 (令和8年度)	35		
							事業番号 (令和7年度)	35		
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	機構・団体管理室 団体監理係	
実施主体		(公財)産業医学振興財団、学校法人産業医科大学								
事業／ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興と職場での労働者の健康確保の充実を図ることは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の趣旨に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を 対象に)	産業医科大学及び同大学在学学生、産業医、産業保健スタッフ、事業者等								
	事務・事業の スキーム (決定スキ ームを含む)	①産業医科大学の運営等に対する助成 ②産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営 ③産業医の資質の向上を図る研修等の実施 ④産業医学に関する研究の促進 ⑤産業医学情報の提供								
	実施 体制	(公財)産業医学振興財団、学校法人産業医科大学								
令和4年度 予算額 (千円)		6,686,106	令和5年度 予算額 (千円)	6,787,735	令和6年度 予算額 (千円)	5,208,852	令和7年度 予算額 (千円)	5,433,565	令和8年度 予算額 (千円)	5,722,719
令和4年度 決算額 (千円)		6,686,106	令和5年度 決算額 (千円)	6,787,735	令和6年度 決算額 (千円)	5,208,852	令和7年度 決算額 (千円)	5,433,565	令和8年度 雇用勘定予算額 0(千円)	
令和4年度 予算執行率 (%)		100.0	令和5年度 予算執行率(%)	100.0	令和6年度 予算執行率(%)	100.0	令和7年度 予算執行率 (%)	100.0	一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
7 年度 目標	アウトカム 指標	＜(公財)産業医学振興財団＞ ①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。 ＜学校法人産業医科大学＞ ①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で常勤の産業医として新たに就業する者を70名以上とする。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業生に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を90%以上にする。			7 年度 実績	アウトカム 指標 【○】		＜(公財)産業医学振興財団＞ ①研修が有用であった旨の回答の割合は97.5%であった。 ※有用と回答した者19,988名／回答者20,489名 ＜学校法人産業医科大学＞ ①産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者は82名であった。 ②講座が有用であった旨の回答の割合は約93.1%であった。 ※有用と回答した者970名／回答者1,042名		
	アウトプット 指標	＜(公財)産業医学振興財団＞ ①産業医研修事業の受講者を20,000人以上とし、これに加え産業医学分野の最新情報をメールマガジンにより提供することを周知・広報し、メールマガジン登録者数を12,000人以上とする。 ＜学校法人産業医科大学＞ ①医師国家試験の合格率について、合格率95%以上又は全国順位上位の4分の1以内とする。 ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を850名以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスやWeb動画配信による情報提供を行い、視聴参加人数を20,000人以上とする。				アウトプット 指標 【○(学校法人産業医科大学の①のみ×)】		＜(公財)産業医学振興財団＞ ①産業医研修事業の受講者34,175名、メールマガジン登録者数15,887人であった。 ※メールマガジン登録者数は令和8年3月末時点の人数 ＜学校法人産業医科大学＞ ①医師国家試験の合格率は94.1%で全国順位は(31位/82校)であった。 ②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者は1,413名であった。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスやWeb動画配信による情報提供を行い、視聴参加者数は43,072名であった。		

7年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	<(公財)産業医学振興財団> 【アウトカム指標】 ①最新の産業医学情報の提供を行う等、受講者が満足を得られる研修内容とするよう努めた。 【アウトプット指標】 ①効果的かつ効率的な研修を実施するため、医師会と密接な連携を図り、また、最新の産業医学情報の提供を行う等、産業界として必要な知識等のアップデートに資するとともに、受講者の関心に応え、その参加意欲が高まるような研修内容とした。 <学校法人産業医科大学> 【アウトカム指標】 ①:産業界数増加のためのきめ細やかな支援や対策を推進し、産業界への就職を強く要請したこと等により、目標を達成。 ②:研修受講者のニーズを踏まえたカリキュラムを編成したことにより目標を達成。 【アウトプット指標】 ①:6年次特別学習指導の対象者を従前の20名から30名へ拡大するとともに、教員との面談回数の増加や大手予備校による学習指導等の実施時期の前倒し等の取組を行ったが、医師国家試験の合格率は94.1%にとどまり、また全国順位上位4分の1以内には届かなかった。現行カリキュラムにおいては、産業医学教育を従前どおり確保している一方、診療参加型臨床実習期間の増加により、国家試験対策に充てる自主学習時間が相対的に減少していることが、合格率低下の一因であると考えている。今後は、国試対策ワーキンググループを中心に検証と見直しを行い、合格率向上に向けた取組を推進する。 ②:広く研修受講者の受入を行い、ニーズを踏まえたカリキュラムを編成したことにより目標達成。 ③:企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座、産業界活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスやWeb動画配信による情報提供を行った。また、YouTubeの大学オフィシャルチャンネルにより、積極的に動画配信による情報提供を実施したことにより目標達成。	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	<(公財)産業医学振興財団> 各事項の目標の達成のため、引き続き、以下の対応を実施予定。 【アウトカム指標】 ①引き続き最新の産業医学情報の提供を行う等、受講者が満足を得られる研修内容とする。 【アウトプット指標】 ①医師会と密接な連携を図り、最新の産業医学情報の提供を行う等、産業界として必要な知識等のアップデートに資するとともに、受講者の関心に答え、その参加意欲が高まるような研修内容とする。 <学校法人産業医科大学> 各事項の目標の達成のため、引き続き、以下の対応を実施予定。 【アウトカム指標】 ①:産業界数増加のための対策を推進し、産業界への就職を強く意識した指導を行っていく。令和4年度からは、卒後の離脱対策として「キャリア形成プログラム(卒業直前から修学資金義務年限終了までを網羅して、産業界としてのライフプラン実現をより目に見える形で支援するもの)」を導入しており、引き続き新入学生及び在校生に対し、卒後のキャリア形成を見据えた進路指導を行う。 ②:引き続き広く研修受講者の受入れを行うとともに、アンケートを実施しニーズを踏まえたカリキュラムに編成していく。 【アウトプット指標】 ①:成績下位の学生に対し、国家試験に向けた勉強を早期に開始するよう意識づけを行うため5年次生春季特別学習指導の取り組みを見直し、個別面談を追加実施する。また、留年生等に対し、4月上旬に集合形式による模擬試験を実施し、現時点での学力の把握・分析等を行う。また、卒業判定および卒業発表の時期を1月から12月へ前倒しすることにより、国家試験に向けた意識の早期転換を促し、医師国家試験に専念できるように変更する。 ②:広く研修受講者の受入を行い、ニーズを踏まえたカリキュラムに編成していく。 ③:支援講座、公開講座、オープンキャンパスやWeb動画配信において、産業界や産業界に関する情報提供を引き続き積極的に実施していく。	
評価	B	予算額又は手法等を見直し
令和8年度事業概要	令和7年度と同様	
令和8年度目標(アウトカム指標)	<(公財)産業医学振興財団> ①産業界研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。 <学校法人産業医科大学> ①実践能力の高い産業界を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で常勤の産業界として新たに就業する者を70名以上とする。 ②認定産業界の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う産業界基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を90%以上にする。	
令和8年度目標(アウトプット指標)	<(公財)産業医学振興財団> ①産業界研修事業の受講者を20,000人以上とし、これに加え産業界分野の最新情報をメールマガジンにより提供することを周知・広報し、メールマガジン登録者数を12,000人以上とする。 <学校法人産業医科大学> ①医師国家試験の合格率について、合格率95%以上又は全国順位上位の4分の1以内とする。 ②産業界の資格取得希望者のための研修の参加者を850名以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業界活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスやWeb動画配信による情報提供を行い、視聴参加人数を20,000人以上とする。	

令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	<(公財)産業医学振興財団> 【アウトカム指標】 ①優秀な産業医の養成及び確保は、職場の労働衛生水準向上や労働者の健康維持増進に必要不可欠であり、産業医養成に係る研修等の結果が、一定程度以上の効果を有することが確認できるものとして設定。 【アウトプット指標】 ①優秀な産業医の養成及び確保を継続的に行っていくほか、産業医学に関する情報発信を適切に行っていくものとして設定。 <学校法人産業医科大学> 【アウトカム指標】 ①については、専属産業医のほか開業産業医を含む数値であり、常勤の産業医として新たに就業する者を輩出したことが確認できるものとして設定。 ②については産業医養成に係る研修等の結果が、一定程度以上の効果を有することが確認できるものとして設定。 【アウトプット指標】 ①国試合格率は、教育の質(医学教育への投資効果)を評価する指標の1つと考えられるが、当該指標は各年度の試験難易度によって大きく変動が生じうるほか、他大学の結果が考慮されていないなど、達成難度がやや不明瞭であり、評価に際して恒常的な指標とし難い部分が存在する。よって、絶対的な指標である「合格率」と、相対的な指標である「全国順位(上位の4分の1)」の両方の観点を用いて設定。 ②産業医学教育の実施による実践能力の高い産業医の養成及び確保は、職場の労働衛生水準の向上や労働者の健康維持増進に必要不可欠であり、産業医養成に係る研修等の実施により、産業医数の確保に資することが確認できるものとして設定。 ③優秀な産業医の養成、確保、輩出等を継続的に行っていくために、産業医学及び産業医科大学に関する情報発信を適切に行っていくものとして設定。
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性	本事業の着実な実施を通じて、産業医の養成及び資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実に貢献していくため、令和9年度も継続して要求する。

事業名		未払賃金立替払事務実施費						事業番号 (令和8年度)	36
								事業番号 (令和7年度)	36
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	労働条件確保 対策事業係
実施主体		(独)労働者健康安全機構							
事業／制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	未払賃金の立替払制度は、企業の倒産により、賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対し、未払賃金額の一定範囲について国が事業主に代わって立て替える制度である。 賃金の支払は本来、事業主の基本的な責務であることから、未払賃金の立替払事業の費用の負担を一般国民(一般会計)に求めることは適当ではなく、事業主の連帯による公的な保険方式によることがふさわしいことから、未払賃金の立替払事業は、社会復帰促進等事業として行われる必要がある。							
	対象 (誰／何を 対象に)	企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者							
	事務・事業の スキーム (決定スキームを含む)	(独)労働者健康安全機構が、立替払の請求の受理及び審査、立替払の決定及び立替払賃金の送金、事業主に対する求償等に関する業務を行う。							
	実施 体制	独立行政法人労働者健康安全機構が実施。							
令和4年度 予算額 (千円)	20,809,331	令和5年度 予算額 (千円)	10,172,089	令和6年度 予算額 (千円)	9,882,571 (補正予算を含 めた額: 12,096,181)	令和7年度 予算額 (千円)	15,060,093	令和8年度 予算額 (千円)	15,533,065
令和4年度 決算額 (千円)	4,418,693	令和5年度 決算額 (千円)	9,154,880	令和6年度 決算額 (千円)	12,062,312	令和7年度 決算額 (千円)	13,734,937	令和8年度 雇用勘定予算額 〇(千円) 一般会計予算額 〇(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和4年度 予算執行率 (%)	21.2	令和5年度 予算執行率(%)	90.0	令和6年度 予算執行率(%)	99.7	令和7年度 予算執行率(%)	91.2		
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し	令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
7 年度 目標	アウトカム 指標	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標(対象期間:令和6年4月～令和11年3月)による、令和7年度における目標は以下のとおり。 ・請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内とすること。			アウトカム 指標 【〇】	不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間については、「平均18.9日」となった。			
	アウトプット 指標	①請求書(不備事案を除く)の迅速な支払確保のため、原則週1回の立替払の堅持、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、各地方裁判所への協力要請、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。また、請求者向けリーフレットの改訂等情報提供の強化を図る。 ②賃金債権の回収を図るため、未払賃金立替払システムを活用し、常に弁済履行状況等の把握・確認を行うとともに、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行督促等を行う。			7 年度 実績 アウトプット 指標 【〇】	①立替払の迅速化を図るため、以下の措置を講じた。 ・原則週1回(年間計50回)の立替払金の支払を確保した。 ・日弁連倒産法制等検討委員会と引き続き定期協議を行った。 ・破産管財人等の証明が適正に行われるために都道府県弁護士会等の主催による未払賃金立替払制度に関する研修会を9回実施し、出席者計409名に対し、機構から証明に当たっての留意事項を説明するとともに具体的事例の紹介を行った。 ・地方裁判所74か所に赴き、裁判官計9名、書記官計29名に対し、同制度の運営状況について説明を行うとともに、同制度の円滑な運営への協力依頼を行った。 ・不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士に委員を委嘱して未払賃金立替払事業に係る業務運営推進委員会を開催し、破産管財人等が未払賃金の証明等の業務に当たるに際し留意すべき事項や研修の内容について広く助言を得た。 ・大型請求事案については、事前調整を行うよう研修会等で周知し、未払賃金立替払請求手続に関する適正な処理を図るための事前調整を行った。これにより、請求書類が的確に作成され、手続の迅速化や審査業務の効率化が図れた。 ・裁判所・関係機関向けに未払賃金の立替払制度の概要や請求書の提出先、相談コーナーの案内等をまとめたリーフレットを裁判所・関係機関に配付することで制度の周知、積極的な情報提供を図った。 ・定期的な業務打合せ(年間10回)により、職員の情報共有と審査能力の向上を図っている。 ②立替払において代位取得した賃金債権について、時効停止等により最大限確実な回収を図るため、未払賃金立替払システムで管理表を作成・活用し履行状況の把握・確認を行い、以下の措置を講じた。 ・清算型については、債権届出を要する全249事業所について、裁判所に対し迅速かつ確実に届出を行った。 ・再建型については、弁済計画を確認し、確実な債権回収に努めるとともに、弁済計画書が提出されない場合又は当該弁済計画が履行されない事業所へ15回の弁済督促等を行った。 ・事実上の倒産事案については、全事業所へ2,154回の求償通知を送付するとともに、債権が残っていることが判明した当該事業場及び第三債務者に照会し、回収可能な売掛債権等の差押命令申立の準備を行った。			

7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題	支払までの目標「平均20日以内」を達成した。 目標達成の理由は、原則週1回の立替払を確保、大型請求事案に対する破産管財人等との事前調整や電話相談、審査担当者間の情報共有と審査能力の向上のための定期的な業務打合せ等計画していたことを適切に実施したこと、破産管財人等を対象とした研修会を実施することができたこと、裁判所・関係期間向けに未払い賃金の立替払制度に概要や請求書の提出先、相談コーナーの案内等をまとめたリーフレットを裁判所・関係機関に配付することで制度の周知、積極的な情報提供を図った。また、当機構ホームページに設定(令和4年7月)した、チャット方式で質問に答える「未払賃金立替払事業のチャットボット」によって、請求者等からの質問に24時間対応した。 さらに、事実上の倒産事案では事業主への求償通知や債権等の差押命令申立準備を行い、清算型事案では確実な債権届出を行い、再建型では弁済督励等を行った。	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題	引き続き事業の適正な運営に努める。	
評価	A	
令和8年度事業概要	令和7年度と同様	
令和8年度目標 (アウトカム指標)	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標(対象期間:令和6年4月～令和11年3月)による、令和8年度における目標は以下のとおり。 ・請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内とすること。	
令和8年度目標 (アウトプット指標)	①請求書(不備事案を除く)の迅速な支払確保のため、原則週1回の立替払の堅持、請求者向けに加えて、裁判所・関係機関向けリーフレットの作成等情報提供の強化を図るとともに、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、各地方裁判所への協力要請、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。 ②賃金債権の回収を図るため、未払賃金立替払システムを活用し、常に弁済履行状況等の把握・確認を行うとともに、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行督励等を行う。	
令和8年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	内閣府によれば、令和8年3月の景気ウォッチャー調査において、「景気は、中東情勢によるマインド面の下押しを背景に、このところ持ち直しの動きに弱さがみられる。先行きについては、中東情勢による不透明感がみられる。」とされている。 また、東京商工リサーチによると令和7年度の全国の企業倒産件数は11年ぶりに1万件を超えた令和6年度に引き続き、2年連続で1万件を超えた。加えて、令和7年度の立替払額は前年度より増加しており、今後も企業倒産の増加の懸念があることから、これに伴い未払賃金立替払請求件数の増加が考えられる。しかしながら、労働者救済のため迅速な審査対応が必要であることから、これまでの実績を考慮し「平均20日以内」とする。また、立替払の迅速化・債権管理の適正化のため、週1回の支払、破産管財人等への研修会等による支援その他前年度の取り組みを継続する。	
令和9年度要求に向けた事業の方向性	未払賃金の立替払業務の着実な実施のため、必要な予算の確保に努めるとともに、引き続き立替払の迅速化及び立替払金の求償に主体的に取り組む。	

事業名		過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し						事業番号 (令和8年度)	37	
								事業番号 (令和7年度)	37	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	新たな働き方推進係、働き方・休み方改善係、母性健康管理係	
実施主体		都道府県労働局及び委託先								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	経済界・労働界・地方公共団体の代表者からなる「官民トップ会議」にて策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等を踏まえ、労働時間等の設定改善を進め、仕事と生活の調和の実現を図っていくことを目的としている。 本事業により労働時間等の設定の改善が促進されれば、長時間労働が解消することによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。 また、不妊治療に対する理解と柔軟な働き方を可能とする制度に取り組む企業を支援し、不妊治療と仕事とが両立できる職場環境の整備が行われることで、仕事と生活の調和のとれた働き方の普及にもつながり、労働者の健康保持にも寄与するものであることから、当該事業で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	下記①、②は中小企業事業主、下記③、④は事業主および労働者								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	① 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 働き方改革実行計画で示された、非正規雇用労働者の処遇改善や、過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、民間事業者への委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談支援や電話相談等を実施する。 ② 働き方改革推進支援助成金 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。 ③ 働き方・休み方改善に向けた事業 事業主等が自ら働き方・休み方の現状を客観的に評価できる「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等を提供する「働き方・休み方改善ポータルサイト」の運営を行うほか、時季を捉えた年次有給休暇の取得促進、特別休暇等の普及促進、勤務間インターバル制度導入促進、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催等を行う。 ④ 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業 不妊治療と仕事との両立の重要性について社会全体の理解を深めるため、不妊治療と仕事との両立を支援するための休暇制度等の環境整備に向けた事業主向け研修会の実施・女性向け雑誌広告、マニュアル、不妊治療(予定)者向け資料の作成・配付等により周知啓発等を行う。								
	実施体制	都道府県労働局及び委託先において実施する。								
令和4年度 予算額 (千円)		11,389,941	令和5年度 予算額 (千円)	8,604,989	令和6年度 予算額 (千円)	8,661,980	令和7年度 予算額 (千円)	11,173,028	令和8年度 予算額 (千円)	12,017,895
令和4年度 決算額 (千円)		7,380,415	令和5年度 決算額 (千円)	6,608,740	令和6年度 決算額 (千円)	8,159,220	令和7年度 決算額 (千円)	7,583,932	令和8年度 雇用勘定予算額 1,482,560 (千円) 一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和4年度 予算執行率 (%)		64.8	令和5年度 予算執行率(%)	76.8	令和6年度 予算執行率(%)	0.9	令和7年度 予算執行率 (%)	67%		
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価	B	予算額又は手法等を見直し						

7 年度 目標	アウトカム 指標	1 働き方改革推進支援助成金(4コース)の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも90%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようにする。 2 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、働き方改革を実施するに当たっての相談対応について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を95%以上とする。 3 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、85%以上から「使いやすい(普通を含む)」の回答を得る。 4 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会の参加企業アンケートにおいて、不妊治療と仕事との両立支援について「非常に参考になった」又は「参考になった」と回答した企業の割合を80%以上とする。□	アウトカム 指標 【1、2、3、4:○】	1 労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合 ①業種別課題対応コース:98.5% ②労働時間短縮・年休促進支援コース99.1% ③勤務間インターバル導入コース:100% ④団体推進コース:99.4% 2 「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合は、99.4% 3 「使いやすい(普通を含む)」と回答した者の割合は、95.7% 4 「非常に参考になった」「参考になった」と回答した企業の割合は 100%
	アウトプット 指標	1 働き方改革推進支援助成金(業種別課題対応コース)の支給決定件数について、令和7年度予算における想定件数の7割(754件)以上とする。 2 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)の支給決定件数について、令和7年度予算における想定件数の7割(2,077件)以上とする。 3 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)の支給決定件数について、令和7年度予算における想定件数の7割(210件)以上とする。 4 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和7年度予算における想定件数の7割(178件)以上とする。 5 働き方改革推進支援センターにおけるコンサルティングによる相談件数を、30,000件以上とする。 6 働き方改革関連法の法改正内容や働き方改革推進支援センターを始めとした各種支援策を掲載している新設後の「働き方改革特設サイト」のPV数 364万PV以上(令和7年4月～令和8年3月) 7 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数を155万件以上、企業診断及び社員診断の診断結果件数を6,000件以上とする。 8 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会を2回以上アーカイブにより開催する。	アウトプット 指標 【4、7、8、9:○ 1、2、3、5、6:×】	1 業種別課題対応コース支給決定件数:536件 2 労働時間短縮・年休促進支援コース支給決定件数:2,001件 3 勤務間インターバル導入コース支給決定件数:175件 4 団体推進コース支給決定件数:516件 5 コンサルティングによる相談件数:26,653件 6 働き方改革特設サイトのPV数:4,326,562件 7 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数:3,888,140件、企業診断及び社員診断の診断結果件数:8,319件 8 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会の実施回数:2回
7年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題	【アウトカム指標】 1 中小企業事業主に労働時間等の設定の改善に向けた支援となるよう成果目標の見直し等を行ったことが要因と考えられる。 2 働き方改革推進支援センターの専門家が、企業の問題意識を踏まえて適切に助言支援を行ったことが要因と考えられる。 3 働き方・休み方改善ポータルサイトについて、常に使いやすいように見直しを行うとともに、掲載情報の拡充等を行っていることから目標を達成できた。 4 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業については、不妊治療と仕事との両立支援に関する企業や両立支援担当者等の理解・満足度が十分得られたため、目標を達成できた。 【アウトプット指標】 1～3 未達成の3コースはいずれも制度導入型の助成金であり、申請事業主が一度働き方改革推進支援助成金の事業に取り組むと過年度以降に再度申請を行うことができないため、本助成金を活用できる中小企業事業主が減少していることが考えられるが、コースごとに考えられる主な要因として、以下が考えられる。 ・業種別課題対応コースは、成果目標の達成に当たり、いまだ取引慣行等の外的要因等の影響を受けるため、積極的に申請を行うことを控えてしまう可能性が考えられること。 ・労働時間短縮・年休促進支援コースは、支給要件が比較的簡易であるために個別企業向けコースの中でも最も受給企業数が多く、再度申請を行うことができない中小企業事業主が他のコースに比べて多く存在していることの影響が考えられる。 ・勤務間インターバル導入コースは、労働時間が長い事業主に対象を限定していることに加え、また、業種別課題対応コースでも勤務間インターバルの導入が成果目標の1つとされていることが影響したものと考えられる。 4 実施主体が都道府県労働局から本省へ変更となったことに伴い、受託者が変更された。47都道府県における一部のセンター開設準備の遅延が発生した結果、コンサルティング実施件数の初期段階で十分な立ち上がり確保できなかったことが当初見込みを下回ったものと考えられる。 5 引き続き、中小企業事業主が取り組める働き方改革の参考事例をHPIに掲載し、各業種団体等を通じて周知を行ったこと等がアウトプット目標の達成につながったと考えられる。 6 アクセス件数については、利用者のニーズ等を踏まえたポータルサイトのコンテンツの拡充やWeb広告を行う等の周知により、目標を達成できた。 診断結果件数については、ポータルサイトトップページの改修やweb広告により、診断ページへの導線を確保することで、令和5年度に働き方・休み方改善ポータルサイトの診断指標の改訂を行い、令和6年度より診断機能に反映したことで関心が高まったことから、目標を達成できたと考えられる。 7 不妊治療と仕事との両立の取組について、企業が抱える多様な課題に沿うべく、2回実施した。今後は、令和5～7年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえた研修会の内容の見直し等を行い、企業の取組を一層支援する。			

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題	1～3 実績が低調となっているコースの実績が改善されるよう、働き方改革推進支援助成金における成果目標や申請要件などの設定について見直しとともに、交付申請にかかる申請事務の簡素・合理化を行う。 5 都道府県センターを案内するためのチラシ及びポスターのひな形を作成・共有する等、運用面での改善を行ったところである。また、都道府県労働局や商工団体等の関係機関との連携を図り、適切な執行に努めてまいりたい。なお、これまでの執行状況を踏まえ、必要額は精査を行っていく。上記のとおり、事業運営の適正化を図り、既存の事業の効率化を進める。	
評価	B	予算額又は手法等を見直し
令和8年度事業概要	令和7年度の事業を一部見直した上で引き続き実施する。	
令和8年度目標 (アウトカム指標)	1 働き方改革推進支援助成金(5コース)の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも90%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようにする。 2 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、働き方改革を実施するに当たっての相談対応について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を95%以上とする。 3 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、85%以上から「使いやすい(普通を含む)」の回答を得る。 4 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会の参加企業アンケートにおいて、不妊治療と仕事との両立支援について「非常に参考になった」又は「参考になった」と回答した企業の割合を80%以上とする。	
令和8年度目標 (アウトプット指標)	1 働き方改革推進支援助成金(業種別課題対応コース)の支給決定件数について、令和8年度予算における想定件数の7割(977件)以上とする。 2 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)の支給決定件数について、令和8年度予算における想定件数の7割(1,769件)以上とする。 3 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)の支給決定件数について、令和8年度予算における想定件数の7割(368件)以上とする。 4 働き方改革推進支援助成金(取引環境改善コース)の支給決定件数について、令和8年度予算における想定件数の7割(105件)以上とする。 5 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和8年度予算における想定件数の7割(175件)以上とする。 6 働き方改革推進支援センターにおけるコンサルティングによる相談件数を、30,000件以上とする。 7 働き方改革関連法の法改正内容や働き方改革推進支援センターを始めとした各種支援策を掲載している「働き方改革特設サイト」のPV数 410万PV以上(令和8年4月～令和9年3月) 8 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数を250万件以上、企業診断及び社員診断の診断結果件数を7,000件以上とする。 9 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会を2回以上開催する。	
令和8年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	【アウトカム指標】 1 働き方改革推進支援助成金について、当該助成金が利用者にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため設定した。 2 働き方改革推進支援センターについて、相談内容に対する専門家の支援が効果的かどうか把握することが重要であるため、設定した。 3 働き方・休み方改善に向けた事業については、企業及び社員の働き方の気づき・理解が重要であることから、ポータルサイトの使いやすさについて引き続き高水準を維持する目標とした。 4 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業については、不妊治療と仕事との両立支援に関する企業や両立支援担当者等の理解・満足が重要であることから設定した。 【アウトプット指標】 1～5 働き方改革推進支援助成金について、予算上の想定件数7割の合計件数を目標件数として設定した。 6 働き方改革推進支援センターについて、本事業は企業に対する個別相談支援を重視していることから目標として設定し、目標数値については、令和8年度の予算は令和7年度よりも減少しているものの、事業の効率的な運営を図ることで支援件数は同水準を維持することを目指し、昨年度と同様の件数を設定した。 7 アクセス件数は過去の実績(過去3年平均)を踏まえた目標とする。 8 アクセス件数と診断結果件数は、過去の実績(過去3年平均)を踏まえた目標とする。 9 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業については、不妊治療と仕事との両立支援に関する企業や両立支援担当者等の理解が重要であり、情報提供等のための研修が必要であることから設定した。	
令和9年度要求に向けた事業の方向性	本事業が、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の普及促進、働き方改革に対する中小企業事業主の取組支援という重要施策を担っているものであることから、令和7年度の実績や働き方改革関連法が完全施行された現段階の状況を踏まえつつ、事業内容の効率化を検討しながら、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の遵法水準等を高めるため、また、不妊治療に対する社会の理解を深め、事業主の取り組みを一層促進するため引き続き、必要な要求を行うこととしたい。	

事業名		テレワーク普及促進等対策						事業番号 (令和8年度)		38
								事業番号 (令和7年度)		38
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係		テレワーク係
実施主体		民間団体								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	本事業は適切な労務管理下において多様で柔軟な働き方の一つであるテレワークを普及することにより、子育てや介護等と仕事の両立が促されるなどワーク・ライフ・バランスの向上に資するとともに、長時間労働の抑制やテレワークガイドラインの周知により健康障害の防止を図るなど、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	労働者、事業主								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	テレワーク相談センター及び訪問コンサルタント、テレワーク・セミナー及びテレワーク表彰・シンポジウム テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての質問に応じるテレワーク相談センターを東京に設置し、企業等からの相談対応を通じて、適切な労務管理下におけるテレワークの普及促進を図る。 また、テレワークの導入を検討する企業に対して、労務管理等に関する訪問によるコンサルティングを実施するとともに、テレワークに関する施策を情報発信するためにテレワーク総合ポータルサイト等の管理・運営を行う。 さらに、テレワーク実施時の労務管理上の留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例を紹介することにより、適正な労務管理下におけるテレワークの普及促進を図る。また、テレワークを先進的に進める企業等に対して表彰を行い、その取組を幅広く周知する。								
	実施体制	一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。								
令和4年度 予算額 (千円)		70,081	令和5年度 予算額 (千円)	67,782	令和6年度 予算額 (千円)	69,792	令和7年度 予算額 (千円)	62,940	令和8年度 予算額 (千円)	54,929
令和4年度 決算額 (千円)		63,987	令和5年度 決算額 (千円)	61,019	令和6年度 決算額 (千円)	54,075	令和7年度 決算額 (千円)	54,697	令和8年度 雇用勘定予算額 54,929 (千円)	
令和4年度 予算執行率 (%)		90.4	令和5年度 予算執行率(%)	90.0	令和6年度 予算執行率(%)	77.5	令和7年度 予算執行率 (%)	86.9	一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
7 年度 目標	アウトカム 指標	テレワーク・セミナーのアンケート調査で、「大変参考になった」及び「参考になった」の旨の評価を受ける割合を80%以上とする。			7 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	テレワーク・セミナーのアンケート調査で、「大変参考になった」及び「参考になった」旨の評価を受ける割合は、95.6%(405件中387件)であった。			
	アウトプット 指標	①テレワーク相談センターへの相談、テレワーク総合ポータルサイトからの資料(ガイドライン等)のダウンロード数を10,000以上とする。 ②テレワーク・セミナーの集客数を合計700名以上とする。				アウトプット 指標 【○】	①テレワーク相談センターの相談件数:806件、テレワーク総合ポータルサイトからのダウンロード数:28,555件、計29,361件 ②セミナー参加者数:合計896名			
7年度目標を達成(未達成)の理由(原因)・今後の課題		(アウトカム指標) 【目標達成の理由】 テレワーク導入事例の紹介やテレワーク実践企業の体験をセミナー中に講演するなどテレワークの導入を考えている企業等に対し実践的なセミナーを行ったため。 (アウトプット指標) 【目標達成の理由】 ①WEBやテレワーク・セミナー、11月のテレワーク月間キャンペーンなどにおいてテレワーク総合ポータルサイト等の周知広報を行ったため。 ②リーフレット等に加え、メールマガジンやWEBサイト等を活用し、セミナー開催の周知広報を行ったため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題		いずれの指標においても目標を達成したところであり、令和8年度においても引き続き適正な事業実施に努める。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

令和8年度 事業概要	令和7年度と同様。
令和8年度目標 (アウトカム指標)	テレワーク・セミナーのアンケート調査で、「大変参考になった」及び「参考になった」の旨の評価を受ける割合を85%以上とする。
令和8年度目標 (アウトプット指標)	①テレワーク相談センターへの相談、テレワーク総合ポータルサイトからの資料(ガイドライン等)のダウンロード数を15,000件以上とする。 ②テレワーク・セミナーの集客数を合計500名以上とする。
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	(アウトカム指標) テレワーク・セミナーは、良質なテレワークを幅広く普及させることができる施策であることから、参加者の多数が参考になったとされる水準を目標として設定する。 (アウトプット指標) ①テレワーク総合ポータルサイトにおいてテレワークの導入等に役立つ情報・資料(ガイドライン等)を発信しており、当該資料のダウンロード数やテレワークを導入しようとする企業等からの相談に対応することにより、適切な労務管理下におけるテレワークを幅広く普及させることができることから、テレワーク総合ポータルサイトからの資料のダウンロード数・相談件数を今年度のアウトプット目標として設定する。 なお、目標数については、直近3か年(令和5年度14,457件、令和6年度10,501件、令和7年度29,367件)の実績を踏まえ目標を設定する。 ②直近3か年(令和5年度1,049人／11回開催、令和6年度786人／8回開催、令和7年度896人／8回開催)の実績を踏まえ、令和8年度は全5回のセミナー開催を予定していることから、1回当たりの集客数を100人として目標を設定する。
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性	テレワークは「第6次男女共同参画基本計画」(令和8年3月13日閣議決定)、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和5年12月26日閣議決定)等において、その推進が求められており、引き続き、テレワークの導入時等に役立つ情報提供や企業からの相談体制を整備することにより、適切な労務管理下におけるテレワークの導入・定着を図る。

事業名		医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組						事業番号 (令和8年度)	39	
								事業番号 (令和7年度)	39	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	医療労働対策係	
実施主体		厚生労働省本省、都道府県労働局、民間団体								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、厳しい勤務環境にある医師等の医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっているため、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた施策の更なる推進を図る必要がある。本事業により医療従事者の勤務環境の改善が促進されれば、長時間労働が解消することによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	医療機関に勤務する医療従事者等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」(以下「勤改センター」という。)に医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関からの労務管理等に関する相談支援等を行う。 ②勤改センター支援力強化のためのアドバイザーに対する研修等の実施及び見識の深い専門家(スーパーバイザー)による支援。 ③医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したウェブサイト(いきいき働く医療機関サポートWeb(略称いきサポ))の運営。								
	実施体制	民間団体に委託して実施								
令和4年度 予算額 (千円)		887,412	令和5年度 予算額 (千円)	926,574	令和6年度 予算額 (千円)	905,679	令和7年度 予算額 (千円)	908,951	令和8年度 予算額 (千円)	905,115
令和4年度 決算額 (千円)		676,738	令和5年度 決算額 (千円)	701,477	令和6年度 決算額 (千円)	673,962	令和7年度 決算額 (千円)	664,933	令和8年度 雇用勘定予算額 0 (千円) 一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和4年度 予算執行率 (%)		76.3	令和5年度 予算執行率(%)	75.7	令和6年度 予算執行率(%)	74.4	令和7年度 予算執行率(%)	73.2		
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
7 年度 目標	アウトカム 指標	①勤務環境に対する満足度調査において、満足の割合を30%以上にする。 ②医療勤務環境改善マネジメントシステムを導入している医療機関の割合を80%以上にする。 ③満足度調査における医療労務管理アドバイザーの説明について「とても参考になった」「まあまあ参考になった」の回答割合を90%以上とする。			7 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	①54.9% ②86.3% ③99.7%			
	アウトプット 指標	①勤改センターにおける個別訪問支援件数を2,200件以上とする。 ②医療労務管理アドバイザー向けの研修を年に3回4回以上実施し、医療労務管理アドバイザーの資質向上等のためにスーパーバイザーによる各都道府県勤改センターへの訪問支援等を年100回以上実施し、実施結果を取りまとめる。 ③ウェブサイトのアクセス件数を200,000件以上とする。				アウトプット 指標 【○】	①4,691件 ②アドバイザー向け研修を年4回(4月、8月、11月、12月)実施し、スーパーバイザーによる各都道府県勤改センターへの訪問支援等を年314回実施した。 ③年間アクセス件数197,448件			
7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		アウトプット指標の③が未達成となった主な原因は、令和7年4月下旬に国外IPアドレスからの大量不正アクセスが発生したため、国外IPアドレスをすべてブロックしたところ、不正アクセス以外の海外サーバを経由するアクセスもブロックされ、アクセス数が制限されてしまったことが考えられる。 また、このほか、国外IPアドレスの制限解除後にアクセスが急増し、504エラー(リクエストが正しく処理されずタイムアウトしてしまったことを示すエラー)等が発生しサーバ動作が不安定となったことも考えられる。(P)								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題		既に大量不正アクセスの攻撃対象となった可能性の高い「事例投稿フォーム」を閉鎖し、reCAPCHA(不正アクセス等からWebサイト等を保護するセキュリティサービス)を導入のうえ、令和8年3月に国外IPアドレス制限を解除して対処している。 また、一時的なアクセス数急増に耐え得るようなクラウドのスペックに変更するとともに、継続的な攻撃傾向の分析を行い、傾向が判明した場合の改修対応を行い、安定的なアクセスを実現することとした。 加えて、医療従事者をターゲットとしたバナー広告を定期に実施することにより、適正なアクセス件数の増加を図ることとする。(P)								

評価	B	予算額又は手法等を見直し
令和8年度 事業概要	医療機関への積極的な訪問による個別支援業務、医療機関からの相談対応業務を充実させつつ、アドバイザーに対する研修の実施、アドバイザーの支援にも資するウェブサイトの運営等を通じて勤改センターの支援力を強化する。	
令和8年度目標 (アウトカム指標)	①勤務環境に対する満足度調査において、満足の割合を30%以上にする。 ②勤務環境改善に関し経営トップが主体的に関与して組織的に取り組んでいる割合を65%以上とする。 ③満足度調査における医療労務管理アドバイザーの説明について「とても参考になった」「まあまあ参考になった」の回答割合を90%以上とする。	
令和8年度目標 (アウトプット指標)	①勤改センターにおける個別訪問支援件数を2,200件以上とする。 ②医療労務管理アドバイザー向けの研修を年に3回以上実施し、医療労務管理アドバイザーの資質向上等のためにスーパーバイザーによる各都道府県勤改センターへの訪問支援等を年100回以上実施し、実施結果を取りまとめる。 ③ウェブサイトのアクセス件数を200,000件以上とする。	
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	【アウトカム指標】 いずれの指標も本事業の政策効果を把握するため必要なものであることから、引き続き同様の指標を設定するが、②については導入割合を達成したこと、新たな指標に見直す。なお、個々の設定理由は、以下のとおり。 ①医療従事者の勤務環境に対する満足度を把握することによって本事業の達成度合いを確認することができるものと考えられるため。 ②医療勤務環境改善マネジメントシステムは経営トップの関与が求められており、同システムを導入する医療機関においては、少なくとも経営トップが取組を承認していることの表明を行い発信することが求められているが、これにとどまらず、職員の勤務環境の改善について経営トップが主体的に関与して組織的に取り組むことが望ましいものであるため、この割合を設定することにより、医療従事者の勤務環境改善の効果がより一層把握できると考えられるため。 ③研修等の支援力強化の効果として、勤改センターにおけるアドバイザーの支援が効果的かどうかを客観的に把握することが重要であるため。 【アウトプット指標】 ③の目標を達成できなかったものの、その主な原因が技術的な問題であり、すでに解決を図っていることから、引き続き同様の指標を設定する。なお、個々の設定理由は、以下のとおり。 ①勤改センターは、個別訪問支援を実施することにより、医療機関の勤務環境改善の取組を支援することが事業の主要目的であることから、個別訪問支援件数を活動実績を測る指標として設定した。 ②医療労務管理アドバイザーが医療機関の勤務環境改善の取組に対して、より良い支援を行えるよう、アドバイザーの支援力強化に資する研修を実施すること及び各勤改センターの実情に応じたスーパーバイザーによる支援を実施することが重要であるため。 ③ウェブサイトに医療機関の勤務環境改善に資する情報として医療機関の勤務環境改善に関する好事例等の情報を掲載しているため、情報の周知状況を把握する客観的な指標として、ウェブサイトのアクセス件数を継続的に見ていくことは重要であるため。	
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き勤改センターによる医療機関等に対する相談支援等の実施及び支援力の強化を図るとともに、医療機関の勤務環境改善に関する好事例等医療機関の働き方に関する情報を一元的に記載したポータルサイトの運営を行うため、所要の予算要求を行う。	

事業名		中小企業退職金共済事業経費							事業番号 (令和8年度) 事業番号 (令和7年度)		40 40
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	機構調整係	
実施主体		(独)勤労者退職金共済機構									
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助により退職金制度を確立し、もって中小企業勤労者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。 退職金制度を確立することは、労働意欲の向上等による労働能率の増進や労働者の定着の促進に繋がりが、これらにより労働者の知識の蓄積、技能の習熟が図られ、よって労働災害の防止に資するものであるほか、社外積立型である中小企業退職金共済制度により退職金の支払が確保されることは、労働者が労働条件の不安を持つことなく業務に集中できることにも繋がりが、労働災害の防止に資するものであることから、労災保険法第29条第1項第3号の「業務災害の防止に関する活動に対する援助」として実施しているものである。									
	対象 (誰／何を対象に)	中小企業事業主・従業員									
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	事業主の相互共済の仕組みと国の援助により中小企業の退職金制度を確立するため、中小企業退職金共済制度への加入時に掛金の負担軽減措置を行う。									
	実施体制	(独)勤労者退職金共済機構が事業を運営する。									
令和4年度 予算額 (千円)		1,559,613	令和5年度 予算額 (千円)	1,480,385	令和6年度 予算額 (千円)	1,443,457	令和7年度 予算額 (千円)	1,383,181	令和8年度 予算額 (千円)	1,344,199	
令和4年度 決算額 (千円)		1,559,613	令和5年度 決算額 (千円)	1,404,490	令和6年度 決算額 (千円)	1,189,431	令和7年度 決算額 (千円)	1,383,181	令和8年度 雇用勘定予算額 6,081,461 (千円) 一般会計予算額 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
令和4年度 予算執行率 (%)		100.0	令和5年度 予算執行率(%)	94.9	令和6年度 予算執行率(%)	82.4	令和7年度 予算執行率(%)	100.0			
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
7 年度 目標	アウトカム 指標	令和7年度における新たに加入する被共済者 数を330,000人以上とする。			7 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	新規加入被共済者数が、目標を上回った。(令和7年度:353,206人)				
	アウトプット 指標	普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する加入 勧奨件数を平均月17件以上とする。				アウトプット 指標 【○】	普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する加入勧奨件数は平均 20件(令和7年度)であった。				
7年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題		都道府県労働局、都道府県及び中小企業事業主団体等の関係機関との連携、普及推進員等を活用した企業訪問、他の退職金共済事業との連携による周知広報や、マスメディアの積極的な活用などの効果的・効率的な加入促進活動を実施したため。									
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		いずれの指標においても目標を達成したところであり、令和8年度においても引き続き適正な事業実施に努める必要がある。									
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
令和8年度 事業概要		令和7年度と同様									
令和8年度目標 (アウトカム指標)		令和8年度における新たに加入する被共済者数を315,000人以上とする。									
令和8年度目標 (アウトプット指標)		普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する加入勧奨件数を平均月17件以上とする。									
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)		本事業は、掛金減額によって事業主の負担を軽減することにより、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、退職金制度を確立し、労働条件を改善することにより、従業員の定着の促進、労働意欲の向上等による労働能率の向上を図るものであることから、より多くの中小企業で働く従業員が本事業の対象となることが重要である。 よって、第5期中期目標及び中期計画を達成させるために、令和8事業年度計画により設定された新たに加入する被共済者数をアウトカム指標、普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する加入勧奨件数をアウトプット指標に設定している。									
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性		引き続き、効果的・効率的な加入促進活動を行い、退職金制度の普及を図る。									

事業名		独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費						事業番号 (令和8年度)	41
								事業番号 (令和7年度)	41
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	調整第一係
実施主体		(独)労働政策研究・研修機構							
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	以降は(1)運営費、(2)施設整備費、について記載を行う。 (1) 労働政策研究では、テレワークや兼業・副業が拡大する中での健康の確保や仕事と生活の両立について実態を調査し明らかにすることを目的としたプロジェクト研究サブテーマを設定しており、長時間労働の削減、過重労働による健康障害防止、ワークライフバランスの実現など、労働者の健康確保・労働災害防止に十分貢献する研究成果が期待できることから、当該サブテーマは社会復帰促進等事業で行うことが必要である。 また、労働行政職員研修は、地方組織も含めた全国の労働行政職員に対し、法令等に基づいた施策の適正かつ的確な遂行を担保するために必要となるノウハウ等を体系的・継続的かつ斉一的に教授することを通じて、労働政策を効果的かつ効率的に推進するための基盤を提供しているものである。このうち、労働基準監督や安全衛生等に関する研修は、労働行政の現場で、適切な施策の実施のために必要なものであり、労働者の安全衛生の確保等を図るという趣旨から、社会復帰促進等事業で行うことが必要である。 (2) 労働基準監督や安全衛生等に関する研修は、労働行政の現場で、適切な施策の実施のために必要なものであり、労働者の安全衛生の確保等に資するものであることから、その研修の実施主体である(独)労働政策研究・研修機構労働大学校の施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新を進めることは社会復帰促進等事業で行うことが必要である。							
	対象 (誰／何を対象に)	(1)労働行政職員、事業者・労働者 (2)(独)労働政策研究・研修機構の施設・設備							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1) 成果目標を含む事業の大枠については、国が決定する中期目標を受け機構において策定する中期計画・年度計画で定めている。 プロジェクト研究の具体的な実施内容は、中期目標・中期計画で定めた研究テーマに基づき、年度計画で定めている。 労働行政職員研修の具体的な研修内容等は、厚生労働省のニーズを把握した上で、機構において毎年度、研修実施計画を策定している。 (2) 中期計画等で施設・設備の具体的な改修・更新計画を定めており、これに基づき、(独)労働政策研究・研修機構から国に対して施設整備費補助金の交付申請があった際は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助金の交付が適正であるかの確認を行っているほか、工事終了後は補助事業等実績報告書や工事現場写真等の施工状況の分かる資料の速やかな提出を求め、また、聞き取り調査による確認も行い、十分に精査したうえで交付を決定する。なお、令和4年度以降の施設整備費については、中期計画等に基づき、要求していない。							
	実施体制	(独)労働政策研究・研修機構により実施							
令和4年度 予算額 (千円)	126,102	令和5年度 予算額 (千円)	126,050	令和6年度 予算額 (千円)	144,582	令和7年度 予算額 (千円)	279,031	令和8年度 予算額 (千円)	288,244
令和4年度 決算額 (千円)	126,102	令和5年度 決算額 (千円)	126,050	令和6年度 決算額 (千円)	144,582	令和7年度 決算額 (千円)	279,031	令和8年度 雇用勘定予算額 1,866,870(千円) 一般会計予算額 314,472(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和4年度 予算執行率 (%)	100.0	令和5年度 予算執行率(%)	100.0	令和6年度 予算執行率(%)	100.0	令和7年度 予算執行率(%)	100.0		
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し	令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

7 年度 目標	アウトカム 指標	(1) ①労働関係法令・指針・ガイドラインの制定・改正、予算・事業の創設・見直し、政策評価、審議会・検討会、政党・労使団体への説明での活用、政府の法案提出に繋がった研究成果を、成果総数(※)の85%以上得ること。(第4期実績平均:92.9%) ※プロジェクト研究のテーマのうち、「労使関係」に該当する分野の研究成果を除く。 ②労働政策研究の成果についての有識者を対象としたアンケート調査を実施し、下記基準により2.2以上の評価を得ること。[大変有益:3、有益:2、あまり有益でない:1、有益でない:0](第4期実績平均:2.4) ③研修生に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、平均で90%以上の者から、「業務に生かしている」との評価を得ること。 ④当該研修生の上司に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、平均で90%以上の者から、「役に立っている」との評価を得ること。	7 年度 実績	アウトカム 指標 【○】	(1) ①達成(実績:100%) ②達成(実績:2.64) ③達成(実績:97.0%)※4～9月実施分 ④達成(実績:98.4%)※4～9月実施分
	アウトプット 指標	(1)研修実施コース(80コース以上) 研修コースについては、オンライン研修と集合研修の双方のメリットを最大限活用した研修方式とする。令和6年度からはオンラインと集合の判断基準を定め、これらを踏まえ、オンラインで可能なものは極力オンラインで実施しつつ、その性質から集合でなければ十分な効果をあげることが困難なものについては集合で実施することにより、引き続きオンラインと集合双方のメリットを最大限活用し、一層効果的な研修を実施していく。また、引き続き新たな厚生労働省の行政ニーズに迅速・的確に対応した研修コース・科目の設定やその円滑な運営を図るとともに、事例研究や演習、経験交流等、現場力の強化に資する真に必要な研修を効果的に実施することにより、研修を受講する職員等が、現場においてそれらの知識や技能を最大限活用して業務を遂行し、円滑な労働行政が推進されることに貢献する。		アウトプット 指標 【○】	(1)達成(実績:93コース)
7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		アウトカム指標については、 ① 厚生労働省等の審議会・検討会等における労働政策の企画立案・検討等に対応した資料、データ等を必要に応じて迅速に提供できるよう、時宜を得た研究に取り組んだ結果、それらの成果が多数活用され、目標を達成することができた。 ② 学識経験者、行政関係者、労使関係者等から意見・要望を把握の上、研究成果を迅速に提供した結果、目標を達成することができた。 ③④ 厚生労働省の要望及び研修生の評価等を踏まえ、研修内容の充実を図るとともに、オンライン研修と集合研修の双方のメリットを活用した効果的な研修を実施したことで高い評価を受けることができた。 アウトプット指標については、厚生労働省の行政ニーズに対応した研修コース等の設定を行うとともに、オンライン研修と集合研修の双方のメリットを活用した研修を効果的に実施したことで、目標を達成することができた。			
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題		①② 厚生労働省との一層の連携や、労使団体、研究機関・研究者等との意見交換や共同研究等の機会を確保することにより、経済社会や雇用就業環境の変化・多様化に伴い対象範囲が拡大する労働政策の企画・立案に資する調査研究の実施に努める。 ③④ 令和8年度も7年度と同様、厚生労働省と緊密に連携を図りながら、オンライン研修と集合研修の双方のメリットを活用した効果的な研修の実施を進めていく。			
評価		A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		

令和8年度 事業概要	令和7年度と同様。
令和8年度目標 (アウトカム指標)	(1) ①労働関係法令・指針・ガイドラインの制定・改正、予算・事業の創設・見直し、政策評価、審議会・検討会、政党・労使団体への説明での活用、政府の法案提出に繋がった研究成果を、成果総数(※)の85%以上得ること。(第4期実績平均:92.9%)(※)プロジェクト研究のテーマのうち、「労使関係」に該当する分野の研究成果を除く。 ②労働政策研究の成果についての有識者を対象としたアンケート調査を実施し、下記基準により2.2以上の評価を得ること。〔大変有益:3、有益:2、あまり有益でない:1、有益でない:0〕(第4期実績平均:2.4) ③研修生に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、平均で90%以上の者から、業務に生かしているとの評価を得ること。 ④当該研修生の上司に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、平均で90%以上の者から役に立っているとの評価を得ること。
令和8年度目標 (アウトプット指標)	(1) ①研修実施コース(80コース以上) 研修コースについては、オンライン研修と集合研修の双方のメリットを最大限活用した研修方式とする。令和6年度に定めたオンラインと集合の判断基準を踏まえ、オンラインで可能なものは極力オンラインで実施しつつ、その性質から集合でなければ十分な効果をあげることが困難なものについては集合で実施することにより、引き続きオンラインと集合双方のメリットを最大限活用し、一層効果的な研修を実施していく。また、引き続き新たな厚生労働省の行政ニーズに迅速・的確に対応した研修コース・科目の設定やその円滑な運営を図るとともに、事例研究や演習、経験交流等、現場力の強化に資する真に必要な研修を効果的に実施することにより、研修を受講する職員等が、現場においてそれらの知識や技能を最大限活用して業務を遂行し、円滑な労働行政が推進されることに貢献する。
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	独立行政法人労働政策研究・研修機構の第5期中期目標・中期計画に定めた数値目標を設定。 なお、労働行政職員のアウトプット指標については、毎年度策定する研修実施計画において定めた数値目標を踏まえ設定している。 【目標設定の理由及び水準の考え方】 ・研究成果に関する指標については、客観性をもった厳格な評価で実施する観点から、厚生労働省及び外部の有識者による評価を重点的に評価することとする。 ・研修ニーズへの的確な対応、研修生のその後の実務における研修効果の発現の程度を測るアウトカム指標として、研修を受けた当事者及びその上司の有意義度評価を採用した。 ・目標水準については、第4期中期目標期間(平成29年度～令和3年度)の実績を踏まえ、その目標水準以上の水準を設定することとした。
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き実施

事業名		個別労働紛争対策費・多言語相談支援事業						事業番号 (令和8年度)	42
								事業番号 (令和7年度)	42
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	総務係 業務管理係
実施主体		都道府県労働局雇用環境・均等部(室)、厚生労働省本省							
事業／ 制度概要	目的及び 必要性 (何のため)	(個別労働紛争対策費) 平成13年10月法施行当初、個別労働紛争は解雇、雇止め、配置転換等労働条件に係るものが多かったが、平成20年代より、いじめ・嫌がらせに係る紛争が多くを占める状況となっており、内容も複雑困難なものが多くなっている。民事上の個別労働紛争の解決は、最終的には司法機関の役割であるが、司法機関の利用には労使ともに時間的、経済的負担が伴うことから、司法との役割分担の下で、行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速、無料による紛争解決を目的として事業を行っている。 令和7年度までの実績では、総合労働相談件数は18年連続100万件を超える状況であり、「いじめ・嫌がらせ」といった複雑困難な相談内容が14年連続最多となっている。また、依然として不当な解雇、雇止めや労働条件の引下げなどにより生計の手段を失ったり、本来の権利を侵害された労働者が「泣き寝入り」を余儀なくされること等がないよう、司法機関のハードルの高さや処理件数の水準も考慮し、司法との役割分担の下で、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」は、真に守られるべき労働者の権利を保障するために必要な事業である。 また、総合労働相談窓口に寄せられる相談内容や助言・指導の申出内容は、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ等種々あるが、これらの問題を簡易・迅速に解決するための手段を行政として提供することは、社会的に大きな問題となっている精神障害等の労働災害防止による労災保険給付の抑制に資するものであることから、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。 (多言語相談支援事業) 我が国で就労する外国人労働者数が増加しており、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)及び労働基準監督署等に設置された総合労働相談コーナー(以下「雇用環境・均等部(室)等」という。)に寄せられる各種相談について、多言語による対応ができる体制を構築していく必要がある。							
	対象 (誰／何を 対象に)	(個別労働紛争対策費) ①直接実施部分においては、個別労働紛争の当事者である労働者及び事業主。 ②業務委託部分においては、企業内で個別労働紛争の解決に当たる労使関係者等(企業の人事担当者、労働組合役員など)。 (多言語相談支援事業) 外国人労働者、事業主等							
	事務・事業の スキーム (決定スキームを含む)	(個別労働紛争対策費) ①全国の労働局及び労働基準監督署に「総合労働相談コーナー」を設置(全国378箇所)し、労使双方から寄せられる労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応し、内容に応じて、労働関係の法令・裁判例や解決方法・処理機関等についての情報を提供する。また、民事上の労働紛争については、相談の内容や相談者の意向に応じて、都道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんを行い、紛争の自主的解決を促進する。これらは強制力は伴わないが、無料の制度であり、さらに厳密な事実認定などに時間と労力を要する民事訴訟に比べて、簡易・迅速に行うことができる。なお、相談対応は「総合労働相談員」(非常勤。社会保険労務士などに委嘱。全国758名)、あっせんは「紛争調整委員会委員」(非常勤。弁護士などに委嘱。全国381名)が行っている。 ②企業内での紛争の解決に当たる労使関係者に対し、労働関係の法令・裁判例の知識の付与や紛争解決方法に関するロールプレイング形式の演習などを行う研修事業を、労使団体、労働法学者及び弁護士団体の協力を得ながら委託により実施している。 (多言語相談支援事業) 雇用環境・均等部(室)等において、13か国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応、紛争解決援助等の多言語化を図る。							
	実施 体制	(個別労働紛争対策費) <①直接実施部分> 都道府県労働局雇用環境・均等部(室) 労働紛争調整官:80名 紛争調整委員会委員:381名 総合労働相談コーナー:全国378箇所 総合労働相談員:758名 <②業務委託部分> 本省が一般競争入札(総合評価落札方式)の落札者に委託して実施 (多言語相談支援事業) 都道府県労働局 ※本省が一般競争入札(最低価格落札方式)の落札者に委託して実施							
令和4年度 予算額 (千円)	1,570,561	令和5年度 予算額 (千円)	1,513,430	令和6年度 予算額 (千円)	1,513,329	令和7年度 予算額 (千円)	1,541,938	令和8年度 予算額 (千円)	1,612,207
令和4年度 決算額 (千円)	1,403,554	令和5年度 決算額 (千円)	1,435,478	令和6年度 決算額 (千円)	1,457,544	令和7年度 決算額 (千円)	1,473,508	令和8年度 雇用勘定予算額 1,612,208 (千円) 一般会計予算額 68,917 (千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和4年度 予算執行率 (%)	89.4	令和6年度 予算執行率(%)	94.8	令和6年度 予算執行率(%)	96.3	令和7年度 予算執行率(%)	95.5		
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し	令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						

7 年 度 目 標	アウトカム 指標	(個別労働紛争対策費) 都道府県労働局長の助言・指導の実施による個別労働紛争の改善率を70%以上とする。 (多言語相談支援事業) 多言語コンタクトセンターが有用であった旨の回答を90%以上とする。	7 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	(個別労働紛争対策費) 77.5%(7,041件(助言・指導改善件数)/9,088件(助言・指導実施件数))(令和7年度) (多言語相談支援事業) 99%(394件/399件(回答があった件数のうち、有用と回答があった件数))
	アウトプット 指標	(個別労働紛争対策費) 都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1か月以内のものの割合を95%以上とする。 (多言語相談支援事業) 雇用環境・均等部(室)等への外国人からの相談件数を直近3か年平均以上とする。		アウトプット 指標 【○】	(個別労働紛争対策費) 98.5%(9,446件(1か月以内処理件数)/9,595件(手続終了件数))(令和7年度) (多言語相談支援事業) 110.9% (令和5年度15,644件＋令和6年度16,926件＋令和7年度19,119件)/3=17,229件
7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		(個別労働紛争対策費) 総合労働相談員が実施する助言・指導は、可能な限り、労働契約法等関係法令の条文や裁判例等を示し、一定程度の所感を述べた上で行うことを原則としているところ、令和6年度、独立行政法人労働政策研究・研修機構の協力を得て、最新の判例等を掲載した「個別労働関係法ハンドブック」を全国の労働紛争調整官と総合労働相談員に配布するとともに、総合労働相談員に対して、改めて、紛争解決手法等に係る研修を実施するなど、効果的な助言・指導を実施するための取組みを行い、目標達成につながったものと考えられる。 (多言語相談支援事業) 周知等の取り組みにより、多言語コンタクトセンターの利用率が一定程度定着したと考えられる。			
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題		(個別労働紛争対策費) 個別労働関係紛争解決制度担当職員に対して、紛争当事者の話し合いによる解決の促進・支援に資する関係法令・判例等の知識を付与する取組みをより充実して実施し、助言・指導改善率の向上を図る。 (多言語相談支援事業) 今後も多言語コンタクトセンターの活用が見込まれるため、必要な体制の確保を図る。			
評価		A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続		
令和8年度 事業概要		令和7年度と同様			
令和8年度目標 (アウトカム指標)		(個別労働紛争対策費) 都道府県労働局長の助言・指導の実施による個別労働紛争の改善率を70%以上とする。 (多言語相談支援事業) 多言語コンタクトセンターが有用であった旨の回答を90%以上とする。			
令和8年度目標 (アウトプット指標)		(個別労働紛争対策費) 都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1か月以内のものの割合を95%以上とする。 (多言語相談支援事業) 雇用環境・均等部(室)等への外国人からの相談件数を直近3か年平均以上とする。			
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)		(個別労働紛争対策費) 個別労働紛争解決制度は、個々の紛争の実情に即した解決を促進することを目的とし、助言・指導により一定の効果を持って紛争の解決や改善が図られることが重要であり、適切な業務運営の水準として令和6年度は助言・指導の実施による改善率70%以上を目標とし、上回ったところであるが、直近では令和5年度に改善率が70%を下回る水準(67.9%)となっており、令和8年度の目標値については経年の実績を踏まえ、令和7年度目標値及び令和6年度目標値を維持する形で設定した。 (多言語相談支援事業) 本事業は雇用環境・均等部(室)等に寄せられる各種相談について、多言語による通訳等を行う事業である。令和6年度は、他事業を参考に、利用者アンケートによる「有用だった」旨の回答割合を70%以上とするアウトカム目標とした。当初、相談した労働問題の解決状況や事業年度によって変動する可能性があると考え、3年程度は目標値を維持して傾向を確認した上で、平均値等の適切な目標値を設定することを想定していたが、目標設定初年度(令和6年度)に、目標(70%)を大きく上回る実績(99%)だったため、他事業も参考にして、令和7年度目標は、「有用だった」旨の回答割合を90%以上とすることにした。令和8年度も安定した運用を目指し90%以上を継続して目標とする。			
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性		(個別労働紛争対策費) 評価結果及び現下の情勢を踏まえ、必要額を精査の上で要求する。 (多言語相談支援事業) 評価結果及び現下の情勢を踏まえ、必要額を精査の上で要求する。			

事業名		雇用労働相談センター設置・運営経費						事業番号 (令和8年度)	43	
								事業番号 (令和7年度)	43	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	労働契約係	
実施主体		民間団体								
事業 ／ 制度 概要	目的及び 必要性 (何のため)	国家戦略特別区域法第37条の規定に基づき、国家戦略特別区域(以下「特区」という。))において、新規開業直後の企業、グローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、個別労働関係紛争を未然に防止すること等によって、事業展開することが容易となるよう、雇用労働相談センター(以下「センター」という。)を設置し、弁護士等による雇用労働に関する法律相談等、事業主等に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものである。 本事業は、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害防止等に資するものであることから、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。								
	対象 (誰／何を 対象に)	国家戦略特別区域における新規開業直後の企業、グローバル企業等								
	事務・事業 のスキーム (決定スキ ームを含む)	特区内にセンターを設置し、主として以下の事業を行う。 なお、センターは、国家戦略特別区域法第8条の規定に基づき各特区が作成する区域計画において、センターの設置が定められ、内閣総理大臣により認定された場合に設置されるものである。 (1)雇用労働相談員(社会保険労務士等)による電話相談、窓口相談等の対応 (2)弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応 (3)個別訪問指導 (4)セミナーの開催								
	実施 体制	一般競争入札(総合評価落札方式)により、以下のとおり民間団体に委託して実施している。 (1)福岡市・北九州市センター(平成26年11月29日設置)：有限責任監査法人トーマツが実施 (2)関西圏センター(平成27年1月7日設置)：株式会社バソナが実施 (3)東京圏センター(平成27年1月30日設置)：株式会社バソナが実施 (4)新潟市センター(平成27年10月29日設置)：有限責任監査法人トーマツが実施 (5)愛知県センター(平成28年4月25日設置)：有限責任監査法人トーマツが実施 (6)仙台市センター(平成28年6月28日設置)：株式会社バソナが実施 (7)広島県・今治市センター(平成28年10月28日設置)：株式会社バソナが実施 (8)北海道センター(令和7年7月15日設置)：有限責任監査法人トーマツが実施								
令和4年度 予算額 (千円)		295,849	令和5年度 予算額 (千円)	295,849	令和6年度 予算額 (千円)	295,849	令和7年度 予算額 (千円)	321,091	令和8年度 予算額 (千円)	317,767
令和4年度 決算額 (千円)		285,791	令和5年度 決算額 (千円)	265,236	令和6年度 決算額 (千円)	264,601	令和7年度 決算額 (千円)	268,717	令和8年度 雇用勘定予算額 317766(千円) 一般会計予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。	
令和4年度 予算執行率 (%)		96.6	令和5年度 予算執行率(%)	89.6	令和6年度 予算執行率(%)	89.4	令和7年度 予算執行率(%)	83.7		
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し		令和6年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
7 年 度 目 標	アウトカム 指標	センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について参考になった」旨の回答を95%以上とする。			7 年 度 実 績	アウトカム 指標 【○】	目標の95%を超える98.75%の利用者から「相談対応について参考になった」との回答を得た(目標達成率104%)。			
	アウトプット 指標	①直近3年間におけるセンターのセミナー1回当たりの平均参加者数32.22人(令和4年度から令和6年度の実績)以上とする。 ②センターにおける1か月の平均相談件数を、センターにおける直近3年間の1か月平均相談件数である121.76件(令和4年度から令和6年度の実績)以上とする。				アウトプット 指標 【○】	①1回当たりのセミナーの参加者数は、38.24人となり、目標達成状況は119%となった。 ②1か月あたりの平均相談件数は、125.36件となり、目標達成状況は103%となった。			
7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		アウトカム指標：専門的な知識を有する相談員が丁寧な相談対応に努めたため、目標を達成することができた。 アウトプット指標：セミナー平均参加者数について、セミナーの周知方法、トレンド・ニーズに合わせたテーマ設定、オフラインとオンライン環境の効果的な使い分けなどの工夫を行ったため、目標を達成することができた。また、平均相談件数について、センターに係る周知広報活動や関係機関との連携等を積極的に行いセンターの認知経路を増やしたため、目標を達成することができた。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		特区の関係自治体及び内閣府との定期的な意見交換等による連携強化を図りつつ、センターの更なる周知、相談体制の充実、効果的な方法でのセミナー実施に加え、引き続きセンターでの好事例・対策をセンター間で共有・実施できるよう改善策を講じた上で、更なる適正な事業運営に努める。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和8年度 事業概要		令和7年度と同様								
令和8年度目標 (アウトカム指標)		センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について参考になった」旨の回答を95%以上とする。								

令和8年度目標 (アウトプット指標)	①直近3年間におけるセンターのセミナー1回当たりの平均参加者数36.35人(令和5年度から令和7年度の実績)以上とする。 ②センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、センターにおける直近3年間の1ヶ月平均相談件数である118.92件(令和5年度から令和7年度の実績)以上とする。
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	アウトカム指標については、相談対応が本事業の中核であり、相談利用者にとって参考となる相談対応を行うことが重要であることから、相談利用者の満足度を指標とすることとし、その水準は95%以上とした。 アウトプット指標については、 ①適切な労務管理に係る情報提供を行うため、また、我が国の雇用ルールを的確に理解するため雇用指針を活用したセミナーを実施しているところであり、セミナーの参加者数を指標とすることとした。その水準は、使用予定の会場のキャパシティが限られることや、セミナーの受講対象者が特区内の新規開業企業等であり特定の地域の限られた属性の者であることを踏まえ、より客観的な目標に近づけるべく、実績に基づく指標として、直近3年間におけるセンターのセミナー1回当たりの平均参加者数36.35人(令和5年度から令和7年度の実績)以上とすることを目標とした。 ②本事業の中核である相談対応について、引き続き特区内の新規開業直後の企業及びグローバル企業等を雇用労働の側面から支援する役割を果たすため、センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、センターにおける直近3年間の1ヶ月平均相談件数である118.92件(令和5年度から令和7年度の実績)以上とすることを目標とした。
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性	各センターにおける執行実績等を踏まえ必要な要求を行う。

事業名		フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業					事業番号 (令和8年度) 事業番号 (令和7年度)		44 —	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係 フリーランス就業環境整備室調整係	
実施主体		民間事業者等(委託事業)								
事業／制度概要	目的及び必要性 (何のため)	フリーランスからの取引上のトラブルについての相談(ハラスメントや業務上の負傷を含む)に対応することにより、フリーランスとして働く方が安心して働ける環境整備を図ることを目的として、公正取引委員会及び中小企業庁と共同で実施する事業である。 令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。)の第21条において、「国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、特定受託事業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。」とされるとともに、国会における法案審議過程において、「特定受託事業者を対象とし、和解あっせん機能を有するフリーランス・トラブル110番において適切な相談対応を図ること」との附帯決議が衆・参両院でなされており(令和5年4月5日 衆議院内閣委員会、令和5年4月27日参議院内閣委員会)、本事業は、国が行う特定受託事業者(フリーランス)からの相談対応において大きな役割を担っている。 フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行により、今後フリーランスからの相談が見込まれることから、引き続き迅速かつ丁寧な相談対応や紛争解決の援助を行う必要がある。 令和6年11月1日より、フリーランス・事業者間取引適正化等法の特定受託事業者が、企業等(業務委託事業者)から業務委託を受けて行う事業(特定受託事業)等について、労災保険の特別加入制度の対象事業となったほか、令和7年5月14日に公布された「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」においては、既存の労働災害防止対策にフリーランス等も取り込み、労働者のみならずフリーランス等による災害の防止を図ることとされている。 こうした中、本事業は、ハラスメントや業務上の負傷等に関するフリーランスからの相談についても対応しており、労災保険の特別加入の対象者であり、労働安全衛生法による災害防止対策の対象となることも見込まれるフリーランスの安全衛生の確保に資するものである。 また、本事業では労働者性に関する相談にも対応しており、当該事業の利用を通じて、労働者としての安全衛生の保護等を受けることも想定されるところであり、これらのことから、本事業については社会復帰促進等事業で実施する必要性がある。								
	対象 (誰／何を対象に)	委託事業者等との間で取引上のトラブルを抱えているフリーランスの方								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	受託者において相談窓口(フリーランス・トラブル110番)を設置し、電話・メール等で弁護士がフリーランスからの相談に対応するとともに、相談者の希望に応じて和解あっせんによる紛争解決の援助を行う。								
	実施体制	民間事業者に委託して実施。 令和78年度事業については、第二東京弁護士会に委託して実施。								
	令和4年度 予算額 (千円)	—	令和5年度 予算額 (千円)	—	令和6年度 予算額 (千円)	—	令和7年度 予算額 (千円)	22,178	令和8年度 予算額 (千円)	22,178
令和4年度 決算額 (千円)	—	令和5年度 決算額 (千円)	—	令和6年度 決算額 (千円)	—	令和7年度 決算額 (千円)	22,073	令和8年度 雇用勘定予算額 0(千円)		
令和4年度 予算執行率 (%)	—	令和5年度 予算執行率(%)	—	令和6年度 予算執行率(%)	—	令和7年度 予算執行率(%)	99.5	一般会計予算額 45,029(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
令和6年度評価と それを踏まえた 令和8年度事業の 見直し	令和6年度評価									
7年度 目標	アウトカム 指標	和解あっせんによる紛争解決の援助(和解あっせんの受付件数について、年間190件)			7年度 実績	アウトカム 指標 【O】	令和7年度の和解あっせんの受付件数は、247件だった。			
	アウトプット 指標	フリーランス等に対する110番相談窓口での相談件数(年間12,000件)				アウトプット 指標 【O】	令和7年度の相談件数は、13,400件だった。			
7年度目標を達成(未達成) の理由(原因) ・今後の課題		いずれの指標も、弁護士が丁寧な相談対応に努め、相談者の相談内容に応じて和解あっせんを含む適切な解決方法等を教示したこと、また、ホームページ等でフリーランス・トラブル110番の周知を継続的に行っていることから、目標を達成することができたと考えられる。								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		令和8年度においてもフリーランスからの相談が見込まれることから、引き続き適正な事業実施に努める必要がある。								
評価		A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
令和8年度 事業概要		受託者において相談窓口(フリーランス・トラブル110番)を設置し、電話・メール等で弁護士がフリーランスからの相談に対応するとともに、相談者の希望に応じて和解あっせんによる紛争解決の援助を行う。								
令和8年度目標 (アウトカム指標)		和解あっせんによる紛争解決の援助(和解あっせんの受付件数について、年間180件)								
令和8年度目標 (アウトプット指標)		フリーランス等に対する110番相談窓口での相談件数(年間12,000件)								
令和8年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)		(アウトプット指標) 本事業は、取引上のトラブルを抱えているフリーランスの方からの相談に対応し、法的なアドバイスのほか、関係する機関の紹介等を通して、トラブルの解決を図ることを目的とした事業であり、相談対応の件数は事業執行率を客観的に計測する指標として適切であるため、受託者の実施体制等も踏まえ相談対応の件数をアウトプット指標として設定した。 (アウトカム指標) 和解あっせんの受付件数については、紛争解決の援助の状況を示す数値となり、本事業の目的であるフリーランスの抱える取引上のトラブルの迅速な解決という政策効果を計測する指標として適切であるため、受託者の実施体制等も踏まえ和解あっせんの受付件数をアウトカム指標として設定した。								
令和9年度要求に 向けた事業の 方向性		相談実績等を踏まえ、必要な要求を行う。								